

庁議付議事項概要書

協議事項・ <u>報告事項</u>		令和7年1月9日提出	
件名	笛吹市防災アプリの運用開始について	部局名	総務部
概要	<p>本市の防災行政無線の放送内容をスマートフォンに送信する笛吹市防災アプリの運用を、令和7年2月1日から開始(同日からアプリのダウンロードが可能)するので報告する。</p> <p>防災アプリは、同報無線屋外スピーカーの放送内容を放送と同時にスマートフォンにプッシュ通知し、スマートフォンで音声と文字により放送内容を確認することができる。また、避難指示などの避難情報や大雨警報などの気象情報を通知するほか、現在地周辺のハザードマップや指定避難所を表示し、指定避難所までのルート案内も行う。</p> <p>市職員は、自身のスマートフォンに防災アプリをインストールした後、ID、パスワードを用いログインすることにより、職員参集通知を受信することができる。</p>		
経過			
問題課題	<p>1 防災アプリは、市民にダウンロード及び使用してもらわないと市が発信した情報を受信してもらえない。</p> <p>2 災害時の職員参集通知の方法について、現在運用している職員参集メールと防災アプリの職員参集通知の2通りの方法がある。</p>		
対応策	<p>1 市民には、広報2月号(令和7年1月25日配布予定)と一緒に別添のチラシを全戸配布し、防災アプリのインストールを促進する。また、各地区区長会、地区防災計画作成ワークショップ、出前講座等の機会にも積極的に周知を行っていく。議会には、1月28日の市議会全員協議会で説明を行う。</p> <p>2 災害時の職員参集通知の方法については、令和7年4月から防災アプリによる職員参集通知に移行する。</p>		
協議結果	【報告事項確認了】		

地域を設定したらすぐ使えます！

最初に
 ・お住まいの地域
 ・職場の地域
 ・ご家族がいる地域
 などを設定して
 画面の説明に沿って操作をすれば設定完了です。
 あとから変更することもできます！

最大3件まで登録可能！



オフラインでも地図と避難所の表示、
 避難コンパス機能は使用できます！



現在地以外に、防災情報を取得する地域設定が可能（最大3件）です。GPSをオフにしている場合は、「●メインの地域」の防災情報が通知されます。

Fuefuki City Disaster Prevention Application

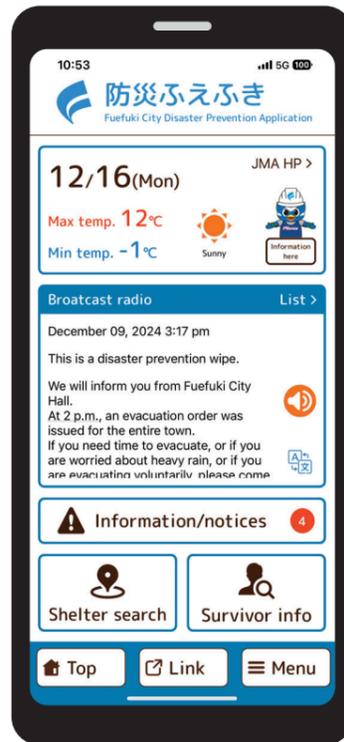
このアプリは、英語・中国語・韓国語に対応しています！

アプリ内の各メニューは、英語、中国語、韓国語に翻訳されます。多言語版は、端末の言語で自動的に起動します。
 ※お使いの端末の言語がサポートされていない場合は、英語版が起動します。

This app supports English, Chinese, and Korean!

Each menu in the app is translated into English, Chinese, and Korean. The multilingual version automatically launches in your device's language.
 *If the language of your device is not supported, the English version will start.

Download here



スマートフォン、タブレットで使用する

笛吹市公式 防災アプリ 防災ふえふき

家族みんなで
 持っている
 と安心だね

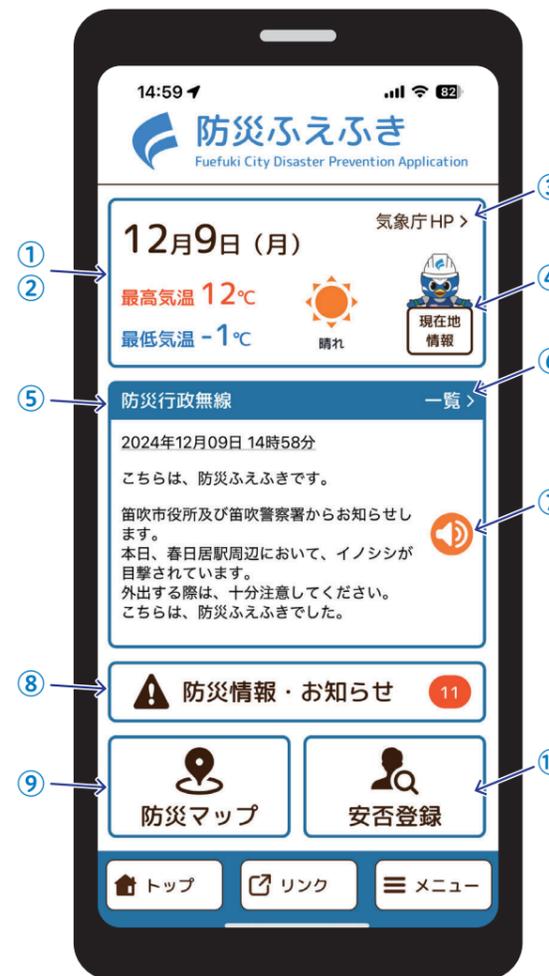


アプリのダウンロードはこちら



アンドロイド / iPhone / iPad 共通のQRコードです

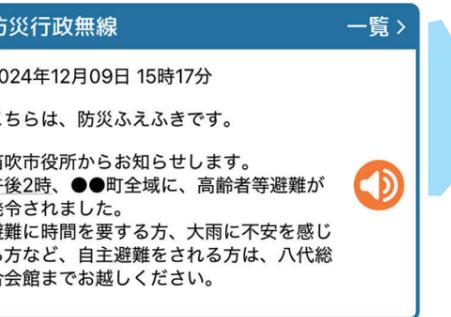
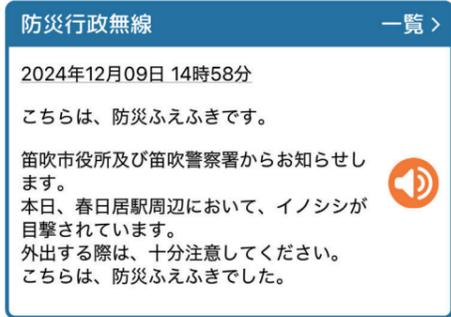
笛吹市 防災アプリ 防災ふえふき の主な機能



- ① **日付・天気予報**
 今日の日付、天気予報、気温を表示します。
- ② **避難情報アラート(災害モード)**
 避難情報が発令されると、日付・天気予報欄が避難情報アラートに変わります。
- ③ **気象庁HP**
 気象庁Webサイトで、笛吹市の防災情報を表示します。
- ④ **現在地の情報**
 現在地の緯度経度、標高、想定最大浸水深等を表示します。
- ⑤ **防災行政無線情報**
 最新の防災行政無線情報を表示します。
- ⑥ **防災行政無線(一覧)**
 防災行政無線の過去の放送履歴を表示します。
- ⑦ **音声再生**
 防災行政無線の音声を再生します。
- ⑧ **防災情報・お知らせ**
 現在地の防災情報一覧を表示します。
- ⑨ **防災マップ**
 現在地周辺の避難所を自動検索して地図に表示します。
- ⑩ **安否登録**
 自身の安否登録や家族の安否確認ができます。

便利な機能が
 たくさん!

笛吹市防災アプリ 防災ふえふき アプリの紹介



防災行政無線の連携

最新の防災行政無線の放送内容を文字で表示し、音声放送の内容を再生します。

- 1 どこにいても防災行政無線の放送を確認できます
- 2 聞き逃してもアプリを確認すれば安心
- 3 災害時以外にも確認できるので日常的に便利

おすすめポイント!



防災情報のプッシュ通知

アラート情報、気象庁の気象情報、停電情報などの防災情報をプッシュ通知で配信します。



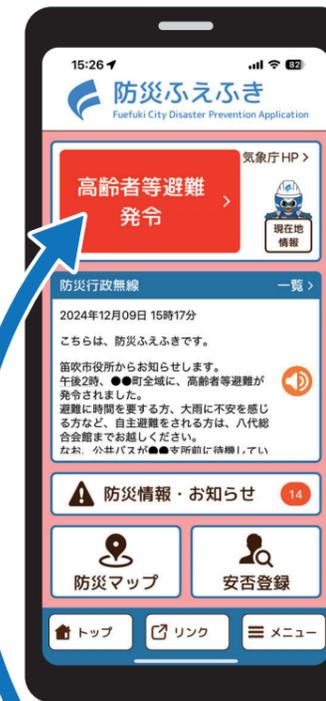
このアプリでまとめて確認できて安心だね



避難情報アラート (災害モード)

避難情報が発令されると、平常時のトップ画面の日付・天気予報欄が避難情報アラートに変わります。

災害モード



背景が赤くなって避難情報アラートが表示されるよ

通常モード



発令されている避難情報が表示されます。



ハザードマップの表示

浸水想定区域や土砂災害警戒区域などのハザードマップや震度マップを表示します。



今いる場所が危険かすぐに分かるから迷わずに避難ができます



日頃からアプリを活用しておこう!



避難所検索

現在地周辺の避難所を自動検索し、ルート案内を表示します。笛吹市外や山梨県外でも、最寄りの避難所を検索します。



旅行先でも最寄りの避難所を確認できます



避難コンパス

選択した避難所までの直線距離と方向を矢印で表示します。避難コンパス機能はオフライン時でも利用可能です。



あせていても分かりやすい!



現在地の危険性を確認

リアルタイムの情報が確認でき迅速に避難行動を開始できます



現在地又は任意の地点の緯度経度、標高、防災情報を表示します。また、浸水想定区域内では浸水深を表示します。

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和7年1月9日提出	
件名	笛吹市こども計画の策定について	部局名	子供すこやか部
概要	<p>令和5年4月に施行されたこども基本法では、都道府県及び市町村は、こども施策を総合的に推進することを目的に、こども計画の策定に努めることとされている。(山梨県は現在策定作業中)</p> <p>また、こども計画は、こども施策等に関する他の計画と一体的に策定することができることとされており、本市では、市全体の子ども、若者、母子等に関する施策を計画的かつ総合的に推進するとともに、市民の目にも一層分かりやすいものとするため、別紙の関連計画を包含する「笛吹市こども計画」として策定作業を進めてきた。</p> <p>については、計画案がまとまったので協議したい。</p>		
経過	<p>令和6年2月 市民へのアンケート調査</p> <p>令和6年3月 ニーズ調査の実施(就学前児童保護者、小学校児童保護者、児童扶養手当受給者)</p> <p>令和6年7月 こども・若者調査の実施(中高生、18歳～39歳)</p> <p>令和6年7月 市内子ども・子育て関係団体ヒアリング調査</p> <p>令和6年7月～12月 笛吹市子ども・子育て会議において協議(3回)</p>		
問題課題			
対応策	<p>今後のスケジュールは次のとおり。</p> <p>令和7年1月28日(火) 市議会全員協議会で計画案を説明</p> <p>令和7年1月23日(木)～2月20日(木) パブリックコメント</p> <p>令和7年3月上旬 笛吹市子ども・子育て会議の開催</p> <p>令和7年3月末 計画策定</p>		
協議結果	【協議事項了】		

【包含する計画】

- 1 「子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- 2 「次世代育成支援行動計画」(次世代育成支援対策推進法第8条)
- 3 「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」(こどもの貧困の推進の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条)
- 4 「成育医療等基本方針に基づく計画(うち母子保健)」(成育基本法)
- 5 「子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第61条)

「笛吹市こども計画」の概要

資料 1-1

趣旨	今日の子どもや若者、子育て世帯を取り巻く環境の変化等を踏まえ、子ども・若者、母子等に対する施策を計画的かつ総合的に推進することを目的に策定
包含される個別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者計画 ・笛吹市次世代育成支援行動計画 ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画 ・笛吹市成育医療等基本方針に基づく計画(うち、母子保健) ・笛吹市子ども・子育て支援事業計画(第3期)
現状・課題を踏まえた今後の取組	<p>健康増進アンケート調査、就学前児童保護者・小学生児童保護者・児童扶養手当対象者を対象としたニーズ調査、子ども・若者調査し、各種統計データ等をもとに、現状と課題を整理し、今後の取組の方向性を検討した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもを権利の主体として尊重 ・子どもを安心して産み育てる環境づくり ・教育・保育環境の充実 ・若者の自立と社会参加 ・地域での子ども・若者支援 ・貧困の解消に向けた対策の充実 ・母子の健康と子育てへの支援 など
基本理念	<p>みんなが自分らしく喜びをもって 成長できるまち ふえふき</p>
計画推進に向けた視点	<p>本計画では、こども基本法の基本理念をもとに、次のとおり6つの視点を重視しながら、取組の推進を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども一人ひとりが尊重され、基本的な人権が守られ、差別されない (2) 全ての子どもが大切に養育され、愛され、健やかな成長、発達、自立が図られるとともに、平等に教育を受ける機会が与えられる (3) 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、自分に直接関係することに意見を表明し、様々な社会的活動に参画する機会が確保される (4) 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、意見が尊重され、その子どもの現在と未来に向けた最善の利益が優先して考慮される (5) 子育ては、家庭を基本としながら、十分な支援を行い、心身とも健やかな育ちを保障する (6) 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会環境を整備する
推進体制	本計画を推進するに当たっては、家庭、保育所(園)、学校、地域、行政、関係機関・団体等、地域の様々な主体が協働・連携して取り組む
計画期間	令和7年度から令和11年度までの5か年
進行管理	計画(PPLAN)・実行(DO)・点検(評価)(CHECK)・見直し(ACT)のPDCAサイクルを活用し、本計画の策定の中心的な役割を担った「笛吹市子ども・子育て会議」において進捗状況についての点検・評価を行い、その結果を公表する



計画の具体的な取組へ

基本理念	基本目標	取組の方向	主な取組
みんなが自分らしく喜びをもって 成長できるまち ふえふき	基本目標 1 子どもの権利保障とすこやかな 成長への支援	(1) 子どもの権利に関する理解促進	①子どもの権利の普及啓発 ②子どもの声を聞く機会の充実
		(2) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①子どもが安心して過ごせる居場所づくり ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実
		(3) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援 ③子どもの権利侵害に関する相談・救済 ④子どものメディアリテラシーの充実
	基本目標 2 子どもを安心して産み育てるた めの支援	(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠、出産、子育て期の支援の実施 ②子育て支援サービスの充実 ③子育てに関する情報提供・相談体制の充実
		(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援	①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭への支援
		(3) 子どもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障がいがある子どもへの支援 ②特別な支援を要する子どもへの教育・医療の充実
	基本目標 3 子どもと子育てを支える教育・ 保育環境の整備	(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 ②学童保育クラブ・放課後子ども教室の充実
		(2) 幼児期から学童期の教育・保育体制の充実	①質の高い教育・保育サービスの提供 ②子どもの生きる力の育成
	基本目標 4 若者の自立と社会参加への支援	(1) 活動や就労の機会の充実	①若者の活動機会の充実 ②若者の就労・社会参加の機会の充実
		(2) 若者の課題解決に向けた支援	①若者に関する相談支援体制の整備 ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
	基本目標 5 子ども・若者への地域ぐるみで の支援	(1) 地域における子育て支援活動の推進	①地域における子育て支援ネットワークの強化
		(2) 子育て世帯が住み続けたい環境の整備	①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安全・安心の確保

2024.12 月版

笛吹市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

案

令和6年12月時点

笛吹市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 他計画との関連	2
5 計画の対象	3
6 計画とSDGsの関連	3
第2章 本市の子ども・子育て・若者の状況	6
1 統計データからみる本市の状況.....	6
2 アンケート調査からみる本市の状況.....	32
3 関係団体ヒアリング調査からみる本市の状況.....	49
4 本市の子ども・若者を取り巻く現状・課題まとめ.....	52
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念.....	59
2 計画推進に向けた視点	60
3 基本目標と目標指標.....	61
4 計画の体系	64
第4章 施策の展開	66
基本目標1 子どもの権利保障とすこやかな成長への試演.....	66
基本目標2 子どもを安心して産み育てるための支援.....	78
基本目標3 子どもと子育てを支える教育・保育環境の整備.....	91
基本目標4 若者の自立と社会参加への支援	100
基本目標5 子ども・若者への地域ぐるみでの支援	103
第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画	111
1 教育支援.....	112
2 生活の安定に資するための支援.....	113
3 保護者の就労支援.....	114
4 経済的支援	116
第6章 成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健）	118
1 妊娠～出産期の母子保健.....	119
2 出産～乳幼児期の母子保健.....	121
3 学童期・思春期・青年期以降の母子保健	125

4	ICTの活用等による施策の推進	126
5	成育医療等基本方針に基づく評価指標	129
第7章	子ども・子育て支援事業（第3期）	131
1	教育・保育の提供区域の設定	131
2	幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制と確保方策	132
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制と確保方策	134
4	「放課後児童対策パッケージ」に関する事項	145
5	学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	146
第8章	計画の推進	147
1	計画の推進体制	147
2	進捗状況の管理	147
3	情報提供・周知	147
4	関係機関・県等との連携	147
	資料編	148
1	笛吹市子ども・子育て会議設置条例	148
2	笛吹市子ども・子育て会議委員名簿	150
3	策定経過	151

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年我が国では、少子高齢化の進行とともに、経済環境や家族形態の変化などの影響で、子どもや若者、子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化しています。

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、令和4年6月に「こども基本法」を制定し、令和5年4月に施行するとともに、こども家庭庁を発足しました。笛吹市（以下「本市」という。）においても、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進に向けた取組を進めていくことが求められています。

本市では、子育て支援サービスの計画的な整備を進めるとともに、子どもと子育て家庭に関する様々な課題に対応するため、令和2年3月に「育つよろこび 育てるしあわせ みんなで子育てのまち 笛吹」を基本理念とした「第2期笛吹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していくための取組を進めてきました。

さらに、令和6年7月、本市は「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、子どもたちが健やかに幸せに成長できる社会の実現を目指しています。

また、母子保健に関しては、妊娠から出産、子育て期において、母子ともに健康で健やかに過ごせるよう、平成29年3月に「第1次母子保健計画」を策定し、関連施策を推進してきました。今後も、引き続き施策の充実を図っていく必要があります。

一方、近年全国的に顕在化している児童虐待への対応や子どもの貧困問題、障がいがある子どもへの支援などについては、引き続き課題に取り組んでいく必要があります。また、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化するなかで、いじめ・不登校や就職難、ひきこもりなど、子ども・若者をめぐる課題が深刻化しているため、これまで以上に一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が求められています。

山梨県では「こどもの生涯にわたるウェルビーイング向上の実現を目指して」を基本理念とするこども計画を策定しており、本市でも、この趣旨を踏まえた取組を推進していく必要があります。

こうした背景を踏まえ、子ども・若者、母子等に対する施策を計画的かつ総合的に推進することを目的に、「笛吹市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間として策定します。また、社会経済情勢の変化や子ども・若者、子育て環境等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行います。

■計画の期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度
本計画									

3 計画の位置づけ

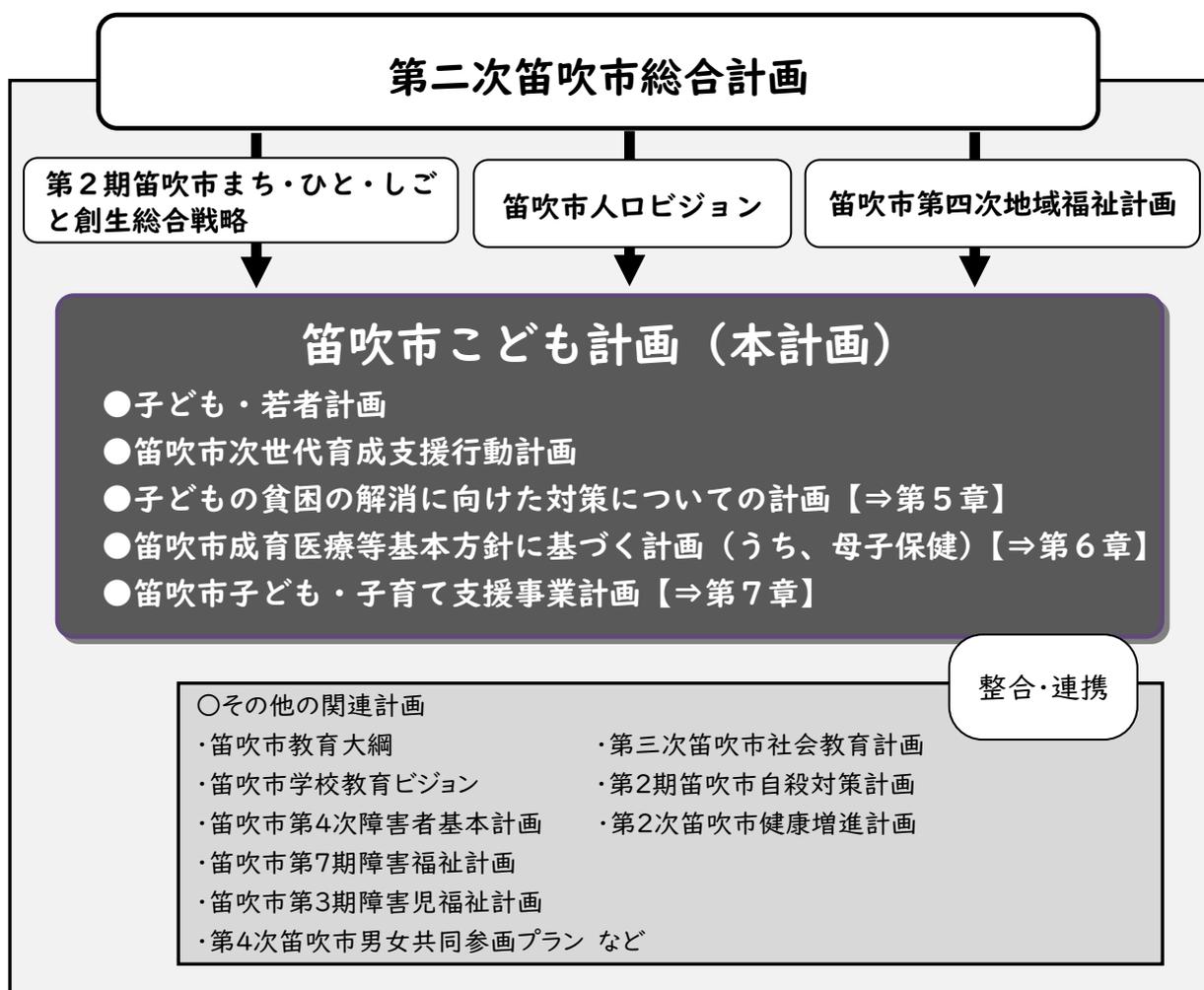
本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、こども大綱、都道府県こども計画等を勘案して策定します。

また、市全体の子ども・若者に関する施策を総合的、統一的に関連づけるとともに、市民の目にも一層わかりやすいものとするため、以下の関連諸計画を包含し、一体のものとして作成します。

- 「子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- 「次世代育成支援行動計画」(次世代育成支援対策推進法第8条)
- 「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
(「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条」)
- 「成育医療等基本方針に基づく計画(うち、母子保健)」(成育基本法)
- 「子ども・子育て支援事業計画」(子ども・子育て支援法第61条)

4 他計画との関連

本計画は、最上位計画である第二次笛吹市総合計画を基に、本市の関連諸計画との整合・連携を図りながら策定しています。



5 計画の対象

こども基本法において、「こども」とは『心身の発達の過程にある者をいう』とされています。これは、18歳あるいは20歳といった、特定の年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

また、「こども大綱」においては、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）としています。

なお、「若者」については、法令上の定義はありません。「思春期」及び「青年期」の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとしています。

計画の対象については、上記をふまえ、18歳までを「こども」、19歳から39歳までを「若者」ととらえ、施策等を位置付けます。また、「子育て当事者」も施策の対象としています。

6 計画とSDGsの関連

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて取り組むことがSDGs達成に資するとの認識のもと、「笛吹市SDGs推進方針」を定めて取組を推進しており、個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。そこで、本計画においても上記をふまえ、SDGsの達成に向けた取組を推進します。

■SDGs 17の目標



持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）

2015年9月の国連総会において2030年までに世界中で達成すべき事柄として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

我が国においても、SDGsを取り入れながら、持続可能な地域社会を構築していくことが求められています。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）の概要は、次のとおりです。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

第2章 本市の子ども・子育て・若者の状況

1 統計データからみる本市の状況

(1) 人口

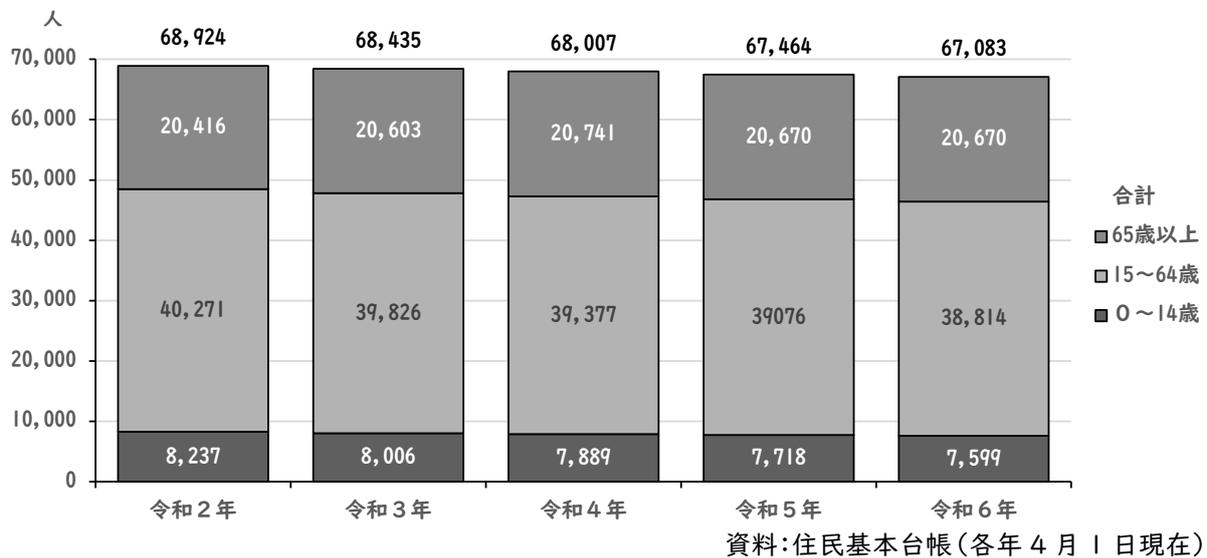
① 総人口の推移・推計

令和2年から令和6年にかけて、総人口は減少しています。年齢層別にみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向、65歳以上では横ばい傾向にあります。

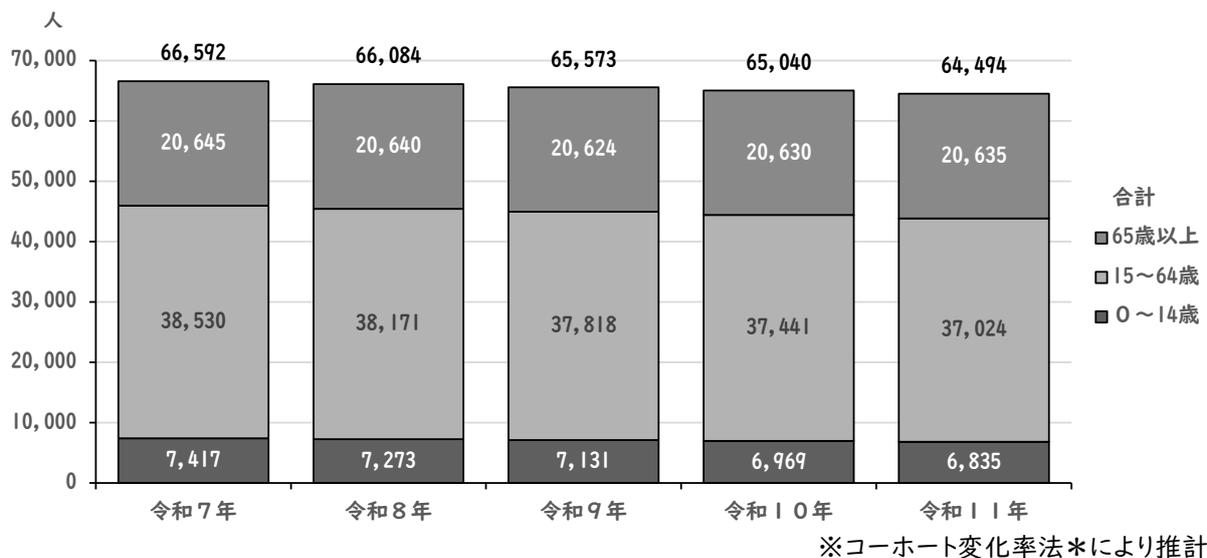
令和7年から令和11年にかけては、総人口は継続して減少が見込まれます。

年齢層別にみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向、65歳以上でも横ばい傾向が続く見込みとなっています。

■総人口の推移



■総人口の推計



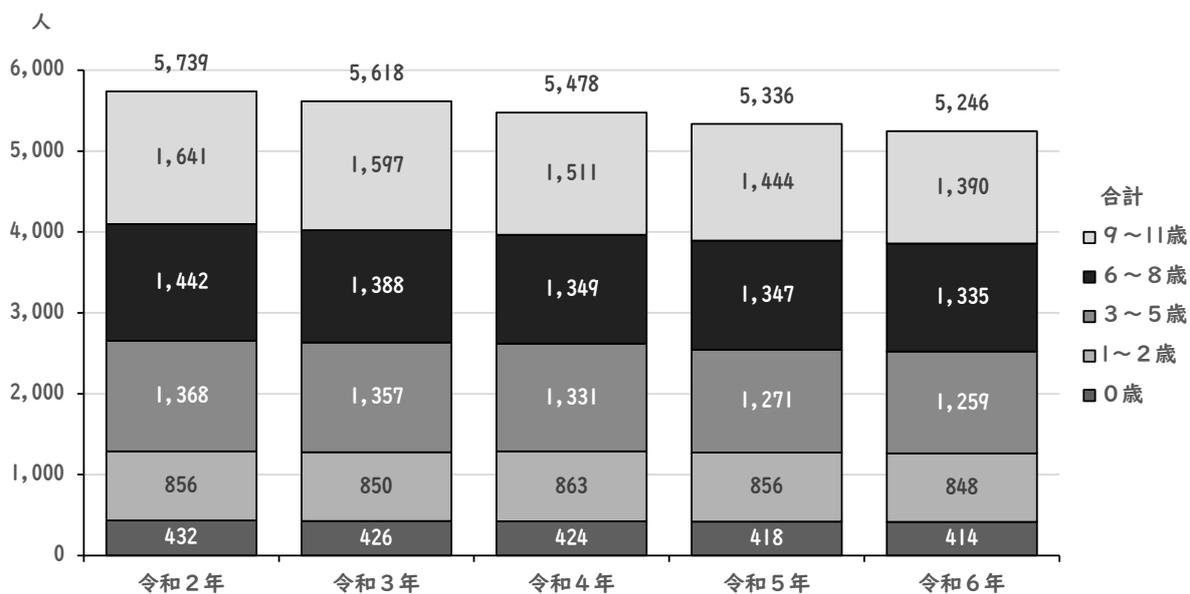
*コーホート変化率法・・・あるコーホート(同時期に出生した集団)の人口が一定期間に変化する割合(変化率)に着目し、その変化率が将来的にも維持されることを前提に将来人口を算出する手法。

② 子どもの人口推移・推計

令和2年から令和6年にかけて、子どもの人口は5,739人から5,246人へと、493人の減少となっています。

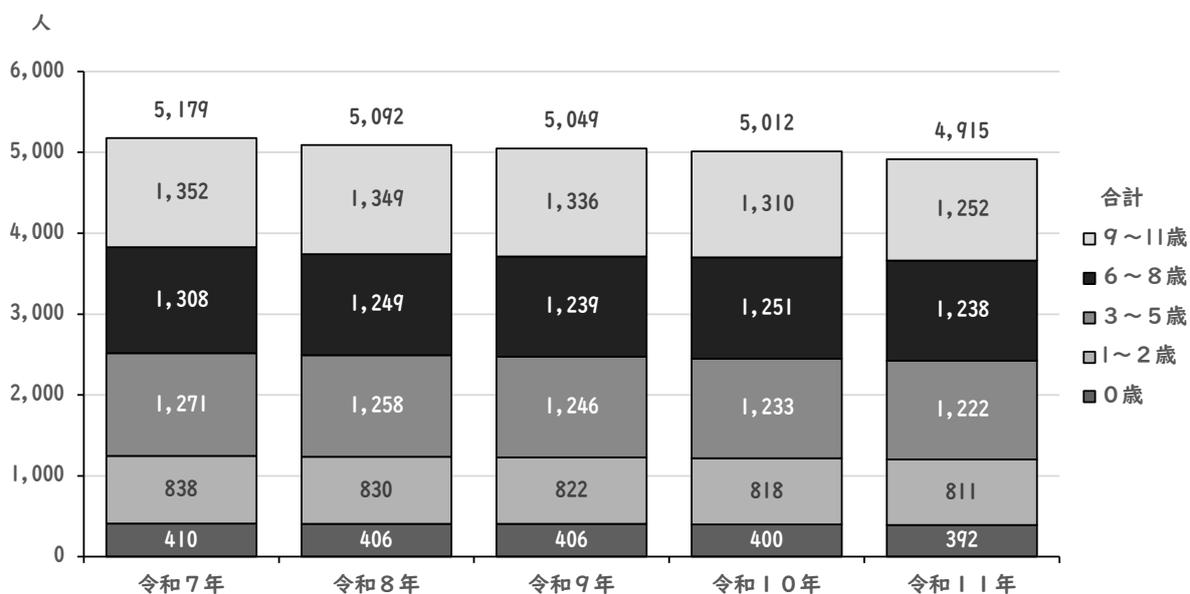
令和7年から令和11年にかけても、減少傾向が続くと見込まれます。

■ 0～11歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 0～11歳人口の推計



※コーホート変化率法により推計

■ 0～11歳人口の推移（年齢別）

（単位：人）

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	432	426	424	418	414
1歳	416	436	430	428	422
2歳	440	414	433	428	426
3歳	491	438	412	431	426
4歳	434	487	434	408	427
5歳	443	432	485	432	406
6歳	483	439	428	480	427
7歳	468	484	440	429	481
8歳	491	465	481	438	427
9歳	550	494	467	483	440
10歳	553	550	494	467	483
11歳	538	553	550	494	467
計	5,739	5,618	5,478	5,336	5,246

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 0～11歳人口の推計（年齢別）

（単位：人）

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	410	406	406	400	392
1歳	418	414	410	410	403
2歳	420	416	412	408	408
3歳	424	418	414	410	406
4歳	422	420	414	411	407
5歳	425	420	418	412	409
6歳	402	421	416	414	408
7歳	428	403	422	417	415
8歳	478	425	401	420	415
9歳	429	480	427	403	422
10歳	440	429	480	427	403
11歳	483	440	429	480	427
計	5,179	5,092	5,049	5,012	4,915

※コーホート変化率法により推計

(2) 世帯

世帯数は、令和2年から令和6年にかけて、29,625 世帯から 30,616 世帯へと約 1,000 世帯増加しています。一方で、一世帯あたりの人員については、同期間で 2.32 人から 2.19 人へと減少しています。

なお、ひとり親世帯数は、令和2年から令和6年にかけて、437 世帯から 383 世帯へと 54 世帯減少しています。

■世帯数・一世帯あたり人員の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数（世帯）	29,625	29,907	30,038	30,302	30,616
一世帯あたり 人員（人）	2.32	2.28	2.26	2.22	2.19

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ひとり親世帯数の推移

（単位：世帯）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	437	428	452	398	383

資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

※児童扶養手当に係る認定者数

(3) 出生・婚姻等

① 出生の状況

令和元年から令和5年にかけて、出生数は 400 人台半ばで推移しています。

■出生数の推移

（単位：人）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	465	460	468	453	448

資料：人口動態統計（各年10月1日現在）

② 婚姻・離婚の状況

令和元年から令和5年にかけて、婚姻件数は 300 件台から200件台へ減少、離婚件数は 140 件台から100件前後へ減少しています。

■婚姻・離婚件数の推移

（単位：件）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻件数	332	272	255	264	236
離婚件数	141	113	106	95	104

資料：人口動態統計（各年10月1日現在）

(4) 未就学児

① 認定者数の推移

令和2年度から令和6年度にかけて、1号認定（幼稚園、認定こども園）の児童数（各年度4月1日現在）は204人から294人に増加しています。

2・3号認定（保育所（園）+認定こども園）の児童数（各年度4月1日現在）は2,000人台から1,700人台へと減少しています。

1号認定（幼稚園+認定こども園）の児童数、2・3号認定（保育所（園）+認定こども園）の児童数とも、年度当初と年度末を比較すると、1割程度増加する傾向にあります。

■ 1号認定（幼稚園+認定こども園）児童数の推移 （単位：人）

	各年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園、認定こども園 児童数（人）	4月1日現在	204	216	231	278	294
	3月1日現在	218	244	241	302	—

資料：保育課

■ 2・3号認定（保育所（園）+認定こども園）児童数の推移 （単位：人）

	各年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所（園）、認定こども園 児童数（人）	4月1日現在	2,054	1,921	1,850	1,806	1,763
	3月1日現在	2,157	2,076	2,007	1,961	—

資料：保育課

※小規模保育事業所を除く

※1号、2号、3号認定とは

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、保育所（園）や幼稚園などに入園するには、保育の必要性の有無や年齢等に応じた区分ごとに「支給認定」を受けることが必要となっています。（認定が不要な幼稚園もあります。）

■ 認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり （共働きなど）	3～5歳	保育所（園）、認定こども園
3号	保育の必要性あり （共働きなど）	0～2歳	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

② 保育所（園）

市内には、公立の保育所が 10 施設、私立の保育園が4施設、小規模保育事業所が1施設あり、合計で 1,114 人の定員となっています。

■保育所（園）

（単位：人）

施設名	公私	定員	児童数 令和 6.3.1	児童数 令和 6.4.1	入所可能 年齢	保育時間 (平日) 延長保育時 間含む	保育時間 (土曜日) 延長保育時 間含む
石和第一保育所	公	90	63	71	満2ヶ月～	7:00-19:00	7:00-18:00
石和第二保育所	公	120	82	70		7:00-19:00	7:00-18:00
石和第四保育所	公	160	157	141		7:00-19:00	7:00-18:00
石和第五保育所	公	80	80	73		7:00-19:00	7:30-18:30
御坂東保育所	公	40	22	12		7:30-18:30	7:00-18:00
御坂西保育所	公	100	79	77		7:00-19:00	7:00-18:00
御坂葵保育所	公	100	87	83		7:00-19:00	7:00-18:00
八代花鳥保育所	公	35	22	20		7:30-18:30	7:00-18:00
かすがい西保育所	公	130	79	74		7:30-19:00	7:30-18:30
芦川へき地保育所	公	30	2	0	満2歳～	8:30-17:15	7:00-18:00
英保育園	私	50	43	41	満2ヶ月～	7:30-19:00	7:30-19:00
相興保育園	私	60	68	52	満3ヶ月～	7:30-19:00	7:30-18:30
あさま保育園	私	40	41	34	満3ヶ月～	8:00-19:00	8:00-19:00
御所保育園	私	60	64	55	満3ヶ月～	7:30-18:30	7:30-18:30
合計		1,095	889	803			

資料：保育課（児童数以外 令和6年4月1日現在）

※児童数には市外からの受託児を含む

■市内の小規模保育事業所

（単位：人）

施設名	公私	定員	児童数 令和 6.3.1	児童数 令和 6.4.1	入所可能年齢
OLive 保育園	私	19	20	16	満2ヶ月～2歳児まで

資料：保育課（児童数以外 令和6年4月1日現在）

※児童数には市外からの受託児を含む

③ 幼稚園

認定が必要な幼稚園を利用している児童数は、令和2年度の77人から令和6年度の101人に増加しています。一方、認定不要の幼稚園に通う児童数は、令和6年4月1日現在で101人となっています。

■幼稚園児童数（1号認定）の推移

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園児童数	77	84	81	105	101

資料：保育課（各年度4月1日現在）※本市の認定児童数

■幼稚園別の市内在住児童数

（単位：人）

施設名	公私	定員	児童数
石和誠心幼稚園	私	60	35
他市町村の幼稚園（新制度移行園）	—	—	66
他市町村の幼稚園（新制度未移行園）	—	—	0
合計		60	101

資料：保育課（令和6年4月1日現在）

④ 認定こども園

市内には、認定こども園が12施設あり、合計で1,300人の定員となっています。

■市内の認定こども園

（単位：人）

施設名	公私	定員	児童数 令和6.3.1		児童数 令和6.4.1		入所可能 年齢
			1号 認定	2・3号 認定	1号 認定	2・3号 認定	
山梨英和プレストンこども園	私	125	24	88	20	77	満6ヶ月～
石和あら川こども園	私	135	9	116	9	110	満6ヶ月～
わかば保育園	私	95	18	79	15	69	満2ヶ月～
石和東こども園	私	135	17	126	15	110	満2ヶ月～
みさかきたこども園	私	75	—	72	15	51	満2ヶ月～
都保育園	私	95	14	79	11	67	満3ヶ月～
木の花保育園	私	75	14	51	10	55	満3ヶ月～
一宮保育園	私	65	12	48	14	41	満2ヶ月～
博愛保育園	私	115	12	82	10	75	満2ヶ月～
八代保育園	私	95	15	70	12	68	満2ヶ月～
境川保育園	私	140	15	105	15	91	満2ヶ月～
笛吹あら川こども園	私	150	—	136	14	126	満2ヶ月～
合計		1,300	150	1,052	160	940	

資料：保育課（児童数以外 令和6年4月1日現在）

※児童数には市外からの受託児を含む

⑤ 2・3号認定者における施設類型別・年齢別入所児童数の推移

保育所（園）は入所児童数が多いものの、各年齢とも年々減少傾向にあります。一方、認定こども園は各年齢とも、入所児童数が増加傾向にあります。

■保育所（園）等児童数（2・3号認定）の推移

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	保育所（園）	50	40	41	33	16
	認定こども園	20	22	22	32	31
	小規模保育事業所	1	2	5	3	2
1歳児	保育所（園）	203	179	167	153	129
	認定こども園	88	80	104	154	156
	小規模保育事業所	3	6	6	5	10
2歳児	保育所（園）	272	233	209	173	173
	認定こども園	109	122	117	166	212
	小規模保育事業所	7	6	6	6	7
3歳児	保育所（園）	305	280	256	181	152
	認定こども園	107	108	126	147	186
	小規模保育事業所	—	—	—	—	—
4歳児	保育所（園）	333	294	272	225	150
	認定こども園	106	112	118	154	170
	小規模保育事業所	—	—	—	—	—
5歳児	保育所（園）	335	314	279	229	183
	認定こども園	115	123	122	145	186
	小規模保育事業所	—	—	—	—	—
合計		2,054	1,921	1,850	1,806	1,763

資料：保育課（各年度4月1日現在）
※児童数には、市外園の利用者を含む

⑥ 1号認定者における施設類型別・年齢別入所児童数の推移

幼稚園、認定こども園の入所児童数は、ともに増加傾向にあります。

■幼稚園等児童数（1号認定）の推移

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
1歳児	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
2歳児	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
3歳児	幼稚園	31	32	43	43	47
	認定こども園	0	0	0	16	9
4歳児	幼稚園	37	34	40	48	51
	認定こども園	0	0	0	9	18
5歳児	幼稚園	30	33	35	49	62
	認定こども園	0	0	0	13	8
合計		98	99	118	178	195

資料：保育課（各年度4月1日現在）

※児童数には、市外園の利用者を含む

(5) 小学生

① 小学校児童数の推移

市内の公立小学校の児童数は令和3年度をピークに減少傾向にあります。御坂西小、芦川小で微増となっています。

■小学校児童数の推移

(単位:学級/人)

小学校名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学級数	児童数								
石和南	13	207	13	209	13	210	12	187	9	198
石和東	10	159	10	151	11	143	11	147	10	146
石和北	10	159	12	154	11	156	11	154	10	140
富士見	19	348	18	334	19	320	19	308	16	307
石和西	16	288	15	275	17	290	18	286	16	277
御坂西	24	509	25	524	26	536	27	543	28	537
御坂東	8	63	9	63	8	58	9	57	9	54
一宮西	18	306	18	307	18	290	18	280	15	257
一宮南	7	91	8	93	9	82	9	84	9	90
一宮北	9	87	8	92	8	91	8	88	7	81
八代	21	428	22	432	22	440	22	409	21	410
境川	11	190	11	187	11	180	11	169	9	159
春日居	20	377	21	400	21	385	22	381	21	368
芦川	2	7	2	8	4	12	5	13	6	12
合計	188	3,219	192	3,229	198	3,193	202	3,106	186	3,036

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

② 学童保育

学童保育施設は、市内に 10 施設 31 教室あり、全体の定員 1,319 人に対して登録児童数は 1,143 人です。学年別にみると、学年が上がるに従って減少傾向となっています。

■学童保育施設

(単位:人)

施設名	実施場所	定員	登録児童数
石和南小第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	石和南小学校	120	90
石和東小第 1・第 2 学童保育クラブ	はなぶさふれあい児童館	30	39
	石和東小学校	60	29
石和北小第 1・第 2 学童保育クラブ	石和北小学校	60	45
富士見小第 1・第 2・第 3・第 4 学童保育クラブ	富士見小学校	160	131
石和西小第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	石和西小学校	120	116
御坂第 1・第 2・第 3・第 4・第 5 学童保育クラブ	御坂児童センター	99	93
	御坂保健センター	60	67
	御坂西小学校	35	39
一宮第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	一宮児童館	165	148
八代第 1・第 2・第 3 学童保育クラブ	八代児童センター	70	54
	若彦路ふれあいセンター別館	55	52
	八代小学校	40	38
境川学童保育クラブ	境川児童館	45	57
かすがい第 1・第 2・第 3・第 4・第 5 学童保育クラブ	春日居児童センター	80	34
	春日居学童児童ひろば	120	111
合計		1,319	1,143

資料:子育て支援課(令和6年5月1日現在)

■学童保育登録児童数の推移

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	308	316	300	276	291
2年生	348	289	298	291	266
3年生	271	271	241	249	256
4年生	168	161	197	161	180
5年生	66	76	74	109	93
6年生	30	30	34	35	57
低学年利用者	927	876	839	816	813
低学年児童数(※)	1,590	1,587	1,584	1,514	1,441
利用割合	58.30%	55.20%	52.97%	53.90%	56.42%
高学年利用者	264	267	305	305	330
高学年児童数(※)	1,629	1,642	1,609	1,592	1,596
利用割合	16.21%	16.26%	18.96%	19.16%	20.68%
合計	1,191	1,143	1,144	1,121	1,143

資料:子育て支援課(各年5月1日現在)

※児童数については、私立小学校、特別支援学校等の児童を含む。

(6) ファミリー・サポート・センター

協力会員、依頼会員、両方会員いずれも年々増加しています。
事業利用実績については、年度によって増減があります。

■会員数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力会員	205	210	215	221	226
依頼会員	688	733	786	851	963
両方会員	59	63	66	69	72
合計	952	1,006	1,067	1,141	1,261

資料:子育て支援課(各年度3月31日現在)

■事業利用実績の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未就学児	1,102	876	848	807	998
小学校低学年	937	902	1,013	751	660
小学校高学年	252	116	232	391	271

資料:子育て支援課(各年度3月31日現在)

(7) 児童虐待

児童虐待の件数は全国的に増加傾向にあり、山梨県、本市においても例外ではありません。虐待の未然防止、早期発見への取組は重要となります。

■児童虐待相談件数の推移(全国・山梨県)

(単位:件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国		193,780	205,044	207,660	219,170
山梨県	児童相談所分	1,218	1,347	1,462	1,451
	市町村分	688	761	797	761
	合計	1,906	2,108	2,259	2,212

資料:山梨県子育て支援局子ども福祉課(各年度3月31日現在)

■児童虐待相談件数の推移(本市)

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本市	97	113	133	122	141

資料:子育て支援課(各年度3月31日現在)

(8) 配慮を要する子どもの状況

児童扶養手当受給者数、就学援助受給者数は、増減はありますがともに減少傾向にあります。

■児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一部支給	203	203	208	206	195
全部支給	320	292	290	259	255
合計	523	495	498	465	450

資料:子育て支援課(各年度末)

■就学援助受給者数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	認定者数(人)	337	336	330	322	328
	認定率(%)	96.0	96.0	97.0	98.0	93.0
中学生	認定者数(人)	228	230	234	220	199
	認定率(%)	96.0	97.0	95.0	97.0	96.0

資料:学校教育課(各年度末)

市内公立小中学校におけるいじめ発生件数、不登校児童生徒数については、次のとおりです。

■市内公立小中学校におけるいじめ発生件数の推移

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	800	643	643	698	622
中学校	141	80	73	75	96
合計	941	723	716	773	718

資料:学校教育課(各年度末)

■市内公立小中学校における不登校児童生徒数の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	25	37	48	64	59
中学校	82	102	112	116	113
合計	107	139	160	180	172

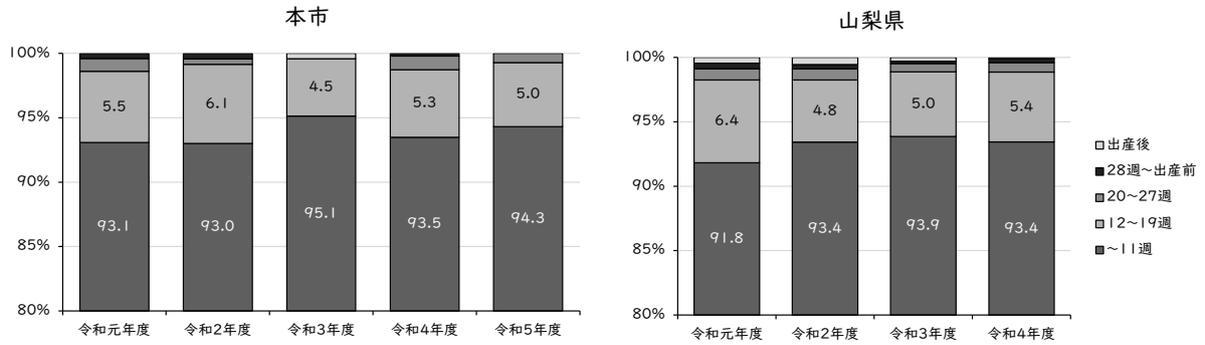
資料:学校教育課(各年度末)

(9) 母子保健の状況

① 妊娠届け出週数

妊娠届け出週数をみると、「11 週まで」が令和5年度で94.3%と、早期届出が定着していますが、「20 週以降」の届出が毎年わずかで見られます。

■ 妊娠届け出週数の推移（本市・山梨県）

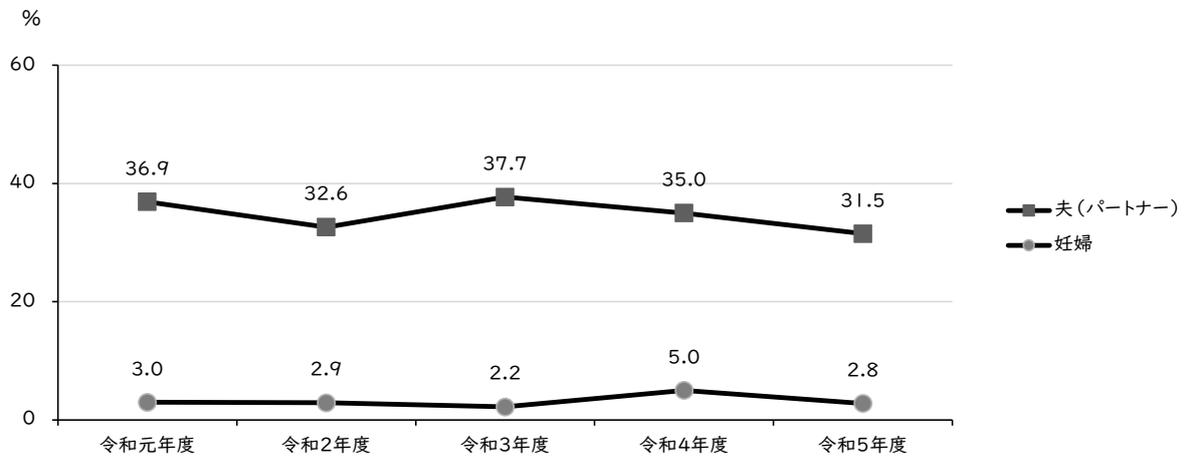


資料：母子保健統計（各年度末現在）

② 喫煙

妊婦の喫煙は多く、横ばいで推移しています。夫（パートナー）の喫煙割合は3割を超えて推移していますが、近年減少傾向となっています。

■ 喫煙の状況

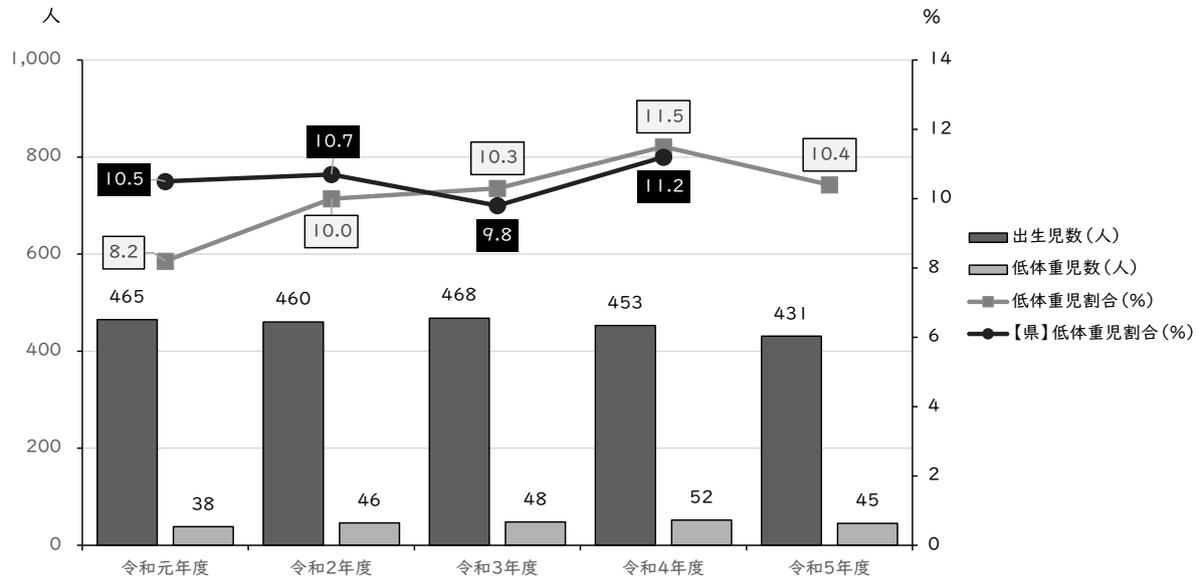


資料：妊娠届時「生活のようす」

③低出生体重児

低出生体重児の割合は、おおむね1割前後で推移しており、県の水準と大きな差異はありません。出生後にも発育・発達や健康上のリスクが高いことから、必要に応じた個別支援の実施や、継続的な見守りが必要です。

■低出生体重児



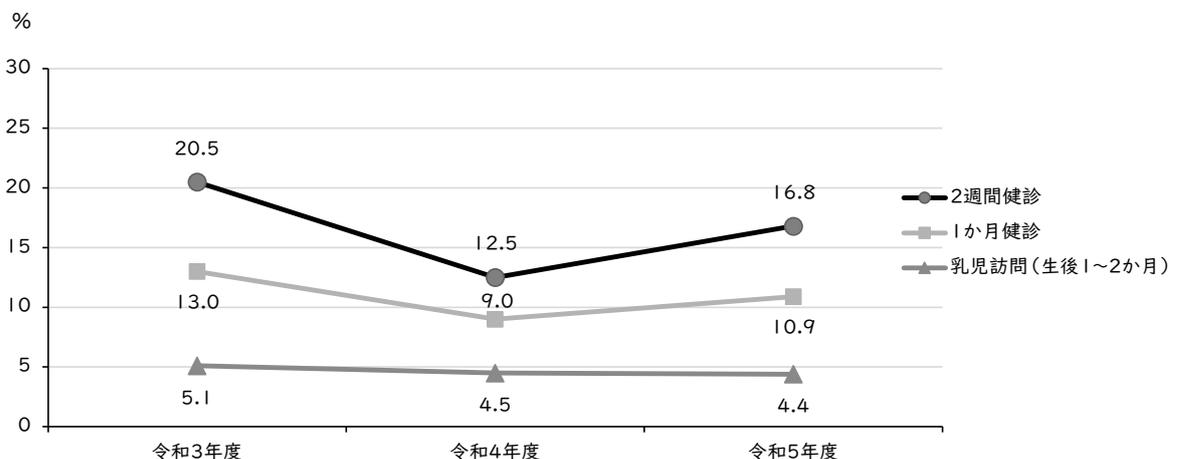
資料：人口動態統計

④産後うつ

産後2週間健診、産後1か月健診、乳児訪問時にEPDSを実施しています。EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)は産後うつ病のスクリーニングとして用いられています。産後2週間健診と乳児訪問では、産後2週間健診の方が高値の割合が高くなっています。

一定期間が経過すると、徐々に環境に慣れ、リスクが低下する傾向が見られますが、出産直後には、特に不安定となりやすいことがうかがえます。

■エジンバラ産後うつ病質問票 9点以上(高リスク)の割合

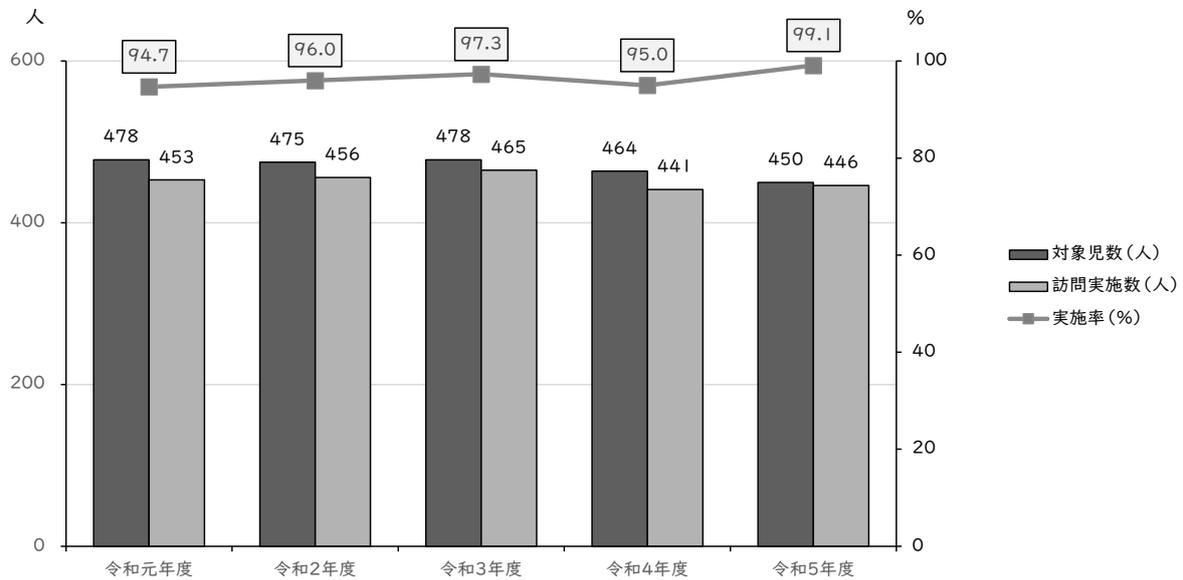


資料：乳児訪問、2週間健診、1か月健診

⑤赤ちゃん訪問

赤ちゃん訪問は令和5年度は99.1%と高く、長期入院や里帰りなどを除き、ほぼすべての対象者を訪問しています。

■赤ちゃん訪問実施状況

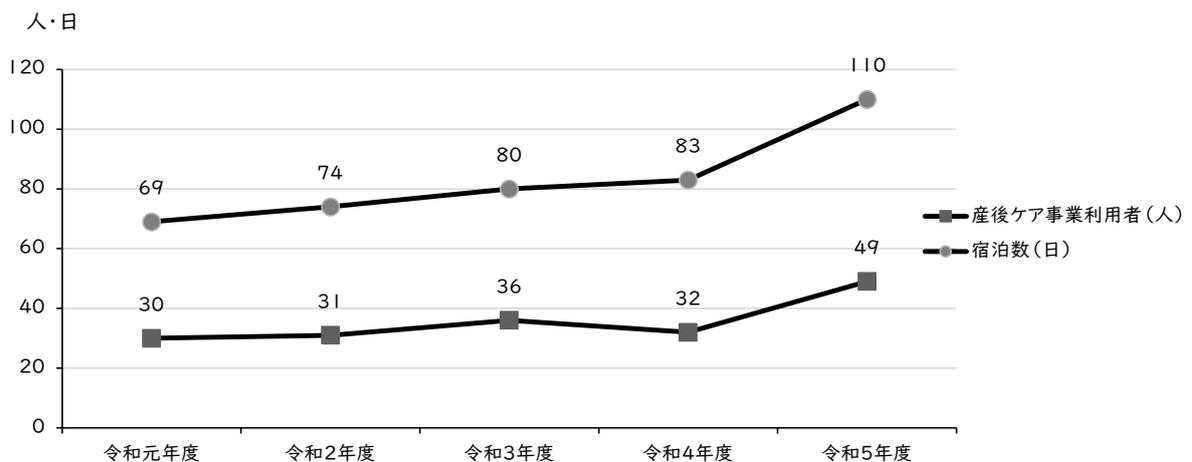


資料:母子保健統計

⑥産後ケア事業

産後ケア事業の利用者数、宿泊数ともに増加傾向となっています。令和5年度より減免制度が導入され、利用しやすくなったことも増加の要因として考えられます。

■産後ケア事業利用者及び宿泊数



資料:産後ケア利用実績

⑦乳幼児健康診査

乳幼児健康診査受診率は、90%後半の高い受診率を維持しています。

■乳幼児健康診査受診率

(単位:%)

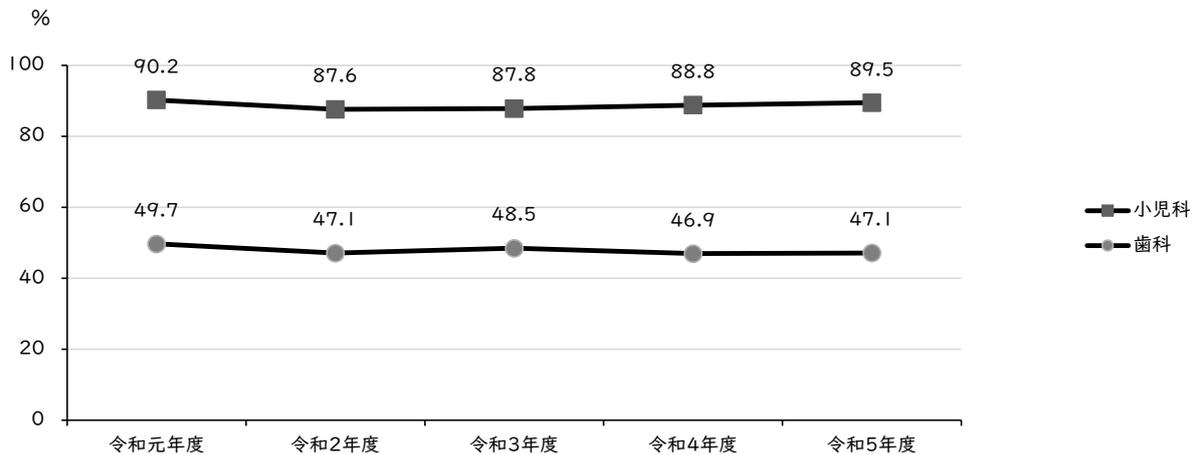
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児健診	98.1	90.6	96.0	95.3	97.7
10か月児健診	98.3	コロナで中止	96.0	97.1	100.2
1歳6か月児健診	98.5	98.3	98.1	99.8	97.8
3歳児健診	96.0	97.0	98.0	99.2	97.9

*前年度未受診者を含むため、100%を超える年度もあります。 資料:母子保健統計

⑧かかりつけ医

かかりつけ医をもつ子どもの割合は、小児科で9割前後となっていますが、歯科では5割弱となっています。健康に関する相談や、必要に応じて専門的医療につないでくれるかかりつけ医の更なる普及が必要です。

■かかりつけ医をもっている子どもの割合【3歳児健診】

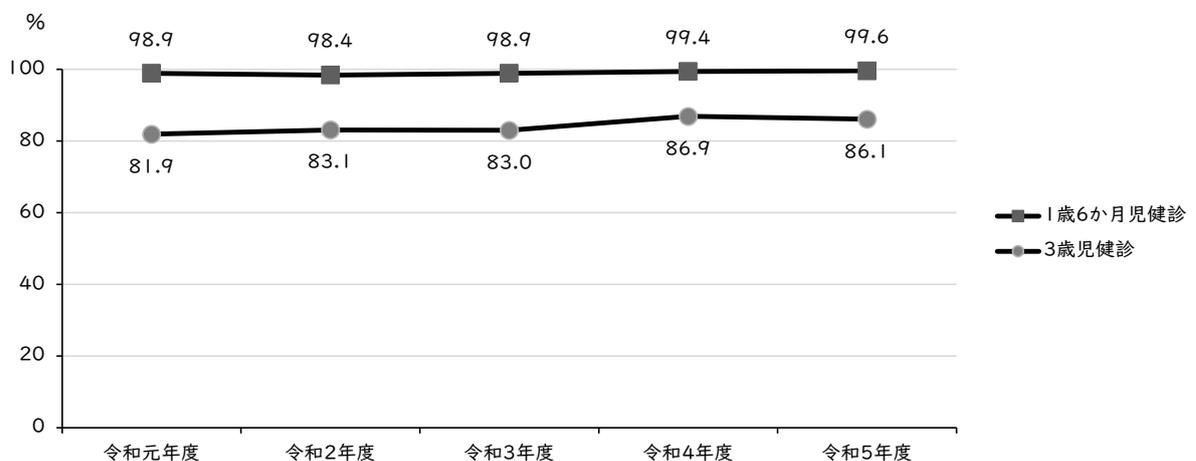


資料:3歳児健診

⑨う歯

1歳6か月児健診、3歳児健診ともに、う歯のない割合は増加傾向となっています。

■う歯の状況

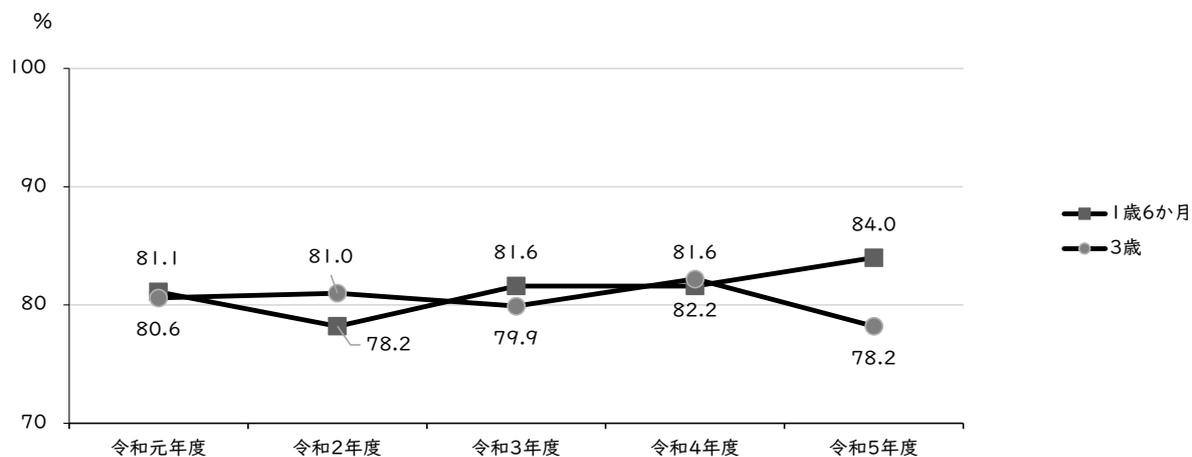


資料:母子保健統計

⑩起床・就寝時間

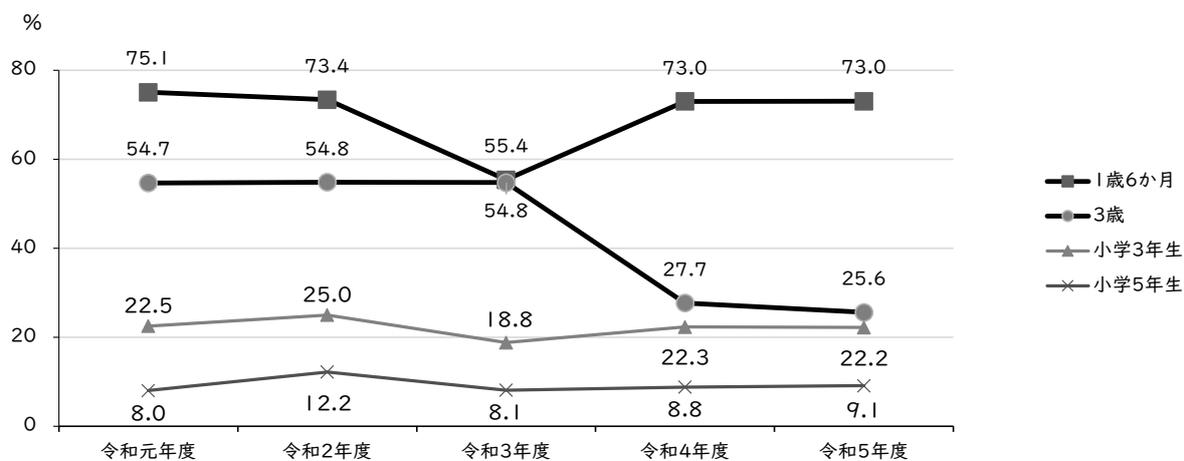
年齢が上がるにともない、夜型生活への移行が急速に進むことがうかがえます。早寝・早起きの規則的な生活習慣の獲得に向けて、引き続き周知・啓発を図る必要があります。

■7時までに起床している子どもの割合



資料：幼児健診問診

■21時までに就寝している子どもの割合

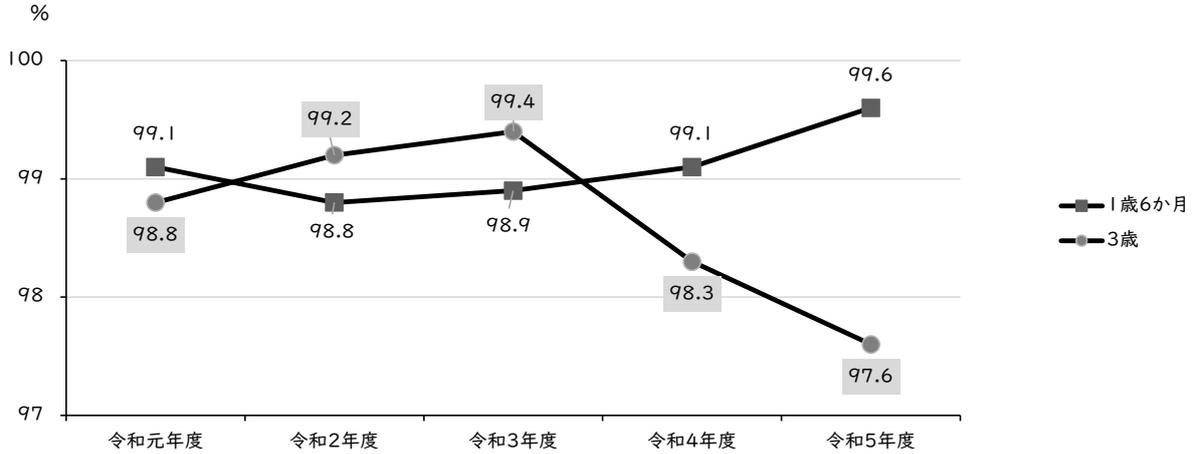


資料：幼児健診問診、笛吹教育白書

⑪食習慣

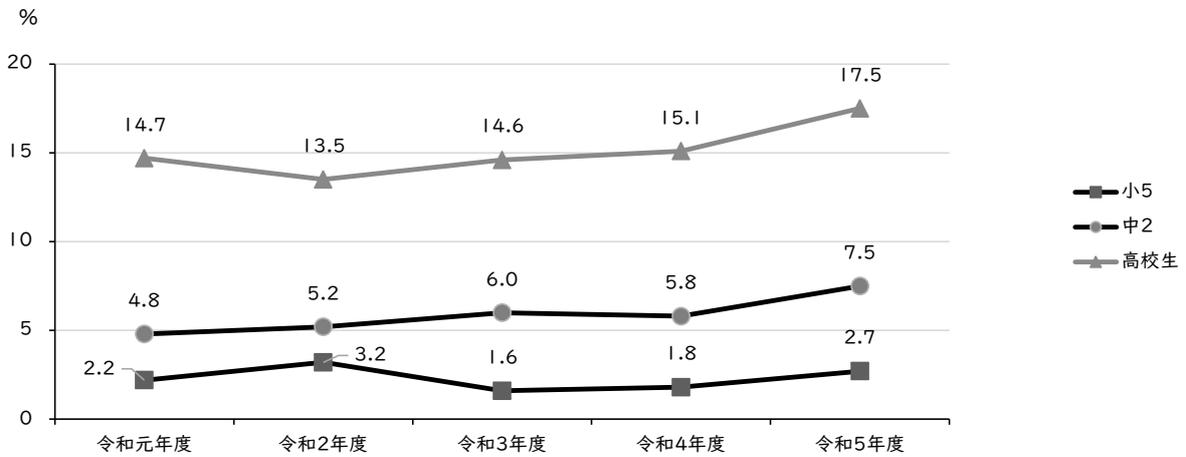
欠食の原因には、家族の生活習慣や育児スタイルが大きく影響しています。特に、年齢が上がるにつれて、朝食を抜く割合が大きく上昇する傾向にあります。規則正しく食事をする習慣の大切さについて、一層の啓発が必要です。

■3食食べている子どもの割合



資料：幼児健診問診

■朝食を欠食する子どもの割合



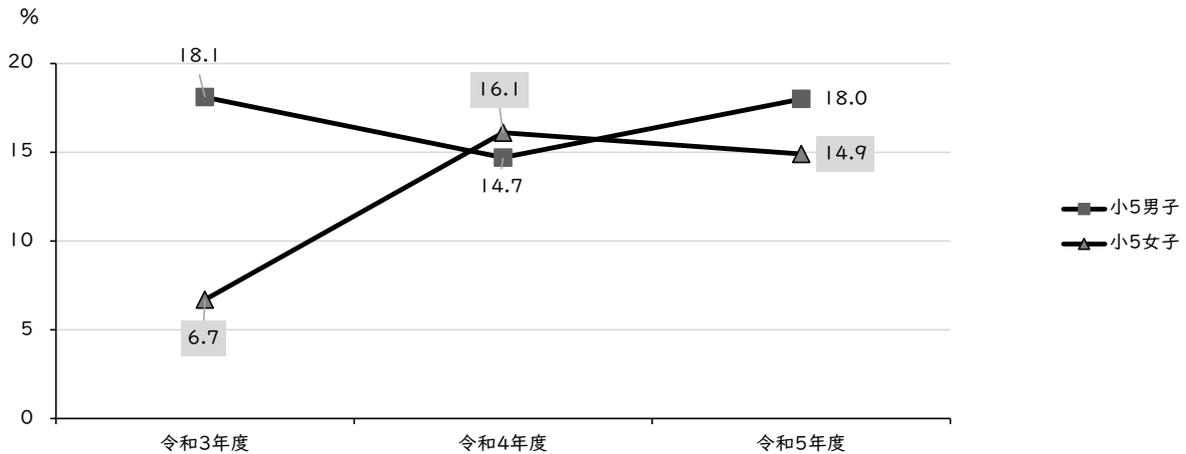
資料：(小5,中2) 笛吹教育白書、(高校生) 高校生アンケート

⑫肥満・痩身

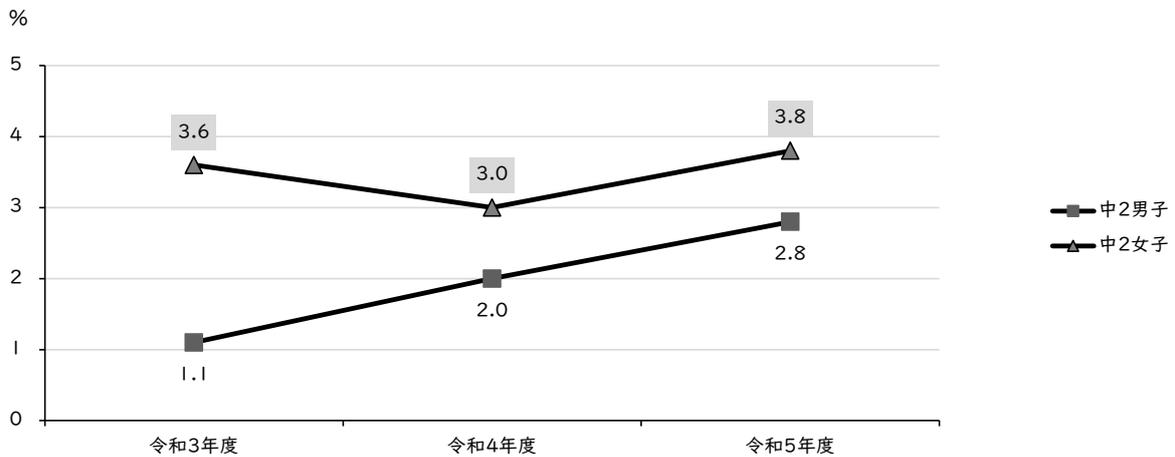
近年、子どもの肥満・痩身は健康上の重要な課題となってきましたが、特に新型コロナウイルス感染症の拡大に合わせ、運動不足等による肥満が増加しています。令和4年度の小学5年生女子の肥満傾向は16.1%と、国・県を上回っています。

また、痩身については、中学生男女ともやや増加傾向となっています。小児期の過度な肥満・痩身は、将来的な疾病につながる可能性が高いことから、改善に向けた取組を推進することが求められます。

■肥満傾向



■痩身傾向



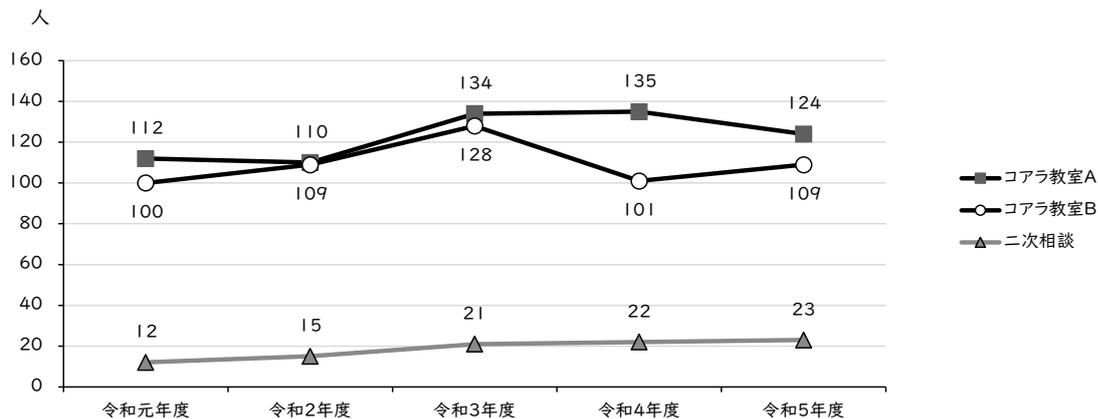
令和4年度		本市	国	県
肥満傾向(肥満度+20%以上)の 子どもの割合	小5男子	14.7	15.1	17.7
	小5女子	16.1	9.7	12.1
痩身傾向(肥満度-20%以下)の 子どもの割合	中2男子	2.0	2.6	1.4
	中2女子	3.0	3.3	3.2

資料:学校保健統計調査

⑬相談等

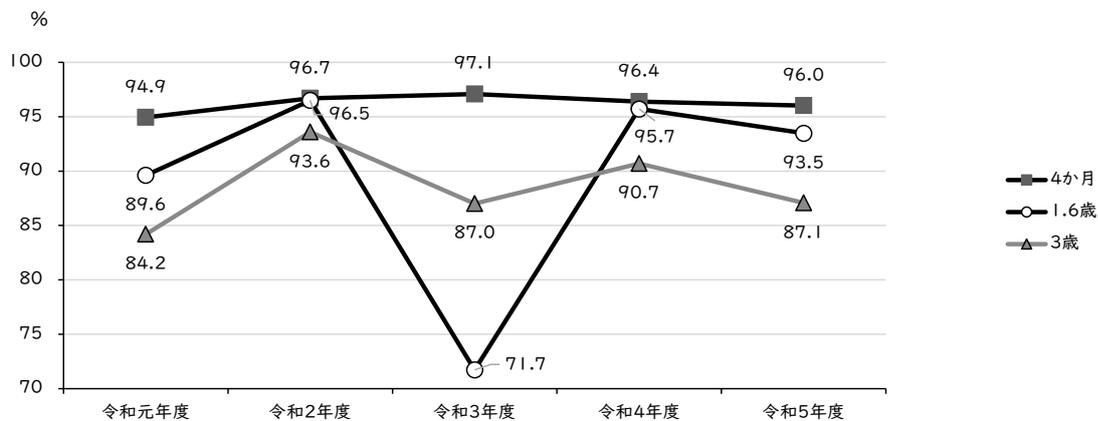
乳幼児健診後、発育・発達についての確認や継続した支援が必要な子どもについて、二次相談事業を実施しており、相談件数は微増傾向となっています。また、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合、育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合ともに、年齢が上がるにつれて割合が低下しています。安心して子育てできるよう、相談体制・相談機会の充実を図る必要があります。

■二次相談事業



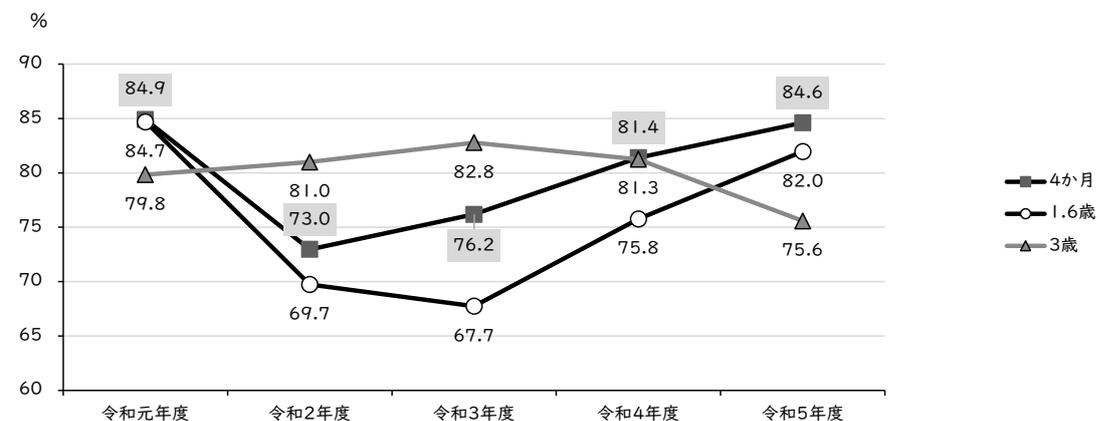
資料:二次相談事業実績

■ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合



資料:乳幼児健診問診

■育てにくさを感じたときに対処できる保護者の割合

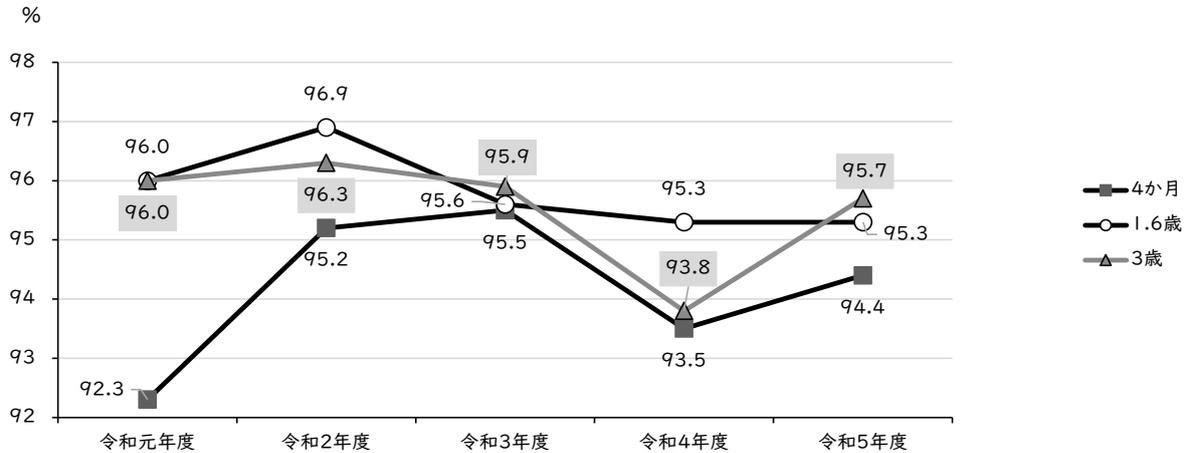


資料:乳幼児健診問診

⑭地域での子育て意向

この地域で子育てをしたいと思う親の割合は、9割半ば前後で推移しています。誰もが孤立せず安心して子育てができるよう、子育てにやさしい環境づくりを進める必要があります。

■この地域で子育てをしたいと思う親の割合



資料：乳幼児健診問診

⑮思春期事業

市内の中学校と共同で、思春期事業『いのちの授業』を開催しています。命の大切さに気づき、自尊感情を育むことや健康の維持・向上に取り組むことを目的として行っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い未実施でしたが、それ以降、実施校数と生徒の参加率は、年々上昇傾向となっています。引き続き市内5校と共同し、事業を実施していきます。

■思春期事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数(校)	4	コロナで中止	1	2	4
生徒参加率(%)	95.7	コロナで中止	88.8	89.8	90.5

資料：思春期事業実績

⑯予防接種

麻しん・風しんの接種率は、Ⅰ期目、Ⅱ期目ともに減少傾向となっています。特にⅡ期の予防接種率が低くなっていることから、接種の必要性についての周知とともに、受診勧奨を強化していく必要があります。

■予防接種接種率

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
麻しん・風しんⅠ期	102.9	102.2	101.3	97.2	93.5
麻しん・風しんⅡ期	91.5	92.0	91.4	90.2	88.4

*前年度未受診者を含むため、100%を超える年度もあります。

資料：予防接種実績

(10) 第2期子ども・子育て支援事業計画での実績

① 教育・保育の提供体制の確保内容と実績

2号認定は令和2年度以降、1号認定は令和5年度以降、量の見込みを上回る定員を確保しました。

■教育・保育の需要量の見込みと確保(定員)の実績

(単位:人)

	2号	3号
上段	幼稚園の利用意向が強い人数	0歳
中段	上記以外	1・2歳
下段	合計	合計

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (必要利用定員総数)		170	96 1,339 1,435	187 730 917	175	95 1,318 1,413	187 736 923	177	92 1,272 1,364	185 743 928
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園 (教育・保育施設)	200	- 1,340	190 740 930	200	- 1,320	190 740 930	200	- 1,280	190 740 930
	地域型 保育事業	/	/	1 9 10	/	/	- - 10	/	/	- - 10
確保の実績 (定員)	保育園、認定こども園、幼稚園 (教育・保育施設)	115	1,489	169 727 896	145	1,442	173 739 912	160	1,394	172 738 910
	幼稚園 (認定不要)	200	/	/	200	/	/	200	/	/
	地域型 保育事業	/	/	10	/	/	19	/	/	19

		令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (必要利用定員総数)		174	90 1,251 1,341	183 743 926	172	89 1,236 1,325	181 740 921
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園 (教育・保育施設)	200	- 1,270	190 740 930	200	- 1,260	190 740 930
	地域型 保育事業	/	/	- - 10	/	/	- - 10
確保の実績 (定員)	保育園、認定こども園、幼稚園 (教育・保育施設)	235	1,341	170 738 908	271	1,293	169 741 910
	幼稚園 (認定不要)	0	/	/	0	/	/
	地域型 保育事業	/	/	19	/	/	19

② 教育・保育に係る量の見込みと実績

保育園利用者、幼稚園利用者とも、利用実績は量の見込みを下回りました。

なお、定員の合計の実績は、確保策を上回る人数となっています。

■教育・保育の需要量の見込みと利用児童の実績

(単位:人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
保育園利用者 (2・3号認定)	量の見込み	2,256	2,241	2,200	2,177	2,157
	実績	2,054	1,921	1,850	1,806	1,763
幼稚園利用者 (1号認定+確認を受けない幼 稚園利用者)	量の見込み	266	270	269	264	261
	実績	172	149	166	178	195
利用者の合計	量の見込み	2,522	2,711	2,469	2,441	2,418
	実績	2,226	2,070	2,016	1,984	1,958
定員の合計	確保策	2,480	2,460	2,420	2,410	2,400
	実績	2,500	2,499	2,464	2,484	2,474

※量の見込みの算出にあたり、2号認定のうち幼稚園の利用意向が強い人数は、幼稚園利用者を含めます。

実績:各年度4月1日現在

③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

ファミリー・サポート・センター事業の低学年、病児・病後児保育事業で、実績が量の見込みを大きく上回っています。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績（各年度3月31日現在）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
延長保育事業（人）		量の見込み	496	484	471	461	452
		実績（私立）	538(292)	447(268)	442(285)	476(310)	—
放課後児童 健全育成事 業（人）	低学年	量の見込み	901	909	911	902	881
		実績	816	816	779	759	—
	高学年	量の見込み	226	253	251	250	255
		実績	178	190	237	227	—
子育て短期支援事業 （人日）		量の見込み	30	29	28	28	27
		実績	47	36	22	49	—
地域子育て支援拠点 事業（人回/月）		量の見込み	1,885	1,833	1,777	1,746	1,713
		実績	1,190	1,243	1,508	1,575	—
一時預かり事業 （人日/年） ※実績には認定不要の幼 稚園を含まない		量の見込み	12,761	12,456	12,005	11,752	11,521
		実績	9,747	7,899	8,844	10,710	—
幼稚園型 <1号認定>	量の見込み	364	354	340	332	325	
	実績	8,306	7,505	8,349	10,326	—	
幼稚園型 <2号認定>	量の見込み	10,956	10,665	10,233	10,003	9,794	
	実績	幼稚園型<1号認定>に含む				—	
幼稚園型を除く		量の見込み	1,441	1,437	1,432	1,417	1,402
		実績	156	394	495	384	—
病児・病後児保育事業 （人日/年）		量の見込み	358	350	341	334	327
		実績（市内）	—	145	146	164	—
		実績（広域）	117	146	175	350	—
ファミリー・ サポート・セ ンター事業 （人日/年）	低学年	量の見込み	613	611	606	596	580
		実績	902	1,013	751	660	—
	高学年	量の見込み	419	417	414	407	396
		実績	116	232	391	271	—
利用者支援事業（か所）		量の見込み	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	—
妊婦健康診査（人回） ※カッコ内は延べ数		量の見込み	6,748	6,734	6,678	6,594	6,538
		実績	5,881 (6,797)	6,034 (8,914)	8,172 (10,193)	7,931 (9,928)	—
乳児家庭全戸訪問事業 （人）		量の見込み	482	481	477	471	467
		実績	455	467	457	446	—
養育支援訪問事業 （人）（実人員） ※実績は延べ人数、実人 員、世帯数		量の見込み	303	299	295	289	283
		実績	677人	742人	534人	166人	—
			479人 277世帯	645人 275世帯	429人 303世帯	106人 93世帯	—

④ 「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項に係る実績

放課後児童クラブ(学童保育)の教室数は、令和6年度目標を上回る整備を行いました。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、実施か所数の増加はありませんでしたが、「ふれあい教室」を年間通じて多数回開催し、子どもたちが安全に、豊かな体験活動を経験できる取組を推進しました。

■令和元年度に達成されるべき目標事業量

	実績 (平成30年度)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6.4.1現在)
放課後児童クラブ(学童保育) の教室数(教室)	10か所(27教室)	10か所(29教室)	10か所(31教室)
一体型の放課後児童クラブ及 び放課後子ども教室(か所)	2か所	2か所	2か所

2 アンケート調査からみる本市の状況

本計画の策定にあたって、令和6年3月に「笛吹市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」、令和6年7月から8月にかけて「笛吹市こども・若者調査」の2つのアンケート調査を実施しました。また、令和6年2月から3月にかけて実施した「健康増進に係る市民アンケート調査」結果から、母子保健に関連する調査結果を抜粋しています。

(1) 調査概要

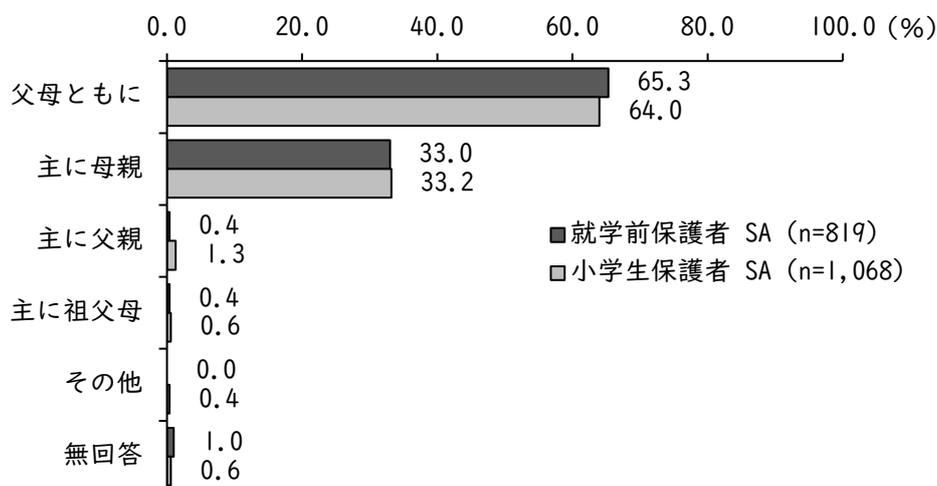
調査名	調査対象	配付数	回収数 (WEB 回答)	回収率
笛吹市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 【ニーズ調査】 (令和6年3月4日～3月22日)	就学前児童保護者	2,000 件	819 件	41.0%
	小学校児童保護者	1,500 件	1,068 件	71.2%
	児童扶養手当受給者	600 件	210 件	35.0%
笛吹市こども・若者調査 【こども・若者調査】 (令和6年7月12日～8月2日)	市内中学校、高等学校、 高等支援学校生徒	2,316 件	1,666 件 (1,520 件)	71.9%
	市内在住 18 歳から 40 歳未満の市民	2,000 件	474 件 (199 件)	23.7%
第3次健康増進計画策定に係る 市民アンケート調査 (令和6年2月26日～3月18日) 【健康増進調査】	市内在住 18 歳から 65 歳未満の市民	7,654 件	2,029 件	26.5%

(2) 主な調査結果 (ニーズ調査)

① 家族等の状況

⇒就学前児童保護者、小学校児童保護者とも、子育ては「父母ともに」行っている。一方、「主に母親」の割合も3割を超えることから、父親が子育てに関われる環境づくりが求められる。

■子育て（教育を含む）を主に行っている人

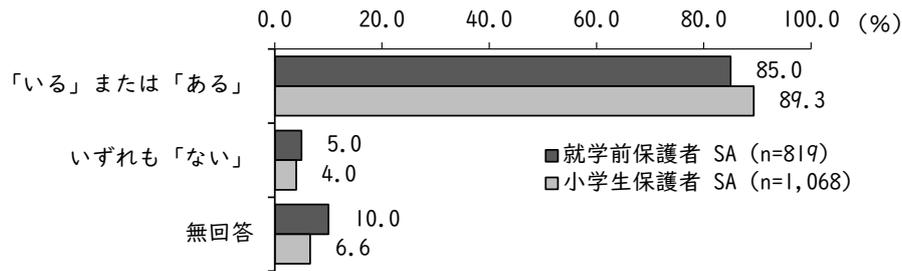


②子どもの育ちをめぐる環境

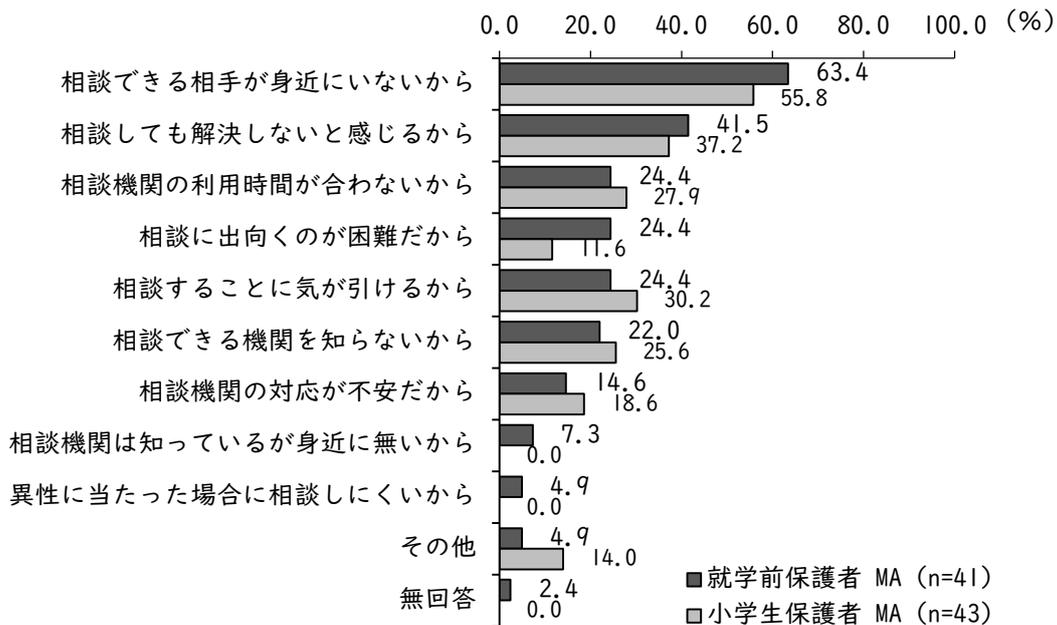
⇒就学前、小学生の保護者とも、気軽に相談できる人や場所がある割合が8割を超える。一方で、いずれもない人や産後に協力者がいない人も一定数いることから、身近に相談できる体制づくりや、相談の場の周知、個々の状況に応じた支援などが求められる。

⇒身近な相談相手の不在が、就学前でより顕著となっていることから、子育て仲間を見つけられる機会づくりや、気軽に立ち寄れる居場所づくりが求められる。

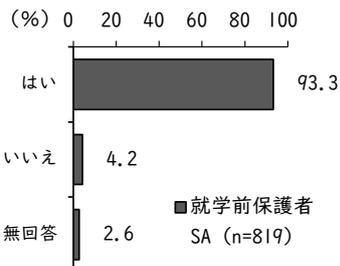
■子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人がいる、または相談できる場所があるか



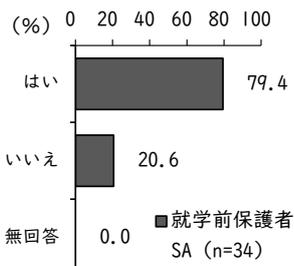
■子育ての不安や悩みを相談できていない理由



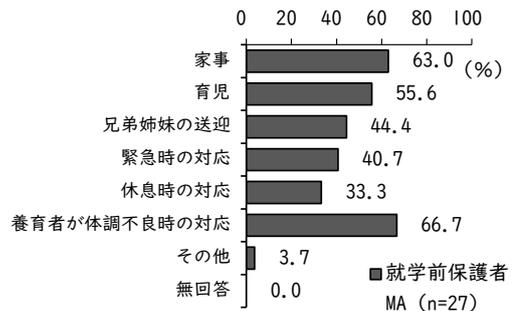
■産後1年未満（乳児期）に協力してくれた人はいたか



■産後1年未満（乳児期）に協力者がおらず困った経験はあったか



■どのようなことが困ったか

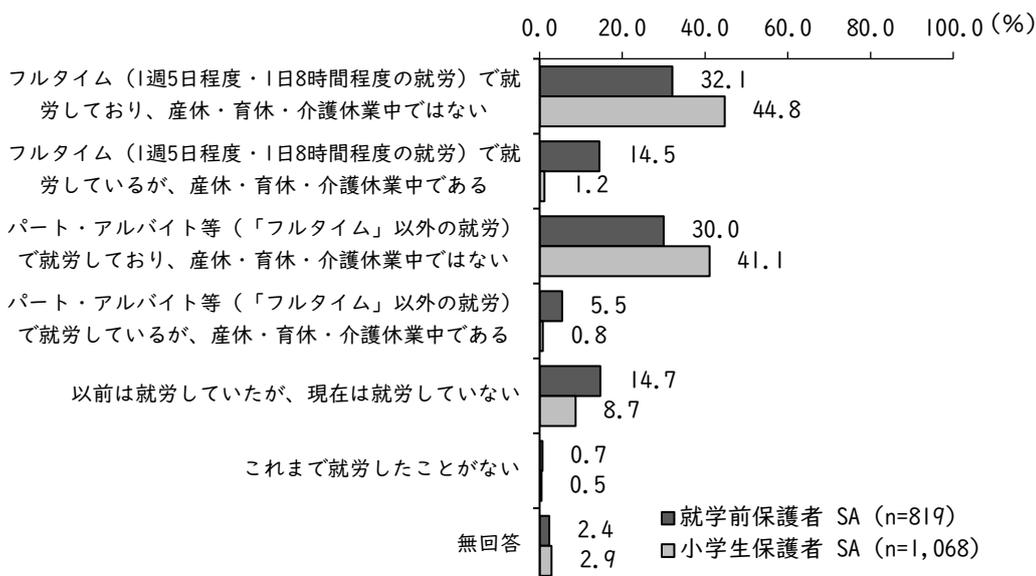


③就労状況

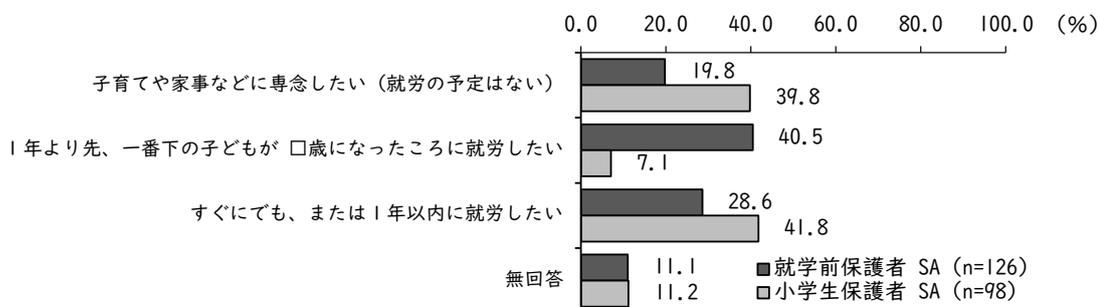
⇒就学前、小学生の保護者とも、母親の8割超が就労中（産休・育休・介護休業中含む）。
また、現在就労していない母親の就労を希望する割合も高いことから、子育て世帯が働きやすい環境整備と職場理解が求められる。

⇒就労している父親の約3人に1人が10時間を超える就労となっており、母親との子育て分担を含むワークライフバランスの推進が求められる。

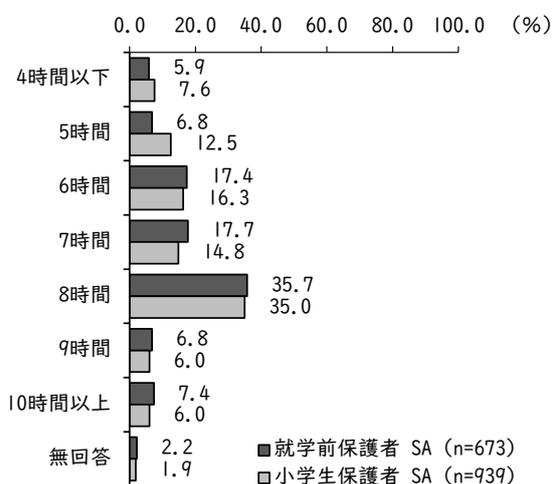
■現在の就労状況（母親）



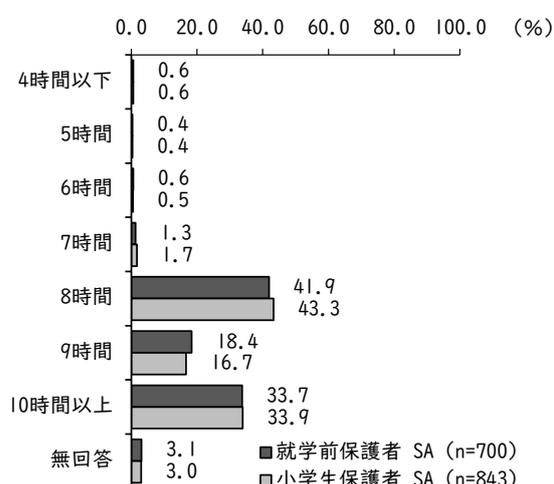
■現在就労していない母親の就労希望



■1日当たりの就労時間（母親）



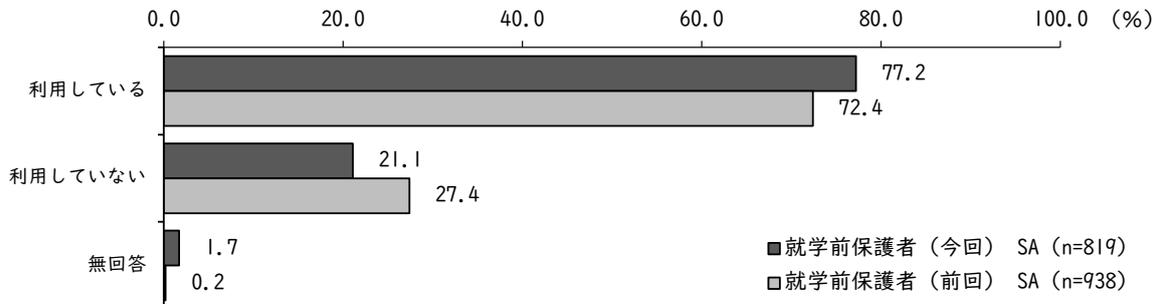
（父親）



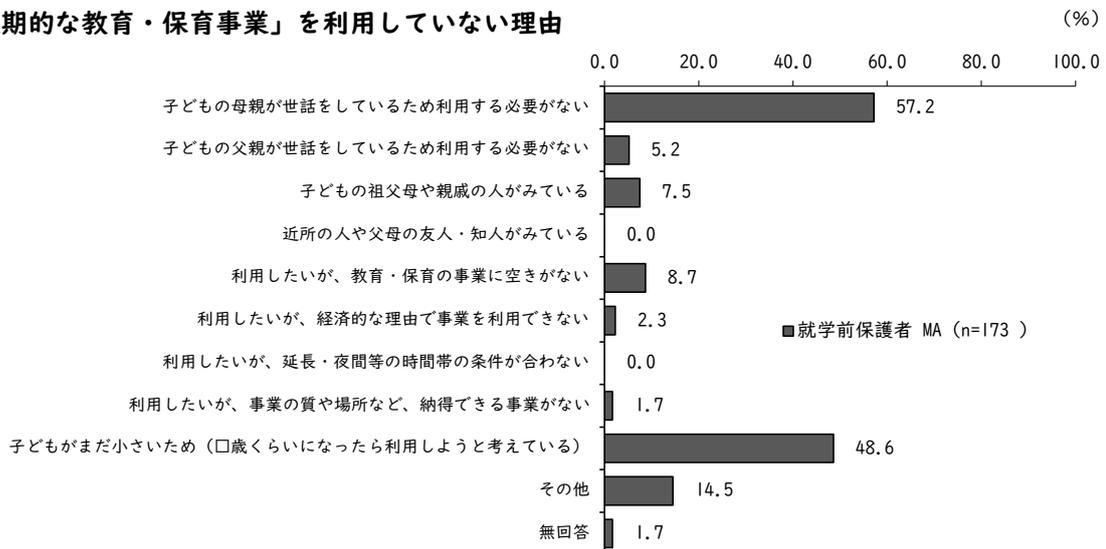
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前）

⇒「定期的な教育・保育の事業」の利用割合は、前回調査時に比べて増加している。一方、事業に空きが無い、経済的理由などで、利用できない状況もうかがえる。必要な教育・保育サービスを、ニーズに応じて十分確保するとともに、利用にあたっての経済的支援等が求められる。

■ 「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無



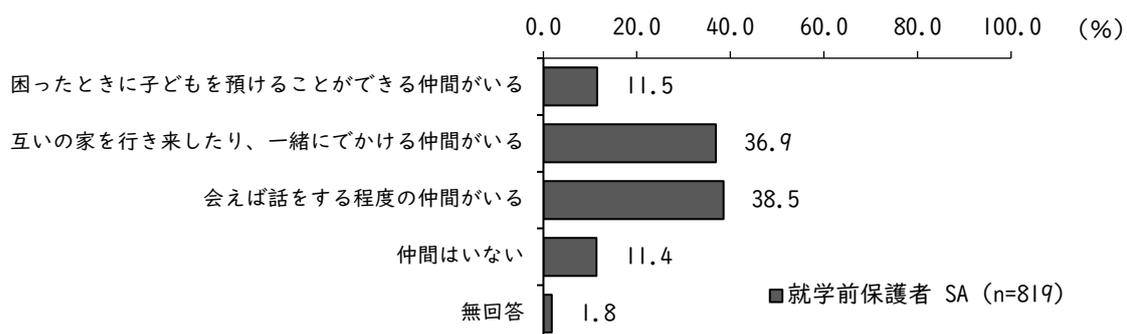
■ 「定期的な教育・保育事業」を利用していない理由



⑤ 地域の子育て支援事業の利用状況、地域との関り（就学前）

⇒子育て仲間がいない人が1割強、また、会えば話をする程度の人約4割となっており、「地域子育て支援拠点事業」や子育てサークルへの支援など、地域で助け合えるつながりづくりに向けた取組が必要。

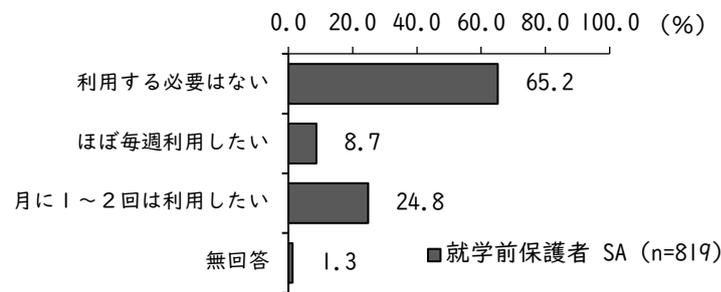
■ 子育て仲間の有無（就学前）



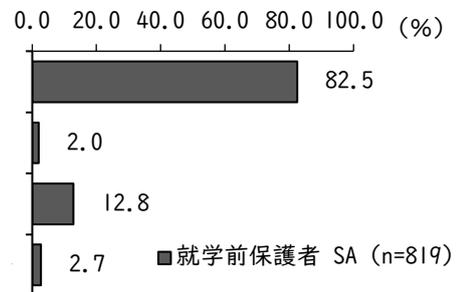
⑥土曜・休日や長期休暇中、病気の際等の「定期的」「不定期」の教育・保育事業の利用希望

⇒土日祝や長期休暇中、病気の際、突発的な用事やレスパイトでの利用などを想定した、柔軟な教育・保育環境づくりに向けた検討が求められる。

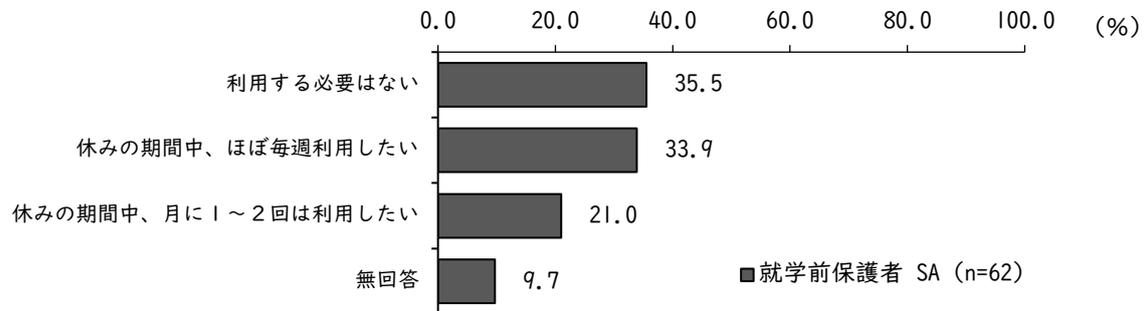
■定期的な教育・保育の事業の利用意向（土曜日）



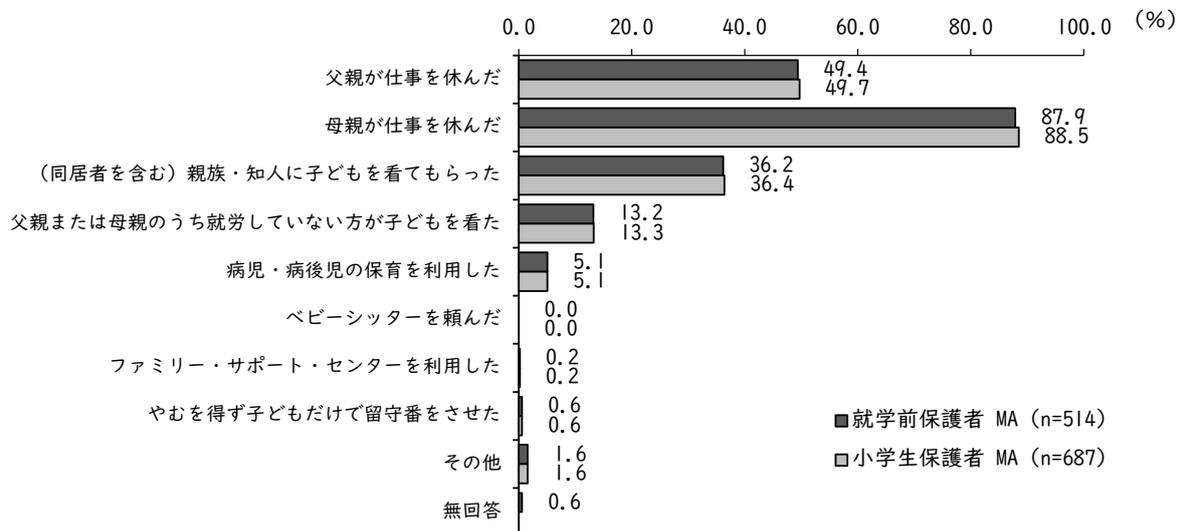
（日曜・祝日）



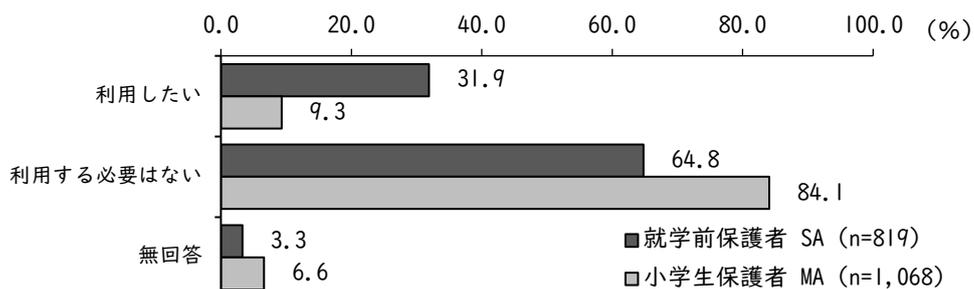
■定期的な教育・保育の事業の利用意向（長期休暇中）



■この1年間で、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対処法



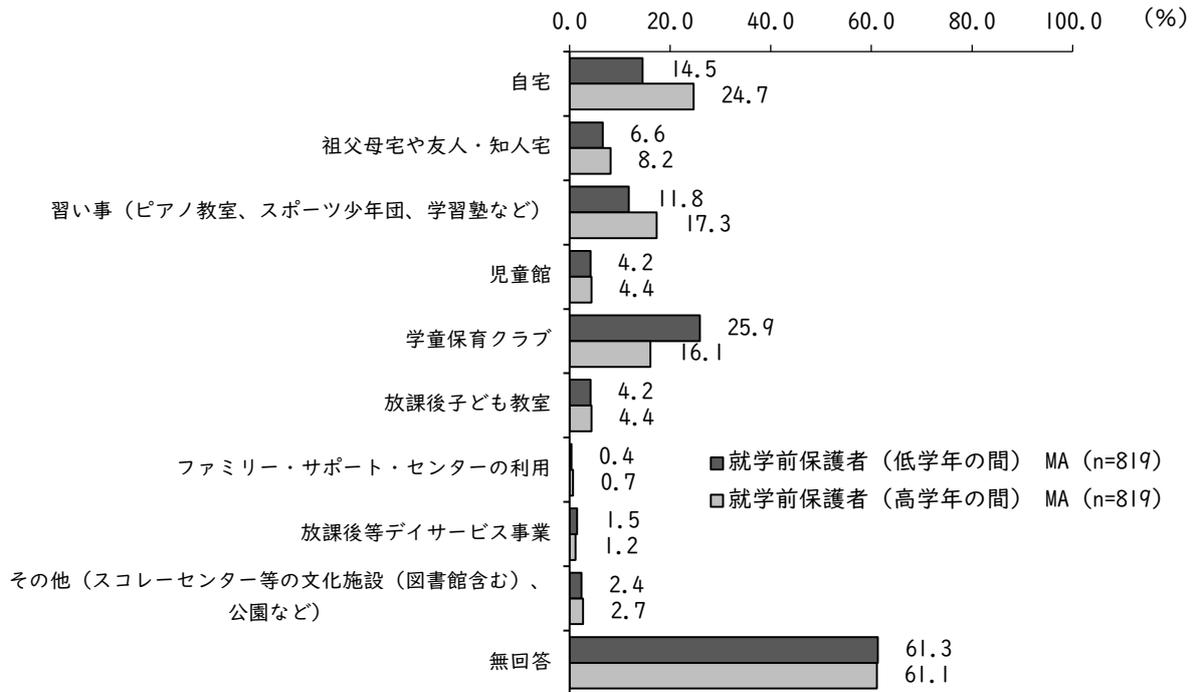
■不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の事業の利用意向



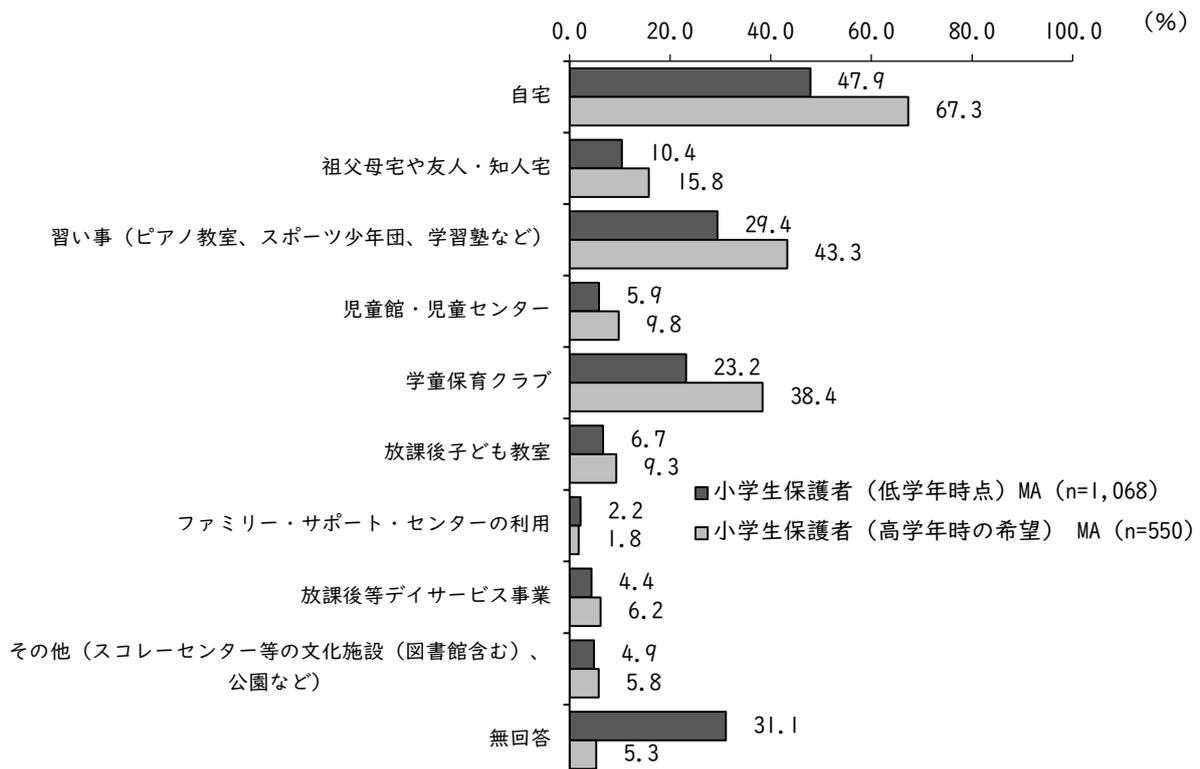
⑦小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望

⇒就学前の希望に比べて、実際に小学校低学年時点で学童保育クラブが利用される割合は低くなっている。一方で、実際に小学校低学年となった時点で、学童保育クラブを継続的に利用したいと希望する割合は、就学前時点の希望に比べて高いことから、保護者の就労支援に向けて、利用しやすい体制づくりが求められる。

■小学校の放課後の過ごさせ方の希望（就学前時点）



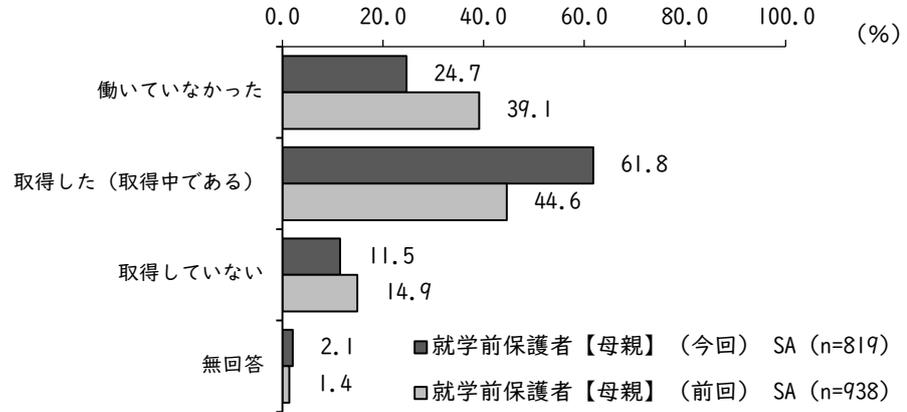
■小学校の放課後の過ごさせ方の実際と希望（小学校低学年時点）



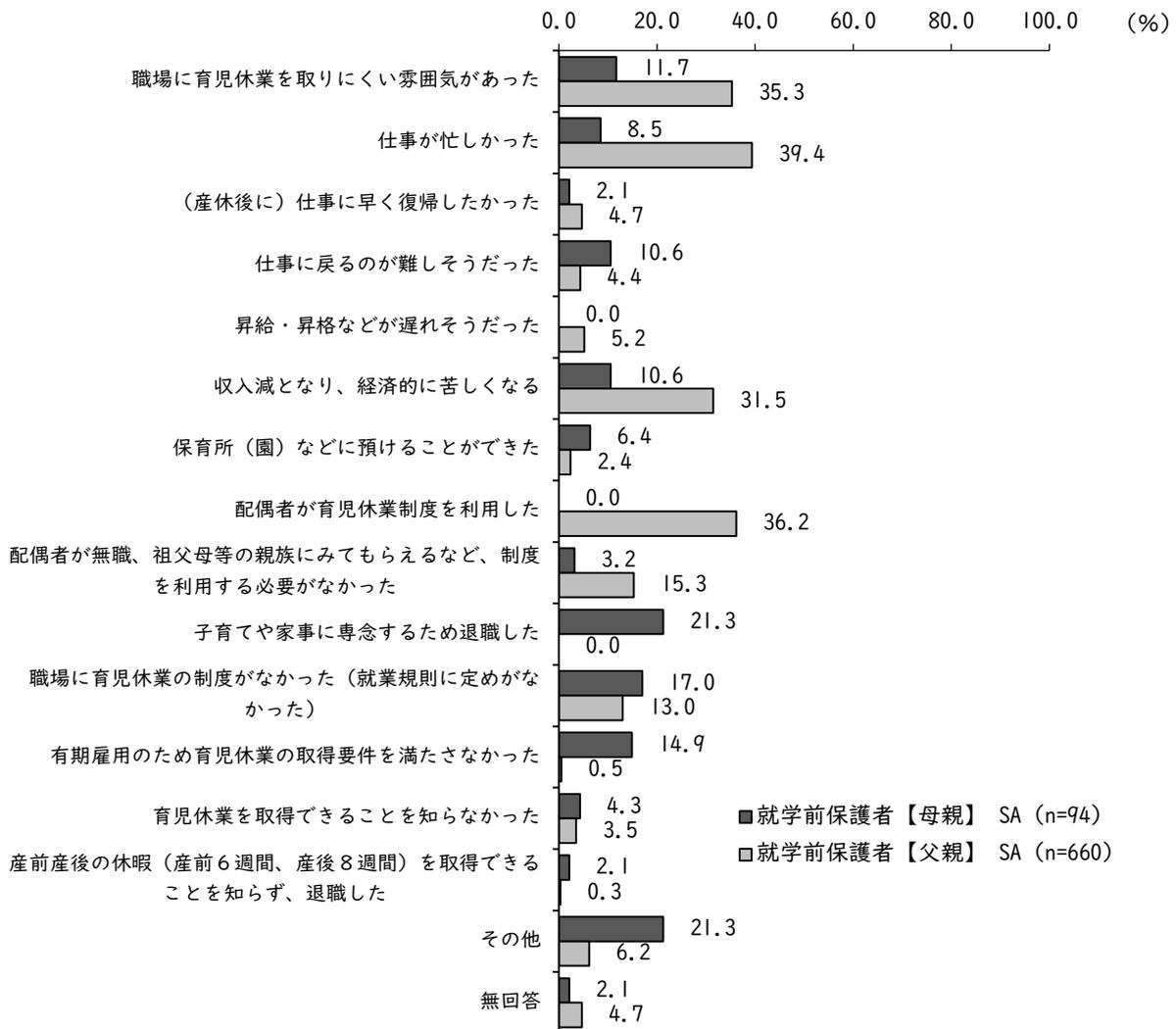
⑧ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度（就学前）

⇒職場における育児休業の取得割合は上昇しているものの、職場の環境や経済的理由から、取得できない状況も浮かがる。職場での理解の普及や、育児休業時の経済的支援の充実が求められる。

■ 出産にあたる母親の育児休業の取得の有無



■ 育児休業を取得しなかった理由

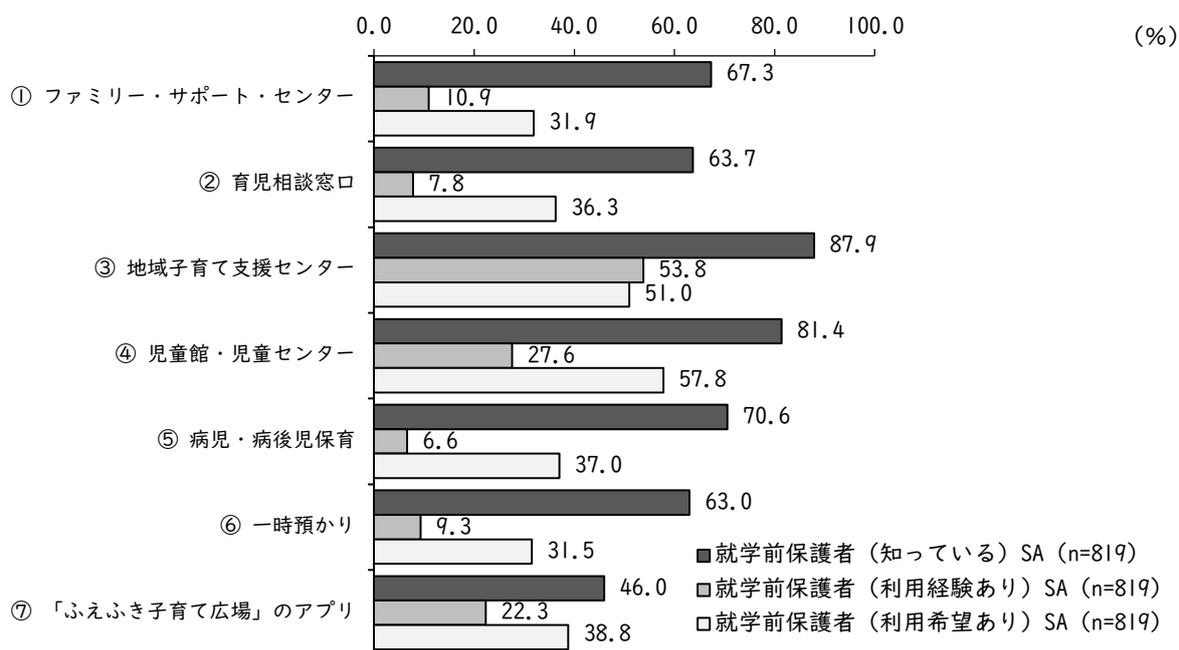


⑨本市の子育て支援事業全般

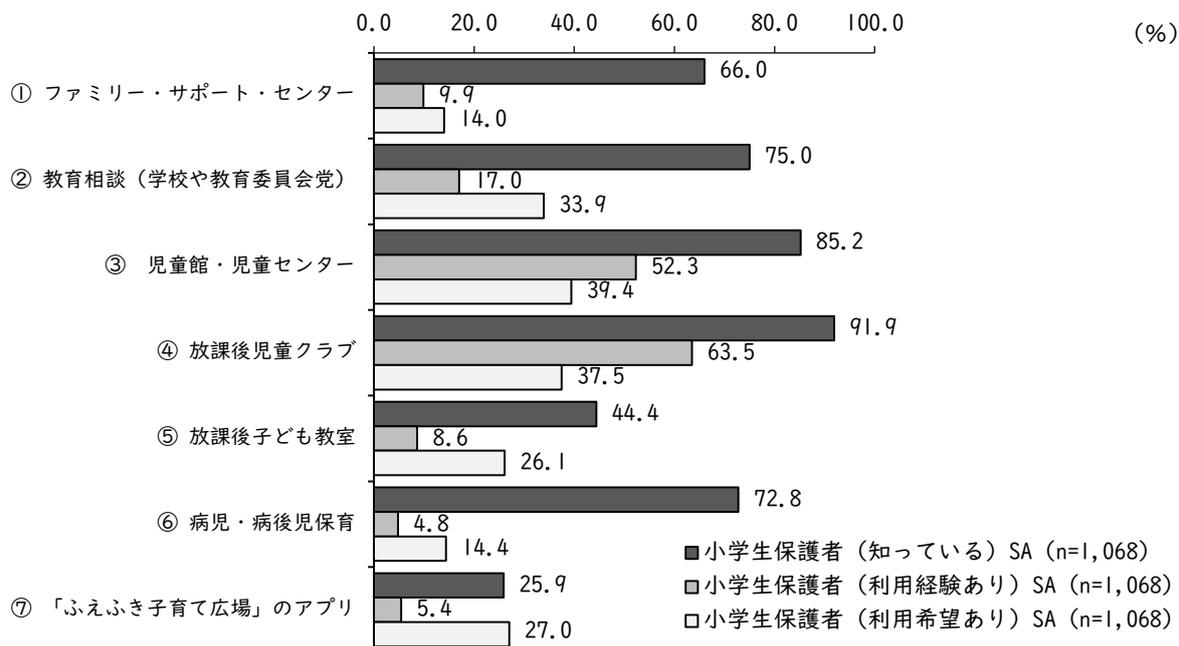
⇒就学前の本市の子育て支援事業については、「地域子育て支援センター」や「児童館・児童センター」が認知度に応じて利用割合も高い。一方、「アプリ」については、認知度に比較して、利用割合は高くなっている。今後、効果的な情報共有手段としての一層の活用が求められる。

⇒小学生の本市の子育て支援事業については、「放課後児童クラブ」や「児童館・児童センター」の認知度と利用が高い。一方、「アプリ」や「放課後子ども教室」については、認知度や利用経験に比較して、利用希望が高くなっている。今後、効果的な情報提供を通じて、一層の活用の推進が求められる。

■子育て支援事業の認知状況・利用経験と今後の利用希望（就学前児童保護者）



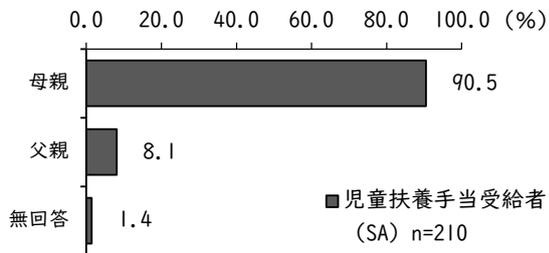
■子育て支援事業の認知状況・利用経験と今後の利用希望（小学児童保護者）



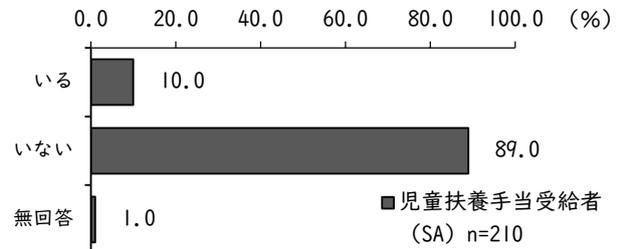
⑩ 家族の状況（児童扶養手当受給者）

⇒ 児童扶養手当受給者は「母親」が9割を占め、約1割が日常的に看護・介護を行っている。また、保護者自身の健康状態もよくない割合が1割強となっており、日常生活をサポートする体制の充実が求められる。

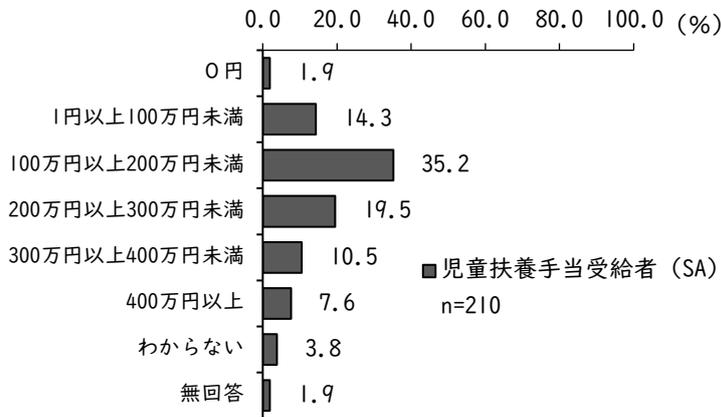
■ 回答者



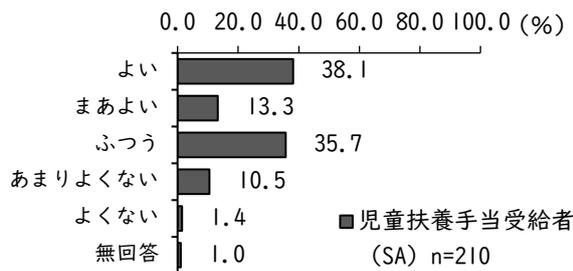
■ 日常的に看護・介護をする必要がある方の有無



■ 家族全員の所得額合計



■ 保護者自身の健康状態



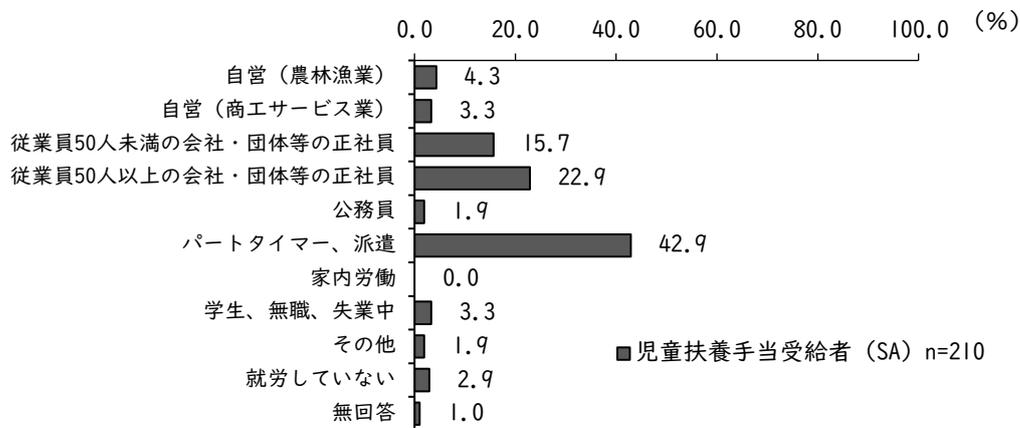
⑪保護者の暮らしの状況（児童扶養手当受給者）

⇒保護者の仕事では、「パートタイマー、派遣」の割合が高く、平日以外や18時以降に働く割合も高いことから、経済的支援だけでなく、子どもの学習支援や居場所づくりなど、包括的な支援体制の充実が求められる。

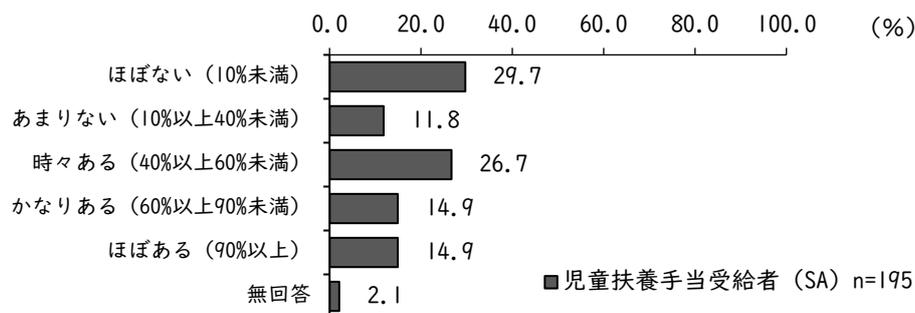
⇒現在の暮らしの状況では、「大変苦しい」が2割強となっており、生活必需品のみならず、様々な体験機会が経済的理由、あるいは時間的制約から得られない、または与えられない状況がうかがえる。

⇒子育ての中で、負担、辛さを感じる割合も高く、子育ての不安や悩みを相談できない状況もみられることから、孤立させないつながりづくりや、アウトリーチ型の相談支援体制づくりを進めることが求められる。

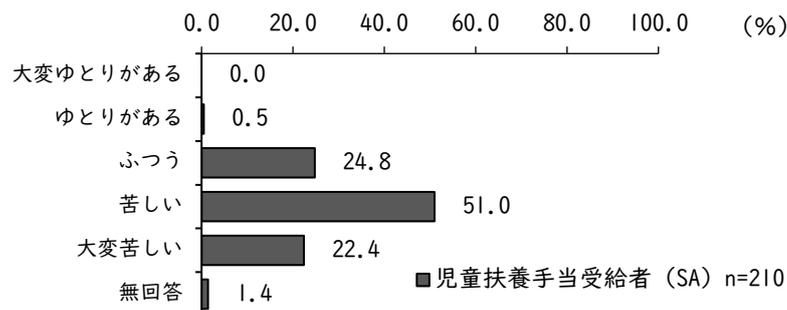
■保護者の仕事



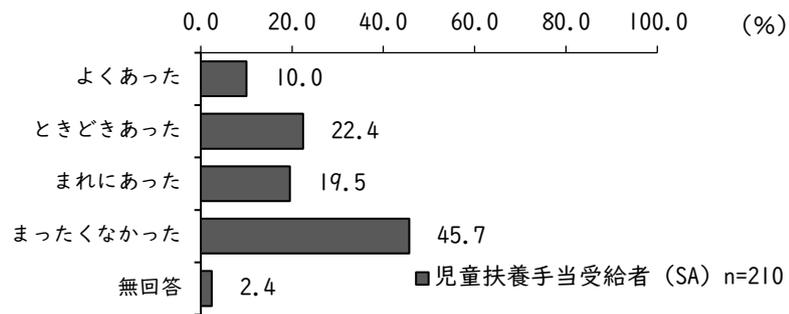
■保護者の土曜日と日曜日・祝日の仕事の状況



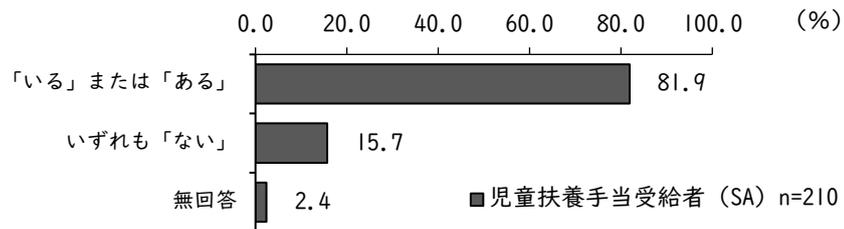
■現在の暮らしの状況



■お金が足りないために家族が必要とする食料を買えないという経験の有無



■子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、または相談できる場所の有無

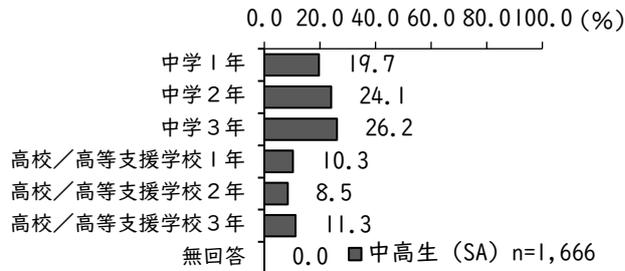


(3) 主な調査結果 (子ども・若者調査)

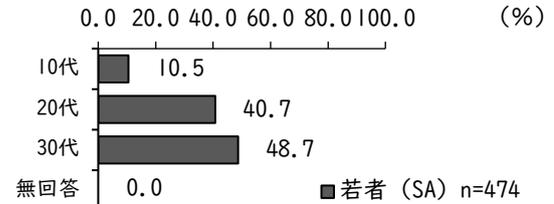
①回答者の状況 (中高生/若者)

⇒ 中高生、若者ともに、今の自分が好きだと思わない割合が高く、自分の将来に明るい希望があると思わない割合も、特に若者で3割を超えていることから、子ども・若者の自己肯定感を高め、未来に希望がもてる地域づくりが求められる。

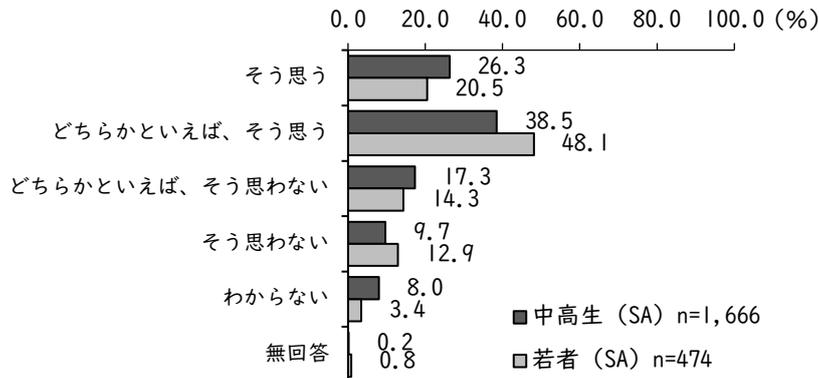
■学年 (中高生)



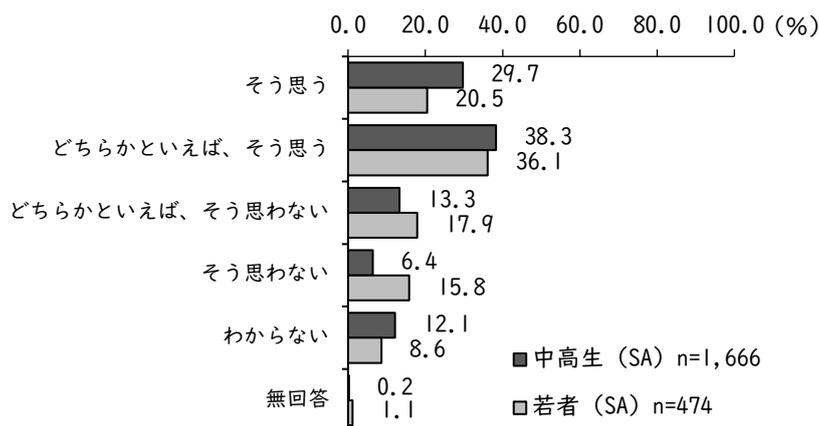
■年代 (若者)



■今の自分が好きだ (中高生/若者)



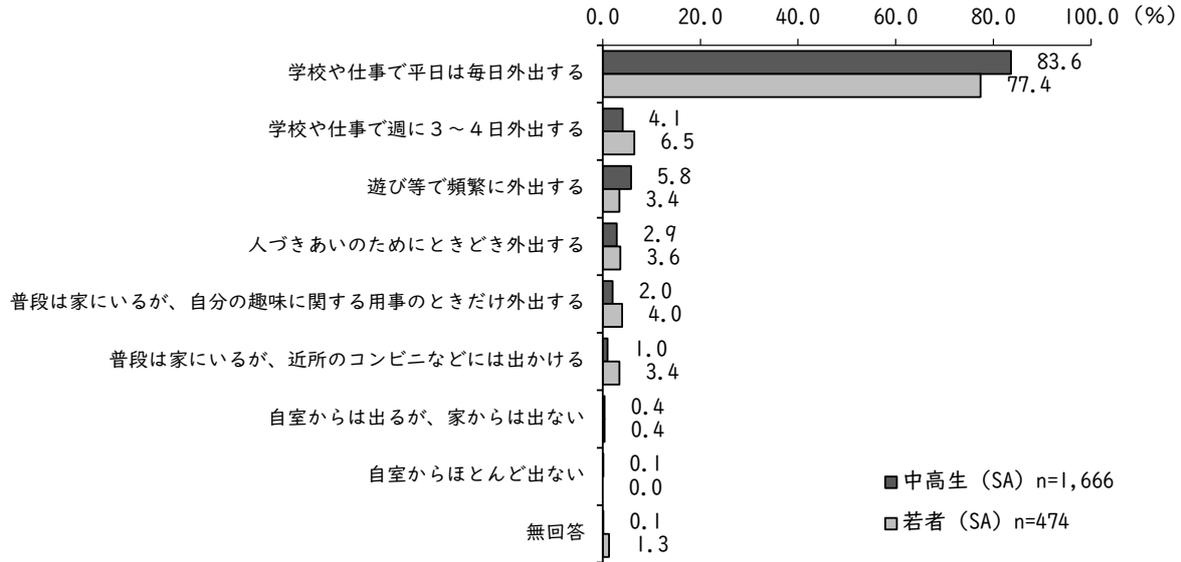
■自分の将来について明るい希望がある (中高生/若者)



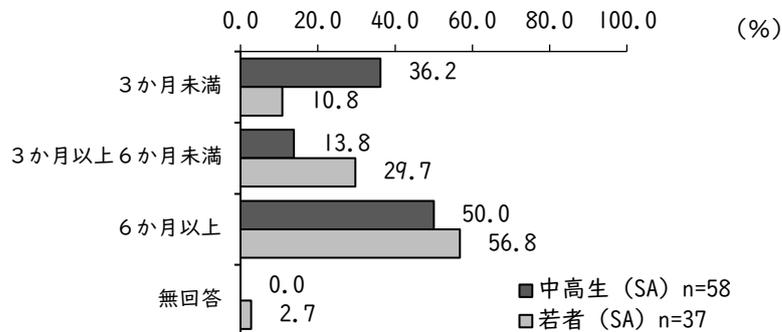
②外出・相談の状況（中高生／若者）

⇒ 普段から外出せず、いわゆるひきこもりの状況となっている、またはなりつつある状況の子ども・若者が一定数確認される一方で、友人や家族・親戚の助けなどを中心に、誰かの助けや相談によって状態の改善が図られた割合も高いことから、不安や悩みをかかえた時に誰かとつながれる、また気軽に相談できる仕組みづくりが求められる。

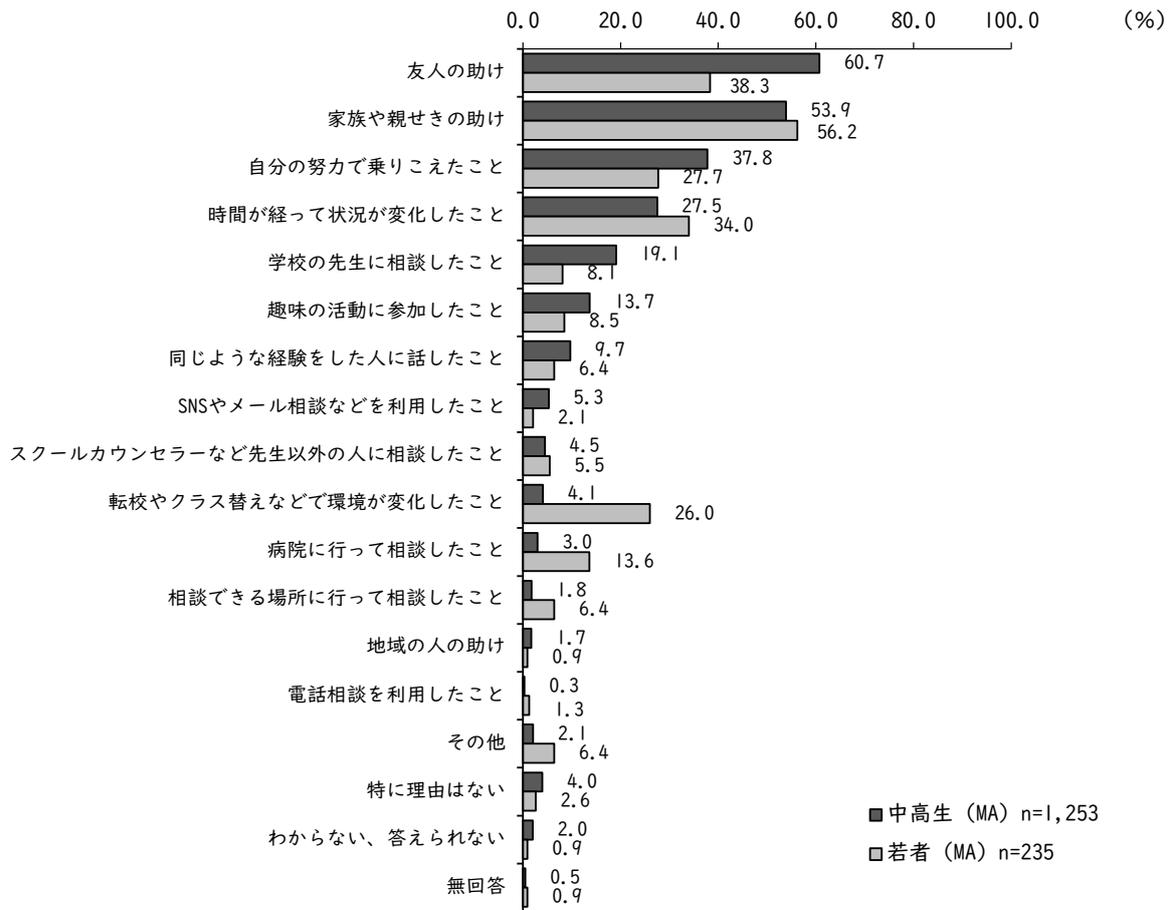
■ 普段の外出状況（中高生／若者）



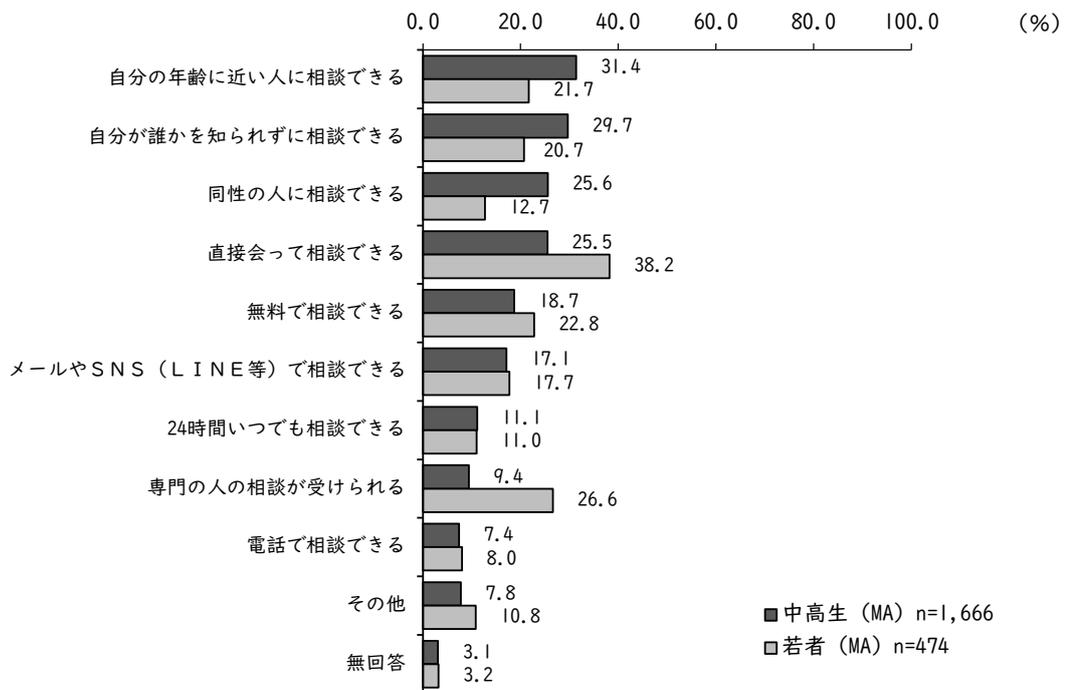
■ 外出状況が現在の状態になってからの期間（中高生／若者）



■状態が改善したきっかけや改善に役立ったこと(中学生/若者)



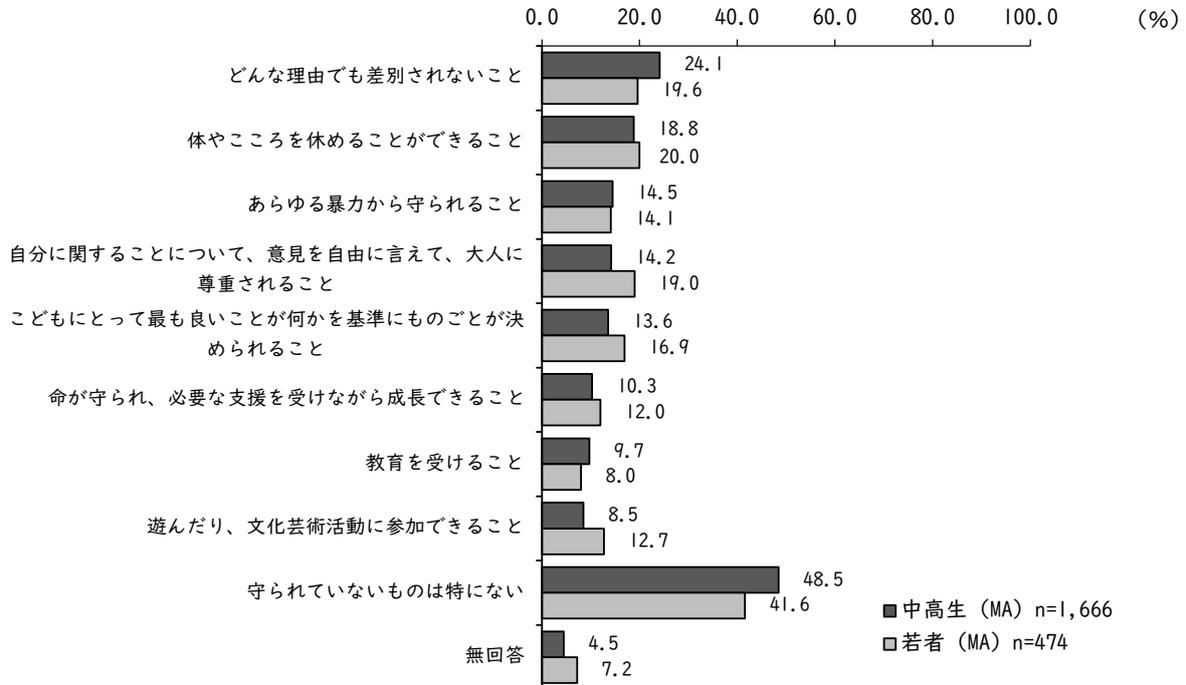
■悩みや心配ごとを相談するときに重視するもの(中学生/若者)



③こどもの権利の状況（中学生／若者）

⇒中学生、若者とも、こどもの権利に関して、守られていないと感じる事項が多く見られることから、周知啓発を通じたこどもの権利確保への取組の充実が求められる。

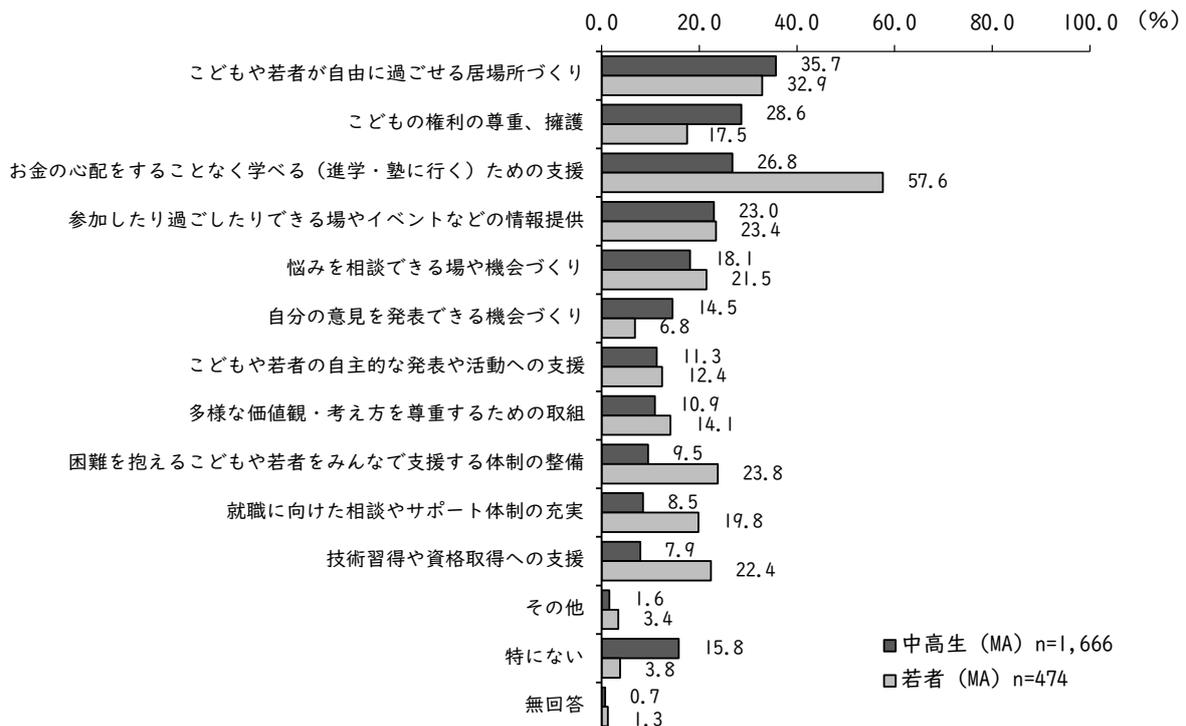
■「こどもの権利」として守られていないと感じるもの（中学生／若者）



④地域の状況（中学生／若者）

⇒「子どもや若者が自由に過ごせる居場所づくり」や「お金の心配することなく学べる（進学・塾に行く）ための支援」など、個々のニーズを踏まえた取組の充実が求められる。

■あなたが住むまちで今後特に充実すべき、子ども・若者のための取組（中学生／若者）



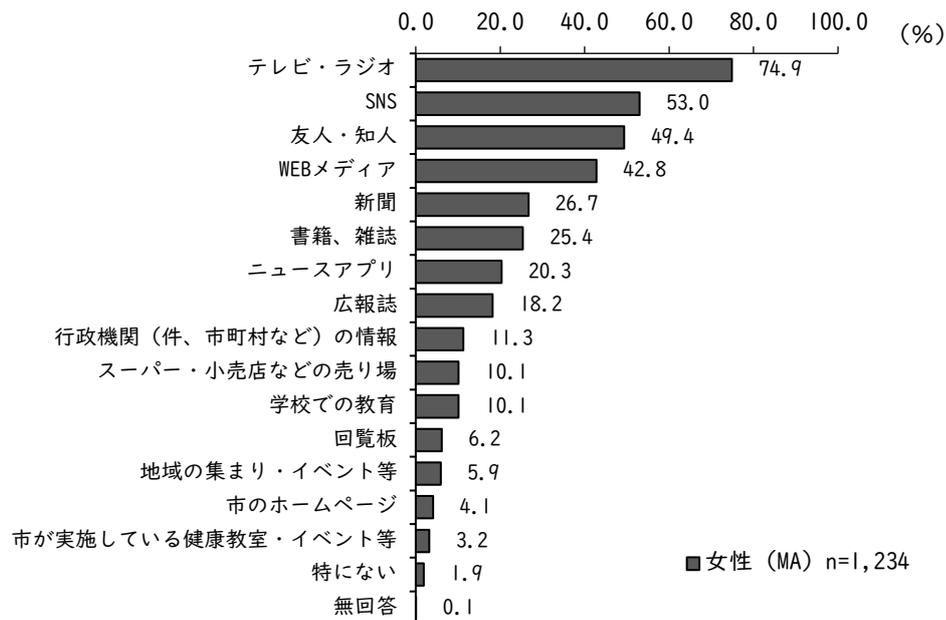
(4) 主な調査結果 (健康増進)

⇒情報の入手先として、テレビ・ラジオが74.9%で最も割合が高いが、次いで「SNS」や「WEBメディア」が上位に挙がっていることから、受け手に応じた情報発信方法の検討が求められる。

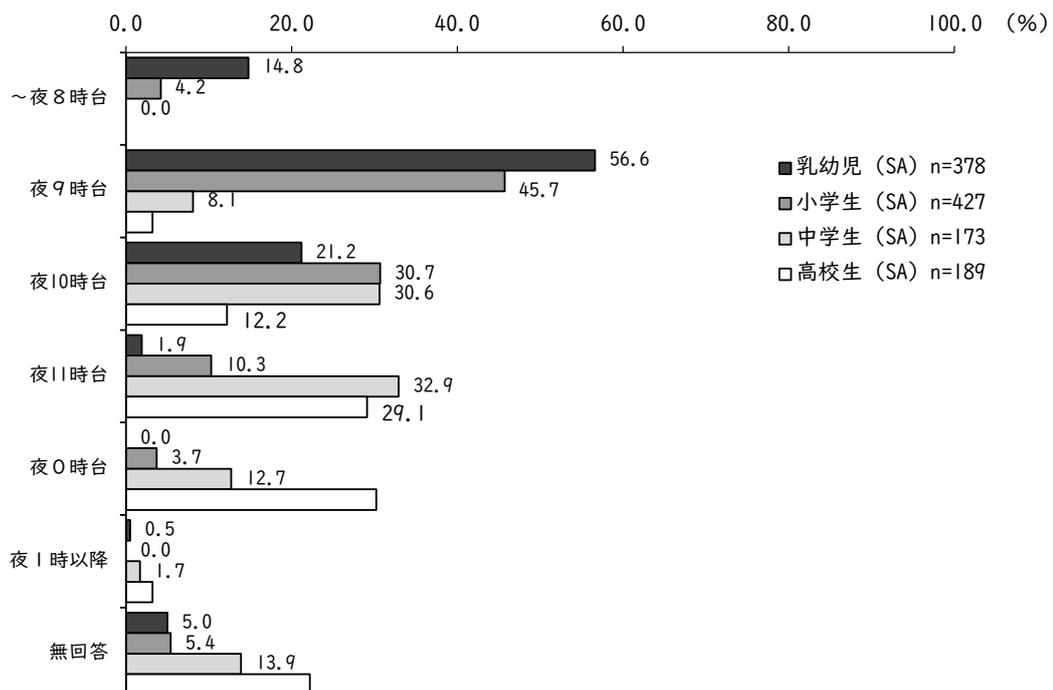
⇒就寝時間は年齢が上がるに連れて遅くなる傾向にあり、十分な睡眠の確保に向けた取組が求められる。

⇒電子母子手帳ができた場合の利用希望は、子どもの年代が低いほど高い割合となっており、ニーズも高いことから、実現に向けた取組の推進が求められる。

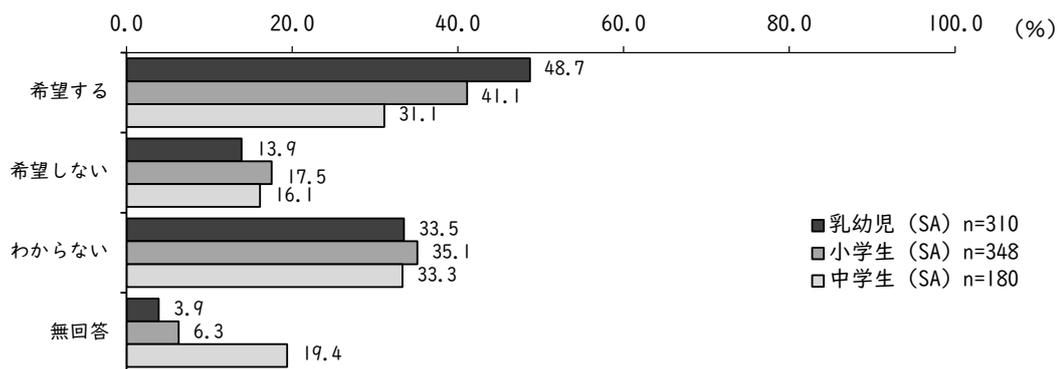
■健康や食、子育てに関する情報の入手先 (女性)



■子どもの就寝時間



■ 電子母子手帳の希望



3 関係団体ヒアリング調査からみる本市の状況

(1) 調査概要

笛吹市こども計画を策定するにあたり、市内の子ども・子育てに関係する機関・団体から、現状・課題・ご意見をお聞きし、計画策定に反映することを目的にヒアリング調査を実施しました。

実施概要	日時:令和6年7月 25 日 9:00-16:30 場所:市役所及び団体活動場所
対象	教育・保健関係機関 障がい福祉・子育て支援団体

(2) 主なヒアリング結果

■本市の子どもを取り巻く課題

- 障がいのある子どもについて、18歳から20歳までの間、学習・生活面の支援が途切れる。進学から就労までの継続的な支援が必要である。
- 支援学校に通うと、地元の友達と関わりがなくなってしまう。地元の学校との交流機会も作って欲しい。
- ハイリスク妊産婦、養育面で支援が必要なお母さんが本市で少ない。
- 本市の中で、不登校は増加傾向にあり、また低年齢化が進んでいる。
- 不登校ではない長期欠席も少ない。
- 指示理解が通らない、集団行動が苦手な子どもが増えている。
- 遊びの経験などを飛ばして、詰込みをするケースが増えている。
- 普段、親子で一緒に過ごす時間が少なくなっている。
- 先生の多忙化が、子ども達への対応の足かせになっている。
- 地域では、同級生など、横の関係がうすくなっている。子どもも同様である。
- 家庭では、「働く」がメインになって、「子育て」が夫婦間で共有されていない。
- 子どもと子ども、子どもと大人、子どもと地域など、人と人のつながりをつくるのが大きな課題。

■子どもたち・保護者の様子で気になること・必要な支援

- 保護者のメンタルヘルス面で課題があるケースや虐待も増加している。
- 学校は、レジリエンス(課題や逆境から立ち直り、状況に対応する能力)を育む場でもあるが、その点を理解しない保護者もいる。
- 本来子育ては保護者がすべき。子育て施策が、子と親とで過ごす時間を物理的に減らしている。今の子育て施策は、“子どものため”にはなっていないのでは。
- 外で遊ばない子が多い。家庭の中で遊ぶことが多く、友達関係も希薄になっている。一方、PC、ネット、スマホなどのマネジメントスキルはすごい。
- 頼れる場、相談する場、ほっとする場がありそうで無い。レスパイトケア、精神的にリラックスできるような環境が必要である。

■子ども・若者が安心して過ごせる居場所

- その子にあった居場所に入れず、不登校になる子がたくさんいる。福祉とどう連携していくのが一番いいのか。結局は個々のケースに応じた対応が必要である。
- 子どもが家に帰り「ただいま」と言ったときに、親が「おかえり」と言える市をつくってほしい。
- オープンなスペース、食べたり飲んだりできる、そういうところがあると、若い人たちでも気軽に集える。商業施設などの空きスペースを活用できるとよい。

■支援対象となる子ども・若者及び家庭の把握と支援

- コロナ時に2歳児歯科健診、5歳児健診を一時的に幼児相談（希望制）にしたことで、参加率が下がった。子どもの発達や養育上の課題の発見が遅くなる一因となっているのでは。
- 気になるのは、ヤングケアラーの問題。上の小学生が小さい子の面倒を、学校を休んでみるケースがあった。
- 難しさを抱える子について保護者が障がいを受け入れにくいこともある。中学生になってからの受容は、とても困難が伴い、不登校になるということも少なくない。もう少し小中で連携できないか。統括コーディネーター的な存在が必要と感じるが、連携には教職員の多忙もあり、対応に難しさを感じる。
- 支援をしてほしいという声があがらない、あげられない。匿名のSOSを出せる雰囲気、仕組みが必要。
- 母子健康手帳を交付するところから、連携したり、子育ての考え方を学んだりケアが受けられるシステムを導入できたらいい。
- 何かが起こってからでなく、起こる前から連携して、孤立させないシステムを。

■子ども・若者・保護者が相談しやすくなるための工夫

- 親が直接訪問してくるケースが減った。LINE相談、ICTを使った相談が有効。匿名であれば、相談しやすいのではないかな。
- 県に子どもの相談ダイヤルもあるが、LINEみたいなものもあれば子どもには相談しやすいかもしれない。ただし、相当数の相談件数となる可能性があり、対応の体制づくりが不可欠である。
- 相談のしやすさ、こういう場合はどこそこへ、相談窓口を親や学校に周知していくことが大事。発達の程度、状況に応じた相談案内ができるとうい。

■「子どもの権利」との関連で、課題と感じていること

- 小さい頃は、親の顔色を見る。子どもの意見が親の意見に影響されることもある。いろいろ経験したうえで、自分で進む道を選ばせてあげたい。
- 子どもの成長のために、大人がどう関わるべきか考え、子どもの権利についてしっかりと理解していく必要がある。
- キャンプを企画すると、子どもは喜ぶが、親が「危険」だからと反対し、できなくなっている。「子どもが行きたいか」を大事にしてほしい。外遊びが大事だとの認識は「子どもの権利」で共通理解に。「子どものために何が大事か」という意識で考えていきたい。

■今後優先的に取り組むべき課題

- 地域で生活するには、交通手段も誰もが利用しやすくしてほしい。
- 普段から、福祉の関係者だけでなく、地域の幅広い世代、いろいろな方たちに知ってもらいたい。
- 電子母子手帳の活用を検討すべき。
- 相談場所の周知を強化したい。
- この時期には、こういうサービスが利用できるなど、タイムリーな情報発信をしたい。
- ヘルパー、食事・家事手伝いなど、無料で利用できるサービスを通じて、お母さんのレスパイトができる
といい。
- 発達の発見が遅れる問題は健診と、お母さんへの周知を強化したい。
- 年齢に合った発達について保護者が学ぶ機会をつくってもらいたい。
- 例えば、伝統行事、文化、イベントなどをきっかけとして、つながりを作っていくことが自然とできたらよい。
- 今後、市に「子どもを育てる」を軸とした、ヨコの連携組織を作るとよい。生涯学習を軸としてもよい。
- 子育て中は、ママたちが楽しく子育てして、程よく社会とつながり、程よく早く帰れる手立てがあるとよい。
- 母乳中は、毎日献血しているようなものであることなど、子どもが育つことに関してのちょっとした知識
を気軽に学べる機会があるとよい。
- 心のケアができるような、心の声を出せる場所。子どもも大人も、伝えられる場所が一番必要である。
- みんなの声が、いつでも、だれでも、音声でも届けられるシステムができれば、より良い身近な市になる。
そこにぜひ、市は予算を充ててほしい。そしてそこから、必要なことをタイムリーにくみ上げて実現していっ
てもらいたい。

4 本市の子ども・若者を取り巻く現状・課題まとめ

社会状況、統計データ、アンケート調査結果、ヒアリング結果などから、本市の子ども・若者を取り巻く現状・課題と、取組の方向性を次の通り整理します。

(1) 子どもの権利保障とすこやかな成長への支援に向けて

現状・課題

(社会状況・統計)

- 「こども基本法」が制定され、子どもの権利の尊重と周知啓発の重要性が増している。
- 子どもの生涯にわたるウェルビーイングの向上が重視されている。
- 児童虐待、不登校の認知件数は全国的に増加傾向にあり、本市でも同様の傾向にある。

(アンケート)

- 中高生、若者とも、子どもの権利に関して、守られていないと感じる事項が多くみられる。
- 今後特に充実すべき、こども・若者のための取組として「子どもの権利の尊重・擁護」の割合が上位に挙がっている。

(ヒアリング)

- 年齢に合った発達について、保護者が学ぶ機会が不足している。
- みんなの声が、いつでも、だれでも届けられるシステムができれば、より良い身近な市になる。

取組の方向性

- ⇒子どもの権利に関する理解の促進を図るとともに、子どもたちが自己の能力に応じて意見を表明し、社会参加するための仕組みづくり。
- ⇒子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり、様々な体験機会づくり。
- ⇒虐待の防止、いじめや不登校など、困難に直面する子どもへの支援。
- ⇒権利侵害に関する相談や、メディアリテラシーの習得などを通じて、誰もが被害者、加害者とならないための取組。

(2) 子どもを安心して産み育てるための家庭への支援に向けて

現状・課題

(社会状況・統計)

- 全国的にみて、育児休業取得率は女性が8割台で推移する一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べて低い水準となっている。
- 特別支援学級の児童生徒数は、全国的に増加傾向にあり、本市でも同様の傾向がみられる。

(アンケート)

- 就学前・小学校児童とも、子育ては主に母親が担っている割合が3割を超えている。
- 育児休業の取得割合は増加しているが、職場環境や経済的理由から取得が困難な状況もうかがえる。

(ヒアリング)

- 障がいのある子どものことを、普段から地域の人たちに知ってもらいたい。
- 障がいのある子どもが18歳から20歳までの間、学習や生活面の支援が途切れてしまう。
- ヘルパー、食事・家事手伝いなど、無料で利用できるサービスを通じて、お母さんのレスパイトができるといい。
- 子どもが育つことに関しての、ちょっとした知識を気軽に学べる機会があるとよい。

取組の方向性

- ⇒育児休業の取得割合の増加や父親の子育て参加に向けた環境づくり。
- ⇒妊娠から出産、子育てを通じて、切れ目ない支援サービスを提供するとともに、子育てに関する不安や悩みの解消に向け、適切な情報提供・相談の実施。
- ⇒様々な理由で生活に困難を抱える子育て家庭に対する切れ目ない支援の充実。
- ⇒発達に課題や障がいがある子どもとその保護者に対する支援や、特別な支援を要する子どもの教育・医療等の充実。

(3) 子どもと子育てを支える教育・保育環境の整備に向けて

現状・課題

(社会状況・統計)

- 社会の就労環境の変化等により、保育サービスのニーズは上昇傾向にある。
- ファミリー・サポート・センター事業の低学年、病児・病後児保育事業で、実績が量の見込みを大きく上回っている。

(アンケート)

- 就学前、小学生児童保護者のうち、現在就労中の母親は8割を超えており、今後の就労希望の割合も高くなっている。
- 定期的な教育・保育事業(幼稚園や保育所など、月単位で定期的に利用する事業)を利用していない理由として、希望する事業に空きが無い、または経済的理由で利用できない状況も浮かがる。
- 子育て支援事業の中には、認知度や利用率が低いものも見られる。

(ヒアリング)

- 子育て中は、ママたちが楽しく子育てして、程よく社会とつながり、程よく早く帰れる手立てがあるとよい。
- 子どもも大人も、心のケアができる、心の声を出し、伝えられる場所が一番必要。

取組の方向性

- ⇒幼児期から学童期の子どもが安心して過ごせる教育・保育施設の整備充実への支援。
- ⇒学童保育や放課後子ども教室など、子どもが安心して過ごせる居場所の充実。
- ⇒子どもたちが質の高い教育・保育サービスを受けられるよう、サービスの周知や体制の充実。
- ⇒子どもの生きる力の育成に向けて、様々な教育機会の充実。

(4) 若者の自立と社会参加への支援に向けて

現状・課題

(社会状況・統計)

- 近年、若者の就職難や非正規雇用が増加している。
- 晩婚化、非婚化が進み、本市でも婚姻件数が減少傾向にある。
- 子ども・若者の不登校*、ひきこもりが社会問題化している。
- 生きづらさを感じる子ども・若者が増加傾向にある。

(アンケート)

- 中高生、若者ともに、今の自分が好きだと思わない割合が4人に1人以上となっている。
- 自分の将来について明るい希望があると思わない割合が、特に若者で3割を超えている。
- ひきこもりの状態となっている、またはなりつつある子ども・若者が一定数確認される一方、友人や家族・親戚の助けなど、誰かの助けや相談によって状態の改善が図られた割合も高い。
- 若者の回答では、今後特に充実すべき、子ども・若者のための取組として「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ための支援」の割合が6割弱にのぼる。

(ヒアリング)

- 本市の中で、不登校は増加傾向にあり、また低年齢化が進んでいる。
- 不登校ではない長期欠席も少なくない。

取組の方向性

⇒誰もが安心して過ごせる居場所と、どこでも学び続けられる体制づくり。
⇒若者の主体的な社会参加に向けた、様々な活動機会の提供と、就労に向けた支援の充実
⇒若者が抱える様々な不安や悩み、困難や生きづらさを受け止め、支援するための関係者間の連携と取組の推進。

*不登校:文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

(5) 子ども・若者の成長への地域ぐるみでの支援に向けて

現状・課題

(社会状況・統計)

- 近年、自然災害が頻発・激甚化している。
- インターネット環境やスマートフォンの普及により、大人の知らないところで子どもたちがネット上での誹謗・中傷に巻き込まれたり、大きな犯罪にかかわったりする危険性がこれまで以上に高まっている。
- 刑法犯の認知件数自体は減少傾向にあるが、全被害件数に占める子どもの被害件数の割合は、近年上昇傾向にある。
- 県内の子どもが関わる交通事故は、自転車乗用中の割合が高く、本市も同様の傾向となっている。

(アンケート)

- 今後特に充実すべき、子ども・若者のための取組として「子どもや若者が自由に過ごせる居場所づくり」の割合が上位に挙がっている。
- 今後特に充実すべき、子ども・若者のための取組として「参加したり過ごしたりできる場やイベントなどの情報提供」の割合が上位に挙がっている。

(ヒアリング)

- 母子健康手帳を交付するところから、連携したり、子育ての考え方を学んだりケアが受けられるシステムを導入できたらいい。
- 何かが起こってからでなく、起こる前から連携して、孤立させないシステムを。
- 子どもと子ども、子どもと大人、子どもと地域など、人と人のつながりをつくるのが大きな課題。
- 頼れる場、相談する場、ほっとする場がありそうで無い。レスパイトケア、精神的にリラックスできるような環境が必要。

取組の方向性

- ⇒年齢に応じた、効果的な防犯、防災、交通安全教育や実効性のある対策の推進。
- ⇒地域で子どもや子育てを支援する様々な団体、機関等と連携し、地域の中で誰もがつながり、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくり。
- ⇒子育て世帯に対する様々な支援、子どもの安心・安全の確保を通じた、住み続けたいくなる環境の整備。

(6) 子どもの貧困対策の充実に向けて

現状・課題

(社会状況・統計)

- 全国的に子どもの貧困が引き続き社会問題化しており、世代を超えた格差の固定化につながることが懸念されている。
- いわゆるヤングケアラーの存在が課題として浮かび上がっている。

(アンケート)

- 児童扶養手当受給者の9割が「母親」。うち約1割が日常的に看護・介護も担っている。保護者の健康状態もよくない割合が高くなっている。
- 保護者の仕事では、「パートタイマー、派遣」の割合が高く、土日や夜間に働く割合も高い。
- 現在の暮らしの状況が「大変苦しい」が2割強にのぼり、子どもたちが生活必需品のみならず、様々な体験機会から遠ざけられている。
- 子育ての中で、負担感や辛さを感じる割合が高く、不安や悩みを相談できない状況もみられる。

(ヒアリング)

- 気になるのは、ヤングケアラーの問題。上の小学生が小さい子の面倒を、学校を休んでみるケースがあった。
- 親が直接訪問してくるケースが減った。LINE 相談、ICT を使った相談が有効。匿名であれば、相談しやすいのではないかと。

取組の方向性

- ⇒生活に困難を抱える子育て家庭に対して、経済的支援をはじめ、学習支援、就労に向けた支援など、生活の安定に向けた総合的な支援。
- ⇒いつでも、気軽に誰かに相談できる仕組みづくり。
- ⇒子育てや家族介護等の中で孤立させないつながりづくりや、アウトリーチ型の相談支援体制。

(7) 母子の健やかな健康と安心への支援に向けて

現状・課題

(社会状況・統計)

- 若い世代から、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、主体的な健康管理を促すための、プレコンセプションケアの重要性が高まっている。
- 妊娠届出が20週以降となるケースが見られる。
- 妊婦の喫煙は多く横ばいであるが、夫(パートナー)の喫煙の割合は減少している。
- 産後うつの割合が高い。
- かかりつけ小児科医を持っている割合は高いが、かかりつけ歯科医を持っている割合は低い。
- 年齢が上がるにつれて、朝食を抜く割合が大きく上昇する傾向にある。
- 肥満、痩身の増加傾向が見られる。
- 発育・発達について、継続した支援が必要な子どもに関する相談数が増加傾向となっている。

(アンケート)

- 気軽に相談できる人や、産後に協力してくれる人がおらず、様々な対応に苦慮した人が一定数いる。
- 健康や食、子育てに関する情報の入手先として「SNS」や「WEBメディア」が上位に挙げられている。
- 乳幼児の保護者において、電子母子手帳を希望する割合が半数いる。

(ヒアリング)

- ハイリスク妊産婦と養育面で支援が必要な保護者の多さが指摘されている。
- いつ、どのようなサービスが利用できるなど、タイムリーな情報発信をしたい。
- 胎児や子どもへの影響も大きく、特に妊娠中の喫煙は妊娠合併症のリスクを高めるだけでなく、低出生体重児、出生後の乳幼児突然死症候群のリスクを高める要因となる喫煙の防止。受動喫煙も同様に様々な疾病の原因につながる。

取組の方向性

- ⇒妊婦健康診査をはじめ、妊娠期から子育て期にわたり、個々人の成長特性に応じた切れ目ない支援体制づくりの推進。
- ⇒受け手に応じた適切な情報発信と相互に情報共有できる手段の検討。
- ⇒妊娠・出産・育児が安全に安心してできるよう、誰もが正しい生活習慣を身に付け、健全に成長できるよう、かかりつけ医の普及、アウトリーチ型の相談支援、プレコンセプションケア、母子保健情報の電子化などの推進。
- ⇒妊婦や夫(パートナー)等がたばこによる害について正しい知識を身に付けることや、喫煙や受動喫煙による健康への普及についての普及啓発。

第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方については、本市の最上位計画である「第二次笛吹市総合計画」を基に、関連諸計画との整合を図りながら策定しています。

1 基本理念

これまで、本市の第二次総合計画では、「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」を基本目標の一つとして、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住みなれた場所でいきいきと暮らせるまちをつくることを目指してきました。

また、第2期の子ども・子育て支援事業計画では、「育つよろこび 育てるしあわせ みんなで子育てのまち 笛吹」を基本理念と定め、子どもの育ちと子育て支援の充実を推進してきました。

今回、第3期子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困の解消に向けた対策や母子保健などを合わせ、子ども・若者を総合的に支えていく計画として、こども基本法の考え方を踏まえつつ、次のとおり基本理念を定め、取組を推進します。

みんなが自分らしく喜びをもって

成長できるまち ふえふき

2 計画推進に向けた視点

本計画では、こども基本法の基本理念をもとに、次のとおり6つの視点を重視しながら、取組の推進を図ります。これら6つの視点は、計画全体をつらぬき、どの場面でも大切にすべき考え方です。

- (1) 子ども一人ひとりが尊重され、基本的な人権が守られ、差別されない。
- (2) 全ての子どもが大切に養育され、愛され、健やかな成長、発達、自立が図られるとともに、平等に教育を受ける機会が与えられる。
- (3) 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、自分に直接関係することに意見を表明し、様々な社会的活動に参画する機会が確保される。
- (4) 全ての子どもが、年齢と発達の程度に応じて、意見が尊重され、その子どもの現在と未来に向けた最善の利益が優先して考慮される。
- (5) 子育ては、家庭を基本としながら、十分な支援を行い、心身とも健やかな育ちを保障する。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会環境を整備する。

3 基本目標と目標指標

本計画は、次の基本目標に沿って施策の展開を図ります。また、基本目標ごとに、目標指標を定め、取組の進捗を評価します。

基本目標1 子どもの権利保障とすこやかな成長への支援

子どもの権利に関する広報活動等を通じて、子どもの権利に関する理解の促進を図るとともに、子どもたちが自己の能力に応じて意見を表明し、社会参加するための仕組みづくりを推進します。

さらに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりや、様々な学びや遊び、体験の機会づくりを支援します。

また、関係機関等と連携し、虐待の防止や、いじめや不登校など、困難に直面する子どもへの支援を行います。加えて、権利侵害に関する相談や、メディアリテラシーの習得などを通じて、誰もが被害者、加害者とならないための取組を推進します。

	現状	目標
「今の自分が好きだ」と感じる子どもの割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）	子ども 64.8% 若者 68.6%	子ども 80.0% 若者 80.0%
子どもの権利について「守られていないものは特にな い」と感じる子どもの割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）	子ども 48.5%	子ども 60.0%

基本目標2 子どもを安心して産み育てるための支援

育児休業の取得などを通じた、父親も子育てに参加しやすい環境づくりに向けて、企業等への働きかけを推進します。

さらに、妊娠から出産、子育てを通じて、切れ目ない支援サービスを提供するとともに、子育てに関する不安や悩みの解消に向けて、適切な情報提供や相談を実施します。

また、様々な理由で生活に困難を抱える子育て家庭に対して、経済的支援をはじめ、学習支援や就労に向けた支援など、自立した生活基盤の確保を支援します。

加えて、発達に課題や障がいがある子どもとその保護者に対する支援や、特別な支援を要する子どもの教育・医療等の充実を図ります。

	現状	目標
「家族から虐待や体罰を受けたことがある」と答えた子 どもの割合 （「日常的にある」「たまにある」の合計）	子ども 3.8%	子ども 0.0%
「子育ての中で感じる負担、辛さが10点満点中10点」 と答えた保護者の割合 （「0点」～「10点」で評価）	児童扶養手当受給者 13.3%	児童扶養手当受給者 0.0%

基本目標3 子どもと子育てを支える教育・保育環境の整備

幼児期から学童期の子どもが安心して過ごせる教育・保育施設の整備・充実を支援するとともに、学童保育や放課後子ども教室など、子どもが安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

さらに、子どもたちが質の高い教育・保育サービスを受けられるよう、サービスの質の向上や周知、提供体制の充実を図るとともに、子どもの生きる力の育成に向けて、様々な教育機会の充実を図ります。

	現状	目標
「現在、入園している幼稚園・保育所（園）・認定こども園に満足」と感じる保護者の割合 （「満足している」「まあまあ満足している」の合計）	就学前保護者 93.0%	就学前保護者 95.0%

基本目標4 若者の自立と社会参加への支援

誰もが安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、誰もがどこにいても学び続けられる体制づくりを推進します。

さらに、若者が主体的に社会参加できるよう、様々な活動機会を提供するとともに、就労に向けた支援の充実を図ります。

加えて、関係機関等と連携し、若者が抱える様々な不安や悩み、困難や生きづらさを受け止め、支援するための取組を推進します。

	現状	目標
「自分はいろいろなことに積極的に取り組む」と感じる若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）	若者 58.6%	若者 70.0%
「自分には、何でも悩みを相談できる人がいる」と感じる若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）	若者 79.6%	若者 85.0%

基本目標5 子ども・若者への地域ぐるみでの支援

関係機関等と連携し、年齢や状況に応じた効果的な防犯、防災、交通安全教育を推進するとともに、ハード・ソフト両面から実効性のある対策を推進します。

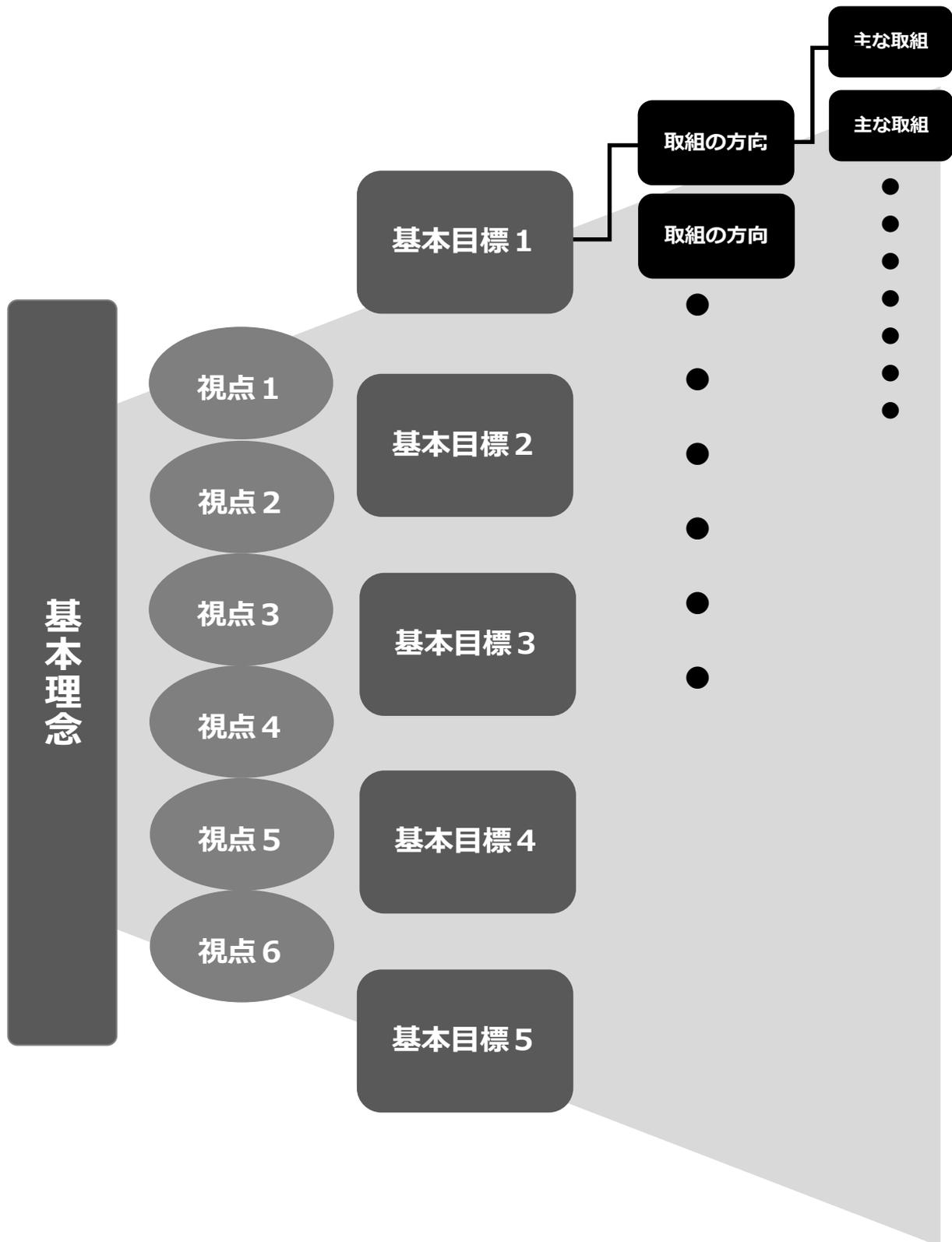
さらに、地域で子どもや子育てを支援する様々な団体、機関等と連携し、地域の中で誰もがつながり、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

加えて、子育て世帯に対する様々な支援や、多様な視点からの子どもの安心・安全の確保を通じて、住み続けたいくなる環境の整備に努めます。

	現状	目標
「笛吹市が好きである」と感じる人の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）	子ども 78.1% 若者 76.2%	子ども 80.0% 若者 80.0%
「笛吹市では、「こどもまんなか社会」の実現に向かっている」と感じる若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）	若者 26.8%	若者 40.0%

※指標は、アンケート調査結果より

■ 基本的な考え方の概念図



4 計画の体系

基本理念	基本目標	取組の方向	主な取組
みんなが自分らしく喜びをもって成長できるまち ふえいき	基本目標1 子どもの権利保障とすこやかな成長への支援	(1) 子どもの権利に関する理解促進	①子どもの権利の普及啓発 ②子どもの声を聞く機会の充実
		(2) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①子どもが安心して過ごせる居場所づくり ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実
		(3) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援 ③子どもの権利侵害に関する相談・救済 ④子どものメディアリテラシーの充実
	基本目標2 子どもを安心して産み育てるための支援	(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠、出産、子育て期の支援の充実 ②子育て支援サービスの充実 ③子育てに関する情報提供・相談体制の充実
		(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援	①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭への支援
		(3) 子どもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障がいがある子どもへの支援 ②特別な支援を要する子どもへの教育・医療の充実
	基本目標3 子どもと子育てを支える教育・保育環境の整備	(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 ②学童保育クラブ・放課後子ども教室の充実
		(2) 幼児期から学童期の教育・保育体制の充実	①質の高い教育・保育サービスの提供 ②子どもの生きる力の育成
	基本目標4 若者の自立と社会参加への支援	(1) 活動や就労の機会の充実	①若者の活動機会の充実 ②若者の就労・社会参加の機会の充実
		(2) 若者の課題解決に向けた支援	①若者に関する相談支援体制の整備 ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
	基本目標5 子ども・若者への地域ぐるみでの支援	(1) 地域における子育て支援活動の推進	①地域における子育て支援ネットワークの強化
		(2) 子育て世帯が住み続けたい環境の整備	①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安全・安心の確保

主な事業
○子どもの権利に関する啓発 ○多文化共生事業 ○男女共同参画推進事業
○広聴事務 ○教育交流事業
○こどもまんなか応援サポーター宣言 ○社会教育施設計画的改修事業 ○体育施設計画的改修事業 ○公園維持管理事業
○子どもの読書活動の推進 ○文化財活用事業 ○笛吹市博物館管理運営事業 ○俳句の里づくり推進事業 ○スポーツ振興事業 ○スポーツ少年団の充実 ○軽スポーツ教室等の開催 ○児童生徒の地域活動支援 ○教育支援事業
○小学生対象の様々な体験学習の展開 ○青少年の体験活動推進事業 ○ハイキングコース整備事業
○こども家庭センター ○乳幼児健康診査 ○要保護児童対策地域協議会の運営
○教育支援センター事業 ○不登校児童生徒への支援 ○ヤングケアラー支援 ○自殺対策事業
○教育相談事業 ○こども家庭センター ○成年後見制度の理解促進 ○成年後見制度推進事業 ○民生委員・児童委員の活動
○子どものメディアリテラシー（情報活用能力）教育の実施 ○小中学校 ICT 環境維持事業
○不妊治療支援事業 ○母子健康手帳の交付 ○マタニティスクール事業 ○妊婦・乳幼児委託健康診査事業 ○子どもの予防接種事業 ○養育医療費助成事業 ○妊婦のための支援給付・妊娠等包括相談支援事業 ○産後ケア事業
○小児救急医療支援事業 ○子どもすこやか医療費助成事業 ○児童手当支給事業
○こども家庭センター ○乳幼児健康診査 ○乳幼児健康診査未受診者対策 ○二次相談事業 ○保育所等訪問 ○助産師相談 ○離乳食教室、1歳ごはん教室 ○地域子育て支援センター事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問 ○子育てガイドブックの配布 ○広報誌事務 ○ICTを活用した子育て情報の提供 ○情報公開推進事業
○生活困窮者自立支援事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○小中学校要保護及び準要保護児童生徒援助事業
○ひとり親家庭相談 ○ひとり親家庭の就業促進 ○児童扶養手当支給事業 ○ひとり親家庭医療費助成事業
○障害者相談支援事業 ○障害児通所事業（障害者介護給付・訓練等給付事業） ○福祉タクシー利用助成事業 ○個別避難計画作成事業 ○発達障がい理解と普及啓発 ○特別障害者手当等 支給事業（障害児福祉手当） ○特別障害者手当等支給事業（特別児童扶養手当）
○特別支援教育 ○障がい児等保育の充実 ○障がい児の療育活動の充実 ○障がいのある子どもの保護者への支援 ○障がい児への相談支援 ○障がい児への医療費助成 ○自立支援事業給付事業（育成医療） ○難聴児補聴器助成事業
○施設型給付費等事業 ○私立保育所等施設整備事業 ○石和第一保育所改築事業 ○かすがい西保育所整備事業 ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業） ○保育・子育て関連施設等整備事業 ○公立保育所民間活力の活用の推進 ○私立幼稚園（新制度未移行園）施設等利用費給付事業 ○保育所地域活動事業 ○保育所園庭開放 ○保育所 ICT 化推進事業 ○市立保育所リニューアル整備事業
○放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） ○学童保育における障がい児受け入れの促進 ○放課後児童対策パッケージ ○放課後子ども教室事業
○障がい児等保育の充実【再掲】 ○小中学校学校教育事業 ○小中学校給食運営事業 ○共同調理場事業 ○学校給食費管理事業 ○学校給食アレルギー対応事業 ○市立保育所完全給食化事業 ○教育・保育の提供 ○延長保育事業 ○一時預かり事業 ○病児・病後児保育事業 ○体調不良児対応型病児保育事業（病児・病後児保育事業） ○子育て短期支援事業 ○利用者支援事業（こども家庭センター型） ○ファミリーサポートセンター事業
○保育所における食育の推進 ○食育の推進 ○ライフステージに合わせた食育の推進 ○思春期事業 ○プレコンセプションケア ○保健教育の充実 ○環境教育の推進
○市民講座事業 ○社会体育団体支援事業
○就職ガイダンス事業 ○笛吹市農業塾推進事業 ○新規就農者支援事業
○親元就農者経営安定支援事業 ○農業次世代人材投資資金交付事業 ○新規就農者育成総合対策事業
○結婚支援事業
○奨学金返還支援事業
○青少年育成事業 ○笛吹市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会 ○健全育成対策の充実 ○やまなし子育て応援カード事業の実施 ○プレママ～ベビーブックアドバイス～ ○ブックプレゼント ○子育て支援ネットワークの形成 ○地域子育て支援センター事業【再掲】 ○子どもをテーマとした講演会等の開催 ○母子保健組織に関する育成と支援 ○ホームスタート事業 ○まちづくり推進事業 ○地域づくり市民活動応援補助事業 ○行政区運営事業 ○国際交流事業
○救急医療事業 ○子育て世帯住宅取得補助事業 ○国民健康保険税 18歳以下均等割減免事業 ○働きやすい労働環境の周知促進 ○緑化推進事業 ○オープンデータ活用事業 ○窓口業務 DX 推進事業
○避難訓練等の実施 ○地区防災計画及びわが家の災害時行動計画策定支援事業 ○消費生活行政事業 ○防犯体制の充実 ○防犯灯設置維持管理事業 ○交通安全対策事業 ○交通安全施設整備事業 ○通学路緊急対策事業 ○歩道等整備による通学路安全対策 ○チャイルドシート助成事業 ○公共施設等のバリアフリー化の推進

第4章 施策の展開

本章では、本市で実施されている子ども・若者支援に関連する主な取組を、5つの基本目標に沿って記載しています。

基本目標1 子どもの権利保障とすこやかな成長への支援

■ 関連する主な SDGs



(1) 子どもの権利に関する理解促進

子どもの権利に関する講演会など、様々な機会を通じて、子どもの権利に関する理解の促進を図ります。さらに、子どもたちが自己の能力に応じて意見を表明し、社会参加できる仕組みづくりを推進します。

① 子どもの権利の普及啓発

事業名	子どもの権利に関する啓発				保育課・学校教育課
概要	憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約等を遵守し、子どもたちの人権を尊重した教育活動や子育ての啓発・普及に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○		

事業名	多文化共生事業				市民活動支援課
概要	お互いの文化や多様性を認め合い、安心して暮らすことができる多文化共生社会を目指し、生活者としての外国人に対する支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	男女共同参画推進事業				市民活動支援課
概要	男女共同参画推進条例や第4次”輝け 男女笛吹プラン”(男女共同参画プラン)に基づき、男女がお互いに人権を尊重し合い、多様性を高め、子育てと仕事の両立が図れるワークバランスの実現を推進し、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、実効性のある施策の積極的推進、周知啓発活動を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

②子どもの声を聞く機会の充実

事業名	広聴事務				企画課
概要	まちづくり座談会、市長への手紙等を活用し、市民の声を市政に反映する広報活動の充実に努めるとともに、市民ファーストの理念の下、開かれた市政運営と幅広い市民の市政への参加を促進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○	○	○

事業名	教育交流事業				教育総務課
概要	中国天津市和平区との交流協議書に基づき、天津市から児童生徒の受け入れを行い、多文化交流を通じた人材育成を推進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

～子どもたちの声～

市内の児童センター協力のもと実施した自由記述式アンケート調査

(令和6年7月22日～25日) 519件の声より

■どんな笛吹市になったらうれしいですか？

- ・遊べるところが増えてほしい【13歳】
- ・しぜんがふえてほしい【8歳】
- ・じこがなくなってほしい【7歳】
- ・けんかがないふえふきし【7歳】
- ・笛吹市が観光でにぎわってほしいです【12歳】
- ・べんりなふえふきし、たのしいふえふきし【10歳】
- ・いじわるのないふえふきしになってほしいな【9歳】
- ・お年寄りや障害のある人が安心して暮らせるところ【9歳】 など
- ・犯罪がない笛吹市【13歳】
- ・へいわなふえふきし【8歳】
- ・びょうきがなくなるふえふきし【8歳】
- ・みんながえがおのまちになってほしい【7歳】
- ・けんかがないふえふきし【7歳】
- ・桃やぶどうをぬすまない笛吹市がいいです【9歳】

保護者たちからも・・・

- ・「子どもに優しい」と思える市の施設が増えたらうれしい。【44歳】
- ・虐待などが起こりにくい【51歳】
- ・幸福感をみんなが感じられる市。
- ・もっと子どもが育てやすいしになってほしい。【26歳】 など

■これから、『こんなことができたらいいな』とおもうこと

- ・のるーとに自由に乗りたい【10歳】
- ・『のるーと』こどもおりょうになるとうれしい【7歳】
- ・FUJIYAMA ツインテラスまで石和温泉駅や甲府駅から快速便バスを走らせてほしい。そうすれば観光客をいっきに運べる(南アルプス登山鉄道を参考に)【11歳】
- ・24時間ゴミステーションがほしい【小学生】
- ・知らない人がいなくなったらうれしい【7歳】
- ・小中学校の夏休みは休みじゃなく自由登校で給食ありにしてほしい。学校には行きたいし、いかなきゃいけない。どこかで課題をするなら、エアコンで涼しい部屋で勉強して、給食食べて、部活をして学園祭の準備とかしたい。【14歳】
- ・笛吹市でうちゅうの体験ができたらいいな【9歳】
- ・駅までの交通手段が増えるとうれしいです【16歳】
- ・ワイハイが使いたい(学校の宿題タブレットをしたい)【11歳】
- ・がくどうにジャングルジムができますように【6歳】
- ・いえのまわりを花ばたけにしたい。【6歳】 など

保護者たちからも・・・

- ・子どもがいろんな事にチャレンジ体験ができる最初の一步になるような環境が欲しい。【39歳】
- ・日・祝日に室内で遊べる場。【40歳】
- ・子育て中のママと子どもが利用できるショートステイ的な施設。【39歳】
- ・妊婦のうちから参加できるサークル(知り合いがないので)【29歳】 など

■こまっていること、かいぜんできたらいいなどおもうこと

- ・すずしいばしょをつくってほしい【7歳】
- ・一宮西小の学童の帰りにバスをだしてほしい【11歳】
- ・市バスのるーとを一宮でも利用したい。【11歳】
- ・体育館、家庭科室、理科室などにもエアコンをつけてほしい【小学生】
- ・ひろいたてものに地図がほしい。目が見える人、目が見えない人どっちも分かる地図【9歳】
- ・児童センターの時間を6時まで延長して中学生タイムを作してほしい。【12歳】
- ・しゅくだいをちょっとへらしてほしい【7歳】
- ・大学まで授業料無料になると進学してから研究とかに時間も使えるので良いと思います。バイトしながら大変とオープンキャンパスで聞きました。【16歳】
- ・修学旅行の行き先を生徒たちと話し合ってもらいたい。修学旅行の日にちを長くしてほしい。【12歳】 など

保護者たちからも・・・

- ・酷暑のため体育館に冷房完備されるといいと思います。
- ・土日に仕事が入ることがあり休日に利用できる保育施設。【39歳】
- ・病児保育に預けにくくて困っています。【44歳】
- ・育児について相談できる所、手助けしてもらえる所の情報を、子どもが生まれた後の健診などで教えてもらいたい。【22歳】
- ・子どもが安心して遊べるようなところがほしい。【39歳】 など

※移動手段の問題、猛暑対応策の声が多く聴こえてきました。短い期間でしたが保護者の方からもたくさん意見をいただきました。(保護者を含めた声は別紙参照)

本市では、今後も子どもの声を尊重し、子どもの年齢に応じた適切な意見表明の機会づくりを市全体で取り組み、市政に反映していきます。

(2) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援

子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、様々な学びや遊び、体験の機会づくりを支援します。

①子どもが安心して過ごせる居場所づくり

事業名	こどもまんなか応援サポーター宣言				子育て支援課
概要	令和6年7月4日、本市は、こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言しました。 子どもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現する取組を推進していきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	社会教育施設計画的改修事業				生涯学習課
概要	社会教育施設・設備を計画的に改修し、利用者の利便性の維持向上を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	体育施設計画的改修事業				生涯学習課
概要	社会体育施設・設備を計画的に改修し、利用者の利便性の維持向上を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	公園維持管理事業				まちづくり整備課
概要	市民が集い、楽しむ、憩いの公園施設の整備、管理を行います。また、公園施設の長寿命化を行い、機能や安全性の向上・維持を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

②学習機会の充実

事業名	子どもの読書活動の推進				図書館
概要	子どもが読書に関心を持ちやすい環境をつくるため、日頃から本に触れる機会を設定し、子どもの読書活動の推進に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	文化財活用事業				文化財課
概要	地域の歴史や自然を学ぶ活動を支援します。また、老朽化した指定文化財の説明板を修繕するとともに、歴史や文化財、日本遺産の啓発活動を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	笛吹市博物館管理運営事業				文化財課
概要	春日居郷土館ではハンセン病と小川正子、文化財や美術品、「わが町の八月十五日展」等の展示を行います。八代郷土館では江戸時代と明治時代の建物に旧大森銀行関係資料や民具等を展示します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	俳句の里づくり推進事業				生涯学習課
概要	全国の小学生、中学生を対象に「俳句の里」山梨県笛吹市全国小学生・中学生俳句会を開催します。また、市内の小中学校において、俳句出前授業を実施します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	スポーツ振興事業				生涯学習課
概要	健康維持や体力向上、親睦や仲間づくりのためのスポーツ大会の開催及びオリンピックやトップアスリートによる講演会など、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」きっかけとなる機会を提供します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	スポーツ少年団の充実				生涯学習課
概要	<p>令和6年8月現在、45団体(約950人)のスポーツ少年団が活動しています。</p> <p>スポーツ少年団の活動を通じ、社会性と自立精神の確立、地域活動への積極的参加、奉仕の心の醸成など、スポーツ面からの子どもの健全な育成を目指します。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	軽スポーツ教室等の開催				生涯学習課
概要	<p>スポーツ推進委員の協力を得て、軽スポーツ教室や小学校低学年を対象とした体力測定の練習会を実施します。</p> <p>また、社会体育指導員を設置し、受講者の体力・年齢に応じた特色ある教室を開催します。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	児童生徒の地域活動支援				生涯学習課
概要	<p>地域の人材を活用し、体験学習、スポーツ大会、趣味や特技を活かせる活動を行っています。地域の関係者やNPO法人等関係団体と連携を図り、各種学習機会の提供に努めます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	教育支援事業				生涯学習課
概要	<p>県内の大学と連携し、学生ボランティアを小中学校に派遣する事業を進めてきました。子どもたちに年齢が近い学生の教育活動への参加により、きめ細やかな指導体制で子どもたちを支援していきます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○	○	

③遊び・体験の機会の充実

事業名	小学生対象の様々な体験学習の展開				生涯学習課
概要	仲間づくりや、親子のふれあいを目的に、夏休み、週末を利用した体験型教室を企画運営していきます。				
ライフステージ別	誕生日前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○			

事業名	青少年の体験活動推進事業				生涯学習課
概要	休日等を利用して、自然体験、伝統文化などの体験教室を行います。				
ライフステージ別	誕生日前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	ハイキングコース整備事業				観光商工課
概要	市内には9か所の山梨百名山があり、登山やハイキング等に訪れる方々が多くいます。自然や風景を楽しみ、安心して登山やハイキング等ができるよう、ハイキングコースの整備を行います。				
ライフステージ別	誕生日前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

(3) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済

関係機関等と連携し、虐待の未然防止と児童支援に努めるとともに、いじめや不登校など、困難に直面する子どもへの支援を行います。さらに、権利侵害に関する相談や、メディアリテラシーの習得を通じて、誰もが被害者、加害者とならないための取組を推進します。

①虐待の未然防止、養育支援体制の整備

事業名	こども家庭センター				子育て支援課
概要	<p>市の家庭児童相談は、児童虐待相談の通報窓口機能を持ち、家庭相談員が虐待を受けている児童の支援を行っています。</p> <p>「こども家庭センター」を設置し、家庭相談員と社会福祉士、保健師とで、子どもの発達、育児の不安、家庭の養育環境等子育てに関する様々な相談に対し、より強力な支援体制を構築し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。</p> <p>支援拠点は、「子ども家庭支援業務」「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援事業」「支援に係る関係機関との連絡調整」「その他の必要な支援」を主な業務とします。子ども支援の専門性を持った虐待対応専門員や子ども家庭支援員を配置し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、養育困難な家庭等に対し、切れ目なく継続的に必要な支援またはサービスが図られるよう取り組みます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	乳幼児健康診査				子育て支援課
概要	<p>育てにくさを抱える保護者に寄り添い、適切な支援を行い虐待等の予防、早期発見に努めます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	要保護児童対策地域協議会の運営				子育て支援課
概要	<p>児童虐待の早期発見、早期対応及び未然防止を目的に、要保護児童に係る情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行うため、関係機関が協力・連携する協議会を設置しています。協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で開催し、要保護児童の適切な保護を図っています。地域の民生委員・児童委員や関係機関の協力を得る中で、虐待の恐れのある家庭の見守りや支援を行い、虐待防止に向けた取組を実施していきます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援

事業名	教育支援センター事業				学校教育課
概要	不登校児童生徒の集団生活への適応や学力の補充に係る指導等を行い、在籍する学校への復帰や社会的自立を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	不登校児童生徒への支援				学校教育課
概要	ふえふき教育相談室に相談員を配置し、学校や県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら対応します。 また、登校できない間の学力を保障するため、個別の学習指導を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	ヤングケアラー支援				子育て支援課
概要	ヤングケアラーについての相談に対して、各機関と連携しながら支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	自殺対策事業				子育て支援課・健康づくり課
概要	第2期自殺対策計画に基づく取組を推進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

③子どもの権利侵害に関する相談・救済

事業名	教育相談事業				学校教育課
概要	子どもたちの健全育成と心のケアを図るために、児童、生徒、保護者を対象として、ふえふき教育相談室の相談員が各種相談に応じます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○		

事業名	こども家庭センター				子育て支援課
概要	家庭児童福祉に関する相談支援業務を充実強化し、家庭福祉の向上を図るため、こども家庭センターを設置し家庭相談員4人を配置しています。家庭における児童育成についての相談、訪問指導等を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	成年後見制度の理解促進				福祉総務課
概要	成年後見制度の普及のため、制度の広報・周知を行います。 また、市民や支援関係者が利用しやすいよう、窓口についても広報・周知を進めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	成年後見制度推進事業				福祉総務課
概要	後見センターふえふき(笛吹市社会福祉協議会)や相談支援事業所等と連携しながら、成年後見制度の利用が必要と考えられる人の把握に努めるとともに、成年後見制度の利用支援により障がい者の適切なサービス利用や権利擁護を図ります。 また、後見人などの担い手不足が進んでいることから、法人後見や市民後見人の育成や活動支援を行うことにより、地域で支える権利擁護の仕組みづくりを進めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	民生委員・児童委員の活動				福祉総務課
概要	身近な相談窓口である民生委員・児童委員の活動について、引き続き普及啓発を図るとともに、子育て家庭が孤立化しないように地域ぐるみで見守りを続け、児童虐待につながらないよう他機関とも連携・協力できる体制づくりに取り組みます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

④子どものメディアリテラシーの充実

事業名	子どものメディアリテラシー(情報活用能力)教育の実施				学校教育課
概要	<p>子どもが、インターネットやマスコミなどメディアの特性や利用方法を理解し、適切な方法で情報を取得するとともに、メディアを活用する能力を身に付ける学習を実施しています。</p> <p>併せて、情報モラルの向上に取り組めます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	小中学校 ICT 環境維持事業				学校教育課
概要	<p>ICT を活用した授業の充実を図るため、児童生徒1人1台タブレットパソコンや大型提示装置等、ネットワーク環境等の維持管理を行います。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

基本目標 2 子どもを安心して産み育てるための支援

■ 関連する主な SDG s



(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

妊娠から出産、子育てを通じて、切れ目のない支援サービスを提供するとともに、子育てに関する不安や悩みの解消に向けて、適切な情報提供や相談を実施します。

① 妊娠、出産、子育て期の支援の実施

事業名	不妊治療支援事業				子育て支援課
概要	不妊治療を行っている夫婦に対し、治療費のうち自己負担した費用の2分の1(上限10万円)を1年度に2回まで、通算5年間助成します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	母子健康手帳の交付				子育て支援課
概要	妊娠届出者に対して母子健康手帳を交付し、保健師が相談を受けながら妊娠、出産に関する制度や手続きについて説明します。また、管理栄養士より妊娠中の食生活について説明し、相談に応じています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	マタニティスクール事業				子育て支援課
概要	全妊婦とそのパートナーを対象に、マタニティスクールを開催しています。健やかな出産・育児に向けて親となる知識や、赤ちゃんについて学び、協力して子育てに臨む大切さを知るとともに、地域の中で仲間づくりができる機会としています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	妊婦・乳幼児委託健康診査事業				子育て支援課
概要	指定医療機関に委託し、次の事業を実施しています。 ・妊娠中14回分の一般健康診査及び6回分の追加検査 ・多胎妊娠については5回分の一般健康診査の補助を実施 ・妊婦歯科検診 ・産後2回分の産婦健康診査 ・新生児聴覚検査 ・乳児一般健康診査2回 ・各種一般健康診査の結果による精密検査				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	子どもの予防接種事業				子育て支援課
概要	子どもの感染症予防のため、法律で定められている定期予防接種及び市独自で費用を助成している任意予防接種を実施しています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	養育医療費助成事業				子育て支援課
概要	生まれたときの体重が2,000グラム以下であるか、2,000グラムを超えていても医師の判断により生活力が特に薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の自己負担分を助成します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	妊婦のための支援給付・妊娠等包括相談支援事業				子育て支援課
概要	全ての妊婦やその配偶者等に対して、安心して出産・子育てができるよう、面接等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)をさらに充実させます。全ての妊婦に対して、妊婦であることの認定後に5万円、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に、妊娠している子どもの人数(1人につき5万円)を支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	産後ケア事業				子育て支援課
概要	産後4か月までの母子が宿泊しながら、育児の疲れを癒しつつ助産師らに育児に関する相談、沐浴、授乳などの指導を受けることができる産後ケアセンターの利用の補助をしています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

②子育て支援サービスの充実

事業名	小児救急医療支援事業				子育て支援課
概要	小児医療の充実・確保、特に小児救急医療について、県や近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携強化に努めます。また、「こどもの救急ガイドブック」を配布し各家庭における「かかりつけ医」の普及を促進するとともに、適正な救急医療の利用について普及啓発を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○			

事業名	子どもすこやか医療費助成事業				子育て支援課
概要	満18歳までの間にある、児童の保険診療に係る一部負担金を助成し、子育て家庭の医療費負担を軽減するとともに、児童福祉の推進を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	児童手当支給事業				子育て支援課
概要	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

③子育てに関する情報提供・相談体制の充実

事業名	こども家庭センター				子育て支援課
概要	令和6年度から、児童福祉・母子保健の両機能が一体的に相談支援を行うための機関として「こども家庭センター」を設置しています。相談支援とともに子育て家庭への包括的な支援体制の強化、充実を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	乳幼児健康診査				子育て支援課
概要	母子保健法に基づき、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、集団での乳幼児健診を行います。健診では、医師、歯科医師による診察や、栄養・歯科などの育児相談や心理相談を行います。 令和7年度より、2歳児歯科健診、5歳児健診を新型コロナ前の状態に戻して再開します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	乳幼児健康診査未受診者対策				子育て支援課
概要	乳幼児健診未受診者へ受診勧奨し、子どもの状況確認を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	二次相談事業				子育て支援課
概要	二次相談事業の対象者や相談内容をわかりやすく、利用しやすいように以下の3つの名称に変更し、更に充実します。 (コアラ教室) 言語や発達の課題のある児への対応について個別相談を行います。 (ラッコ教室) 発達や児への関わり方の対応方法、母子関係について個別相談を行います。 (のびのび相談) 知的発達の状況を確認するため、発達検査を行います。 また、保育所等を訪問し、乳幼児の集団生活の様子を観察する等情報交換する場も設けています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	保育所等訪問				子育て支援課
概要	市内にある28の保育所(園)、こども園、幼稚園に公認心理士、保育課保育士、子育て支援課保健師が訪問し、集団生活で心配のある子や市の健診等で継続的に支援している子の情報交換や支援方法の確認を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	助産師相談				子育て支援課
概要	助産師による妊娠中の不安や、0～1歳児の発育確認、授乳の仕方、育児不安に対して相談を行い、安心して子育てができるように支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	離乳食教室、1歳ごはん教室				子育て支援課
概要	管理栄養士による離乳食教室や1歳ごはん教室において、離乳食や幼児食の進め方の習得にとどまらず、保護者の食に関する悩みや思いに寄り添い、安心して子育てができるように支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	地域子育て支援センター事業				子育て支援課
概要	市内7か所に子育て支援センターを設置し、未就学児童(主に3歳未満)とその保護者及び妊婦を対象に、子育て家庭の不安や悩みに対する相談指導、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を推進し、地域における子育て支援の充実を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	乳児家庭全戸訪問事業				子育て支援課
概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで養育環境を把握し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、支援を必要とする家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける等、継続した支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	養育支援訪問事業				子育て支援課
概要	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を継続し、寄り添った支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	子育てガイドブックの配布				子育て支援課
概要	子どもや子育てに関わる制度や事業、施設などについての情報を紹介し、安心して子どもを生み育てることができるように、子育て情報をわかりやすく提供します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	広報誌事務				企画課
概要	子育て支援に関する情報を毎月2ページ以上掲載し、子育てに強いまち「笛吹」を進めていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	ICTを活用した子育て情報の提供				子育て支援課
概要	<p>市ホームページに子育て情報コーナーを開設し、子育て支援策や保育サービス・イベント情報を提供しています。また、各種子育て支援事業や保育サービス、イベントなどの情報は「子育て広場」アプリにて発信していることから、更なる情報の周知に努めます。</p> <p>さらには、電子母子手帳の活用を推進します。</p> <p>妊娠期から出産・育児まで、切れ目のない継続した子育て支援をより一層充実させるため、スマートフォンやパソコンを利用して、子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理ができるほか、出産や育児・子育てに関する情報を配信、プッシュ通信できる等、DX化を推進していきます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	情報公開推進事業				総務課
概要	透明性の高い市政推進のために、情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づく適正な情報公開を推進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
					○

(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

様々な理由で生活に困難を抱える子育て家庭に対して、経済的支援をはじめ、学習支援、就労に向けた支援などを行います。

①生活困窮家庭への支援

事業名	生活困窮者自立支援事業				生活援護課
概要	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立支援事業による生活支援、就労支援等を行います。また、生理用品を購入できない「生理の貧困」に対応するため、無償配布することで支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業				保育課
概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、また、行事への参加に要する費用(日用品費等)及び私学助成幼稚園(新制度未移行幼稚園)に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用(副食費)を助成する事業です。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	小中学校要保護及び準要保護児童生徒援助事業				学校教育課
概要	認定基準を満たした保護者を対象に、新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等を基準額により支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
		○	○		

②ひとり親家庭への支援

事業名	ひとり親家庭相談				子育て支援課
概要	自立支援員がひとり親家庭を対象に、就労、生活全般、養育についての相談支援を行います。また、就労支援が必要な方についてはハローワークと協力しながら支援を行っていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	ひとり親家庭の就業促進				子育て支援課
概要	ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、教育訓練講座受講費用の一部補助や、就労に有利な看護師等の資格取得に向けた修業期間中の生活費の一部支援を行い、就労促進に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	児童扶養手当支給事業				子育て支援課
概要	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、国の支給基準に準じた児童扶養手当を支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業				子育て支援課
概要	18歳年度末までの間にある児童を養育する、所得税非課税のひとり親家庭等の親と子を対象に、保険診療に係る一部負担金を女性し、ひとり親家庭等の児童の健康の向上と福祉の増進を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

(3) 子どもの発達・成長に応じた支援

発達に課題や障がいがある子どもとその保護者に対して、生活支援を行います。また、特別な支援を要する子どもの教育や医療の充実を図ります。

①発達に課題や障がいがある子どもへの支援

事業名	障害者相談支援事業				障害福祉課
概要	障がい者・障がい児やその家族等の相談を、基幹相談支援センター及び市内4か所の委託相談支援事業所において行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	障害児通所事業 (障害者介護給付・訓練等給付事業)				障害福祉課
概要	障がい児者が日常生活や社会生活を営むための支援や、経済的自立や就労に向けた能力向上の支援を行うため、サービスの支給を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	福祉タクシー利用助成事業				障害福祉課
概要	障がいがあっても外出して様々な社会的活動を行えるよう、障がい児者等を対象として、「重度心身障害者児等タクシー券」及び「社会参加タクシー券」の交付を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	個別避難計画作成事業				福祉総務課
概要	発災時に1人で逃げるのが困難(障がい者等)な方において、避難支援者や避難する場所をあらかじめ決めておく個別避難計画の作成を支援しています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	発達障がいの理解と普及啓発				障害福祉課・保育課・子育て支援課・学校教育課
概要	地域社会に向け、発達障がいの正しい理解と支援の必要性を発信することで、医療・保健・教育・福祉・住民などが連携し、将来にわたって発達障がい児を支援していくためのネットワークを強化させ、児童とその保護者への生活支援の充実に取り組みます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当)				障害福祉課
概要	20歳未満で、身体または知的・精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介助が必要と認められる児童に手当を支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	特別障害者手当等支給事業(特別児童扶養手当)				障害福祉課
概要	20歳未満で、身体・精神に中程度以上の障がいを持つ心身障がい児を扶養している人に対し、手当を支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

②特別な支援を要する子どもへの教育・医療の充実

事業名	特別支援教育				学校教育課
概要	<p>学校や県の発達支援センター等の関係諸機関、保護者との連携を密にします。また、特別支援学校との連携も図り、居住地校との交流及び共同学習の充実にも努めるなどインクルーシブ教育を推進します。</p> <p>さらに、ふえふき教育相談室の相談窓口をより一層充実させるとともに、学校や保育所・幼稚園・認定こども園、福祉等の関係機関と連携し、早期に適切な支援ができるように取り組みます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○		

事業名	障がい児等保育の充実				保育課・子育て支援課 障害福祉課
概要	<p>○障がい児等保育 保育所における障がい児や海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの受入れの促進に努めます。研修等を通じて障がい児等に対する理解を深めるとともに職員の資質向上に取り組み、保護者や関係機関と連携して子どもの育ちを見守ります。</p> <p>○保育所等訪問支援 障がいのある児童等が通う保育所等を児童発達支援センターの相談支援専門員が定期的に訪問し、児童の集団生活への適応のための支援や保育所スタッフへの専門的な助言を行うことにより、児童が安心して保育所を利用できるようにします。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	障がい児の療育活動の充実				障害福祉課
概要	<p>障がいのある児童の居場所の確保、生活能力の向上、社会参加を図り、地域における児童の健全育成を促進します。</p> <p>○児童発達支援サービス 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。また、医療的管理が必要な肢体不自由児等には、機能訓練や医療的支援を行います(医療型児童発達支援サービス)。</p> <p>○放課後等デイサービス 就学している障がい児に授業の終了後や長期休暇中に通える場を提供し、生活能力向上や社会との交流促進のための訓練を継続的に行い、児童の成長につながる支援を促進します。</p> <p>○児童発達支援センター 児童発達支援サービスに加えて、障がい児や保護者等に関する相談機能、保育所や他の事業所・施設との連携機能を有し、地域の障がい児支援において中核的な役割を担います。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	障がいのある子どもの保護者への支援				障害福祉課
概要	<p>幼児教育、保育の無償化に伴い、就学前の障がいのある児童の発達支援に対する利用料が軽減されることにより、子育て世帯の負担軽減を図ります。</p> <p>また、障がいのある児童の介護をしている保護者への支援を充実します。</p> <p>○日中一時支援事業 在宅の障がい児に日中活動の場を提供し、日常的に児童の介護を担っている保護者の就労支援や一時的な休息を確保します。</p> <p>○短期入所サービス 障がいのある児童が短期間施設へ入所することにより、児童の集団生活への訓練等を行い、介護を行う家族等の負担軽減を図ります。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	障がい児への相談支援				障害福祉課
概要	<p>障がいのある児童の家族等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や連絡調整等を行いながら、児童が安心、安定した生活を送れるよう、ライフステージに沿った相談支援事業の充実に努めます。</p> <p>また、平成27年度に開設した笛吹市障がい者基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者や関係機関が連携しながら継続的に児童への支援を行います。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	障がい児への医療費助成				障害福祉課
概要	<p>○重度心身障害者医療費助成制度 重度心身障がい児が疾病等により医療給付を受けた場合に、保険診療の自己負担分を全額助成し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	自立支援事業給付事業(育成医療)				障害福祉課
概要	<p>身体に障がいがある、または将来障がいを残すと認められる疾病がある18歳未満の児童がその障がい除去・軽減する効果が期待できる治療を行う場合に、医療給付を行います。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	難聴児補聴器助成事業				障害福祉課
概要	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、補聴器購入時の一部を助成します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

基本目標 3 子どもと子育てを支える教育・保育環境の整備

■ 関連する主な SDG s



(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備

幼児期から学童期の子どもが安心して過ごせる教育・保育施設の整備充実を支援するとともに、学童保育や放課後子ども教室の充実を図ります。

①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援

事業名	施設型給付費等事業				保育課
概要	私立保育園・認定こども園などに対し、安定した運営を図り、継続して質の高い保育が実施できるように財政支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	私立保育所等施設整備事業				保育課
概要	保育環境の改善等を図るため、老朽化している私立保育所等の施設整備・改修事業に対し、その経費の一部を補助します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	石和第一保育所改築事業				保育課
概要	石和第一保育所の施設の老朽化に伴い、施設の建替えを行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	かすがい西保育所整備事業				保育課
概要	かすがい西保育所の施設の老朽化に伴い、施設の建替えを行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)				保育課
概要	満3歳未満の、子どものための教育・保育給付を受けていない子どもを対象に、月あたり一定時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に通園を可能とする事業です。令和8年度の実施に向けて準備を進めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	保育・子育て関連施設等整備事業				保育課・ 子育て支援課
概要	安心・安全な保育の推進及び健全な遊びを通じて、情緒豊かで健康な児童を育てることを推進するために、保育所施設等、学童保育施設、児童館・児童センター等老朽化した施設の整備・改修や空調設備・遊具の設置等、保育・子育て関連施設等における機能強化・環境改善に向けた整備を計画的に実施します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	公立保育所民間活力の活用の推進				保育課
概要	民間活力導入のため、現在、2施設で指定管理者制度を導入、また、4施設を完全民営化へ移行しました。さらなる指定管理者の導入や完全民営化への移行について検討を進めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	私立幼稚園(新制度未移行園)施設等利用費給付事業				保育課
概要	幼児教育・保育の無償化に伴い、利用料等が軽減されることにより子育て世帯の負担軽減を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	保育所地域活動事業				保育課
概要	保育所の活動として、地域及び異世代間との交流や地域的行事への参加を促進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	保育所園庭開放				保育課
概要	一部の保育所において、地域の遊びや交流の場として園庭を開放しています。施設の警備や安全面を考慮しながら、必要に応じて開放の拡大に取り組みます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	保育所 ICT 化推進事業				保育課
概要	保護者の利便性の向上や保育現場の事務の効率化を図り、より安全な保育環境を確保するため、保育所 ICT システムを導入します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	市立保育所リニューアル整備事業				保育課
概要	老朽化が著しい市立保育所について、内装・空調・トイレ等の改修や遊具の入れ替え、物品の購入等を3年間かけて計画的に実施し、快適な保育環境を整備します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

②学童保育クラブ・放課後子ども教室の充実

事業名	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)				子育て支援課
概要	学校から帰宅しても、就労等により昼間保護者がいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○			

事業名	学童保育における障がい児受け入れの促進				子育て支援課
概要	学童保育における障がい児の受け入れの促進に努めます。 また、障がい児が利用しやすい環境整備を進め、障がい児の放課後・長期休暇の居場所づくりと保護者等の就労や介護負担の軽減を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○			

事業名	放課後児童対策パッケージ				子育て支援課・ 生涯学習課
概要	放課後児童クラブの充実を図り、安心・安全な放課後の居場所を確保していきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○			

事業名	放課後子ども教室事業				生涯学習課
概要	放課後等に子どもが安全で安心して活動できる場を確保し、学習指導等を行いながら、子どもたちの健全育成を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○			

(2) 幼児期から学童期の教育・保育体制の充実

子どもたちが質の高い教育・保育サービスを受けられるよう、体制の充実を図るとともに、子どもの生きる力の育成に向けて、様々な教育機会の充実を図ります。

① 質の高い教育・保育サービスの提供

事業名	障がい児等保育の充実【再掲】				保育課・子育て支援課 障害福祉課
概要	<p>○障がい児等保育 保育所における障がい児や海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの受入れの促進に努めます。研修等を通じて障がい児等に対する理解を深めるとともに職員の資質向上に取り組み、保護者や関係機関と連携して子どもの育ちを見守ります。</p> <p>○保育所等訪問支援 障がいのある児童等が通う保育所等を児童発達支援センターの相談支援専門員が定期的に訪問し、児童の集団生活への適応のための支援や保育所スタッフへの専門的な助言を行うことにより、児童が安心して保育所を利用できるようにします。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	小中学校学校教育事業				学校教育課
概要	きめ細かな指導による学力の定着と、支援が必要な子どもたちをサポートするために、市費負担で講師及びサポーターを配置します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	小中学校給食運営事業				教育総務課
概要	自校方式3校(境川小・芦川小・石和中)の調理場において、安全、安心でおいしい給食の提供に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	共同調理場事業				教育総務課
概要	センター方式5施設(石和学校給食センター・御坂学校給食共同調理場・一宮学校給食センター・八代学校給食センター・春日居学校給食共同調理場)にて、安全、安心でおいしい給食の定期的な提供に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	学校給食費管理事業				教育総務課
概要	学校給食費の徴収・管理業務を市の業務として行い、保護者の利便性の向上、教職員の業務負担の軽減を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	学校給食アレルギー対応事業				教育総務課
概要	食物アレルギーを持つ児童生徒が給食時間を安全かつ楽しく過ごすとともに、お弁当を作る保護者の負担軽減を図るため、令和6年度は石和中学校と春日居学校給食共同調理場を改修し、食物アレルギーに対応した除去食の提供を開始します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	市立保育所完全給食化事業				保育課
概要	市立保育所において、3歳以上児への主食の提供を開始することにより、保護者の育児負担の軽減を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	教育・保育の提供				保育課
概要	保護者の就労等による保育の必要性や幼児期の教育ニーズに対して、保育所、幼稚園、認定こども園等において教育・保育を提供するとともに、その質の向上を促進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	延長保育事業				保育課
概要	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。 ニーズに応じて現状の提供体制を確保していきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	一時預かり事業				保育課
概要	家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中に、認定こども園、幼稚園、保育所(園、地域子育て支援拠点などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 ニーズに応じて現状の提供体制を確保していきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	病児・病後児保育事業				保育課
概要	病院等の専用スペースにおいて、病気により集団保育等が困難な児童を一時的に保育する事業に対し、その経費の一部を補助します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○			

事業名	体調不良児対応型病児保育事業 (病児・病後児保育事業)				保育課
概要	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業に対し、その経費の一部を補助します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	子育て短期支援事業				子育て支援課
概要	保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)があります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	利用者支援事業(こども家庭センター型)				子育て支援課
概要	<p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。</p> <p>当事者の目標に立った寄り添い型の支援(利用者支援)と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援(地域連携)の2つの柱で構成された『基本型』、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う『特定型』、妊娠から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して保健師等が専門的な相談支援を提供する『母子保健型』の3類型があり、本市では『母子保健型』として事業を実施してきました。</p> <p>その後、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能の一体的に相談支援を行う機関として『こども家庭センター型』が追加され、本市は『こども家庭センター型』に移行しましたが、今後は『基本型』の拡充を図ります。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	ファミリーサポートセンター事業				子育て支援課
概要	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。依頼会員はおおむね生後2か月から小学校6年生までの保護者とし、利用料の一部を助成します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○			

②子どもの生きる力の育成

事業名	保育所における食育の推進				保育課・ 子育て支援課
概要	保育の一環として食育を位置づけ、楽しく食べることを基本とし、日々の給食、食育教室、野菜の栽培、調理体験等の食育活動を実施し、「食を営む力」の基礎を培う支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	食育の推進				学校教育課・ 健康づくり課
概要	教科、特別活動、総合的な学習の時間、給食指導等、学校教育全体を通して食育に関する指導を行っていきます。 また、食生活改善推進員等の協力を得て、子どもや親子で食の大切さや楽しさを学べる食育教室を開催します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	ライフステージに合わせた食育の推進				子育て支援課
概要	乳幼児期から望ましい食習慣の形成を促進するため、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、離乳食教室、幼児食教室等の母子保健事業を通して、家庭における食育の取組を推進していきます。 また、高校生へのアンケート調査を基に、プレコンセプションケア推進のため、食や健康に関する正しい情報発信を行い、食生活改善推進員と協働で、望ましい食習慣を身につけ実践することができるように普及啓発します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	思春期事業				子育て支援課
概要	命の大切さに気づき、自尊感情を育むことや健康の維持・向上に取り組むことを目的として、市内の中学校と共同で、思春期事業『いのちの授業』を開催しています。子どもと保護者が一緒に学び、親子の関係性や関わりを見つめ直すきっかけになることを目指します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
			○		

事業名	プレコンセプションケア				子育て支援課
概要	若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことで、より豊かで幸せな人生につながるよう周知・相談の場を設けていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
			○	○	○

事業名	保健教育の充実				学校教育課
概要	小・中学校において、飲酒や喫煙、薬物乱用などの健康被害、生活習慣病や思春期の体の変化、性感染症予防に関する正しい知識を身に付けさせ、心身の健康保持に努める態度を育みます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	環境教育の推進				環境推進課
概要	市内小学校において移動環境教室を実施し、ごみの分別や減量化、地球温暖化防止に関する学習機会を設け、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。また、環境保全の学び学習や各種環境対策に関し、小・中学校を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

基本目標 4 若者の自立と社会参加への支援

■ 関連する主な SDGs



(1) 活動や就労の機会の充実

若者が主体的に社会参加できるよう、様々な活動機会を提供するとともに、就労に向けた支援の充実を図ります。

① 若者の活動機会の充実

事業名	市民講座事業				生涯学習課
概要	市民の生涯学習を推進するため、年間を通じたスコレー大学や多様な講座メニューによる市民講座を開講するとともに、地区の公民館における地域住民の学習活動を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	社会体育団体支援事業				生涯学習課
概要	市スポーツ協会、スポーツ少年団の活動を支援し、各種スポーツ大会や講習会の開催により、市民のスポーツ活動への取組を促進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

② 若者の就労・社会参加の機会の充実

事業名	就職ガイダンス事業				観光商工課
概要	笛吹高校及び峡東地区の高校で就職企業説明会を実施し、市内企業の人材確保と高校生の就業支援対策を進めていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
				○	○

事業名	笛吹市農業塾推進事業				農林振興課
概要	就農や営農に関する相談や果樹栽培技術の講習会の開催などにより、担い手の確保や育成、地域農業の維持と発展を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
				○	○

事業名	新規就農者支援事業				農林振興課
概要	自立を目指す新規就農者や新規就農農業後継者に対し支援金を交付し、新規就農者の農業参入を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
					○

事業名	親元就農者経営安定支援事業				農林振興課
概要	農業の経営継承を促進し、果樹を中心とした本市農業の維持発展のため、農家子弟の親元就農を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
					○

事業名	農業次世代人材投資資金交付事業				農林振興課
概要	次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、資金を交付し就農意欲の喚起を図り、新規就農者の増加及び持続可能な農業の実現を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
					○

事業名	新規就農者育成総合対策事業				農林振興課
概要	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、経営開始から早期の経営確立への支援と併せ、経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
					○

(2) 若者の課題解決に向けた支援

若者が抱える様々な不安や悩み、困難や生きづらさを受け止め、支援するための取組を推進します。

①若者に関する相談支援体制の整備

事業名	結婚支援事業				市民活動支援課
概要	非婚化、晩婚化が進行する中、結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に対し、峡東3市合同による婚活イベントを行い、出会いの場を提供します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

事業名	奨学金返還支援事業				企画課
概要	就労初期の若者世代の奨学金返還支援を通じて、市内への移住・定住を促進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

基本目標 5 子ども・若者への地域ぐるみでの支援

■ 関連する主な SDGs



(1) 地域における子育て支援活動の推進

地域で子どもや子育てを支援する様々な団体、機関等と連携し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

① 地域における子育て支援ネットワークの強化

事業名	青少年育成事業				生涯学習課
概要	青少年の健全育成に向けて、市及び地区青少年育成推進協議会において、防犯パトロールや啓発活動、講座及び講演会等の事業を実施します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	笛吹市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会				福祉総務課
概要	社会福祉協議会后見センターふえふきを中核機関として位置づけ、中核機関の機能を順次整備しながら地域連携ネットワークの構築を進めます。協議会において、成年後見制度にかかわる機関・団体との連携を進めるとともに、ネットワークの活用促進に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
					○

事業名	健全育成対策の充実				生涯学習課
概要	小学生を対象に体験教室、指導者等を対象に講演会等を実施します。また、各地域において防犯パトロールを実施し、市、地域、コーディネーター、学校、警察署等各関係機関の連携のもと、青少年の健全育成に努めていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
		○	○	○	

事業名	やまなし子育て応援カード事業の実施				子育て支援課
概要	18歳年度末までの児童、妊娠中の方がいる家庭を対象に、本事業に協賛する企業や店舗で各種割引等の特典サービスを受けることができる子育て応援カードを交付しています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	プレママ～ベビーブックアドバイス～				図書館
概要	子育ての始まりはマタニティからと考え、出産を控えた妊婦から子育て世代、その家族の皆様に本の楽しさや大切さを知ってもらう機会を提供します。絵本の紹介や読み聞かせ、子育ての本の紹介、また、出産や子育てに関する情報提供を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	ブックプレゼント				図書館
概要	家庭での読書活動のスタートとなるよう、乳児を対象とした絵本のプレゼントを行っています。4か月児健診時に「ブックプレゼント引換券」と「0.1.2歳向けおすすめ絵本リスト」を配布し、石和図書館カウンターで絵本をプレゼントしながら読み聞かせの大切さなどについて説明を行っています。親子の交流の場として図書館がさらに利用されるよう努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	子育て支援ネットワークの形成				子育て支援課
概要	地域における子育て親子の交流を促進するため、子育て支援事業としてのイベント等を子育て支援センターと協働で実施しています。子どもや子育てに関わる制度や事業、施設などについての情報を紹介し、安心して子どもを産み育てることができるように子育て情報をわかりやすく提供します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	地域子育て支援センター事業【再掲】				子育て支援課
概要	市内7か所に子育て支援センターを設置し、未就学児童(主に3歳未満)とその保護者及び妊婦を対象に、子育て家庭の不安や悩みに対する相談指導、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を推進し、地域における子育て支援の充実を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	子どもをテーマとした講演会等の開催				生涯学習課
概要	子育てに係る知識・情報の提供を目的に、子育て中の親や支援者を対象として子どもをテーマにした講演会等を実施します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	母子保健組織に関する育成と支援				子育て支援課
概要	一宮、八代、境川及び春日居町地域の愛育班並びに笛吹市愛育連合会の育成に努めるとともに、班員に向け母子保健等に関する情報提供を行います。 また、愛育班による妊産婦や子どものいる家庭等への見守りと声かけ・子育て事業等を支援していきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	ホームスタート事業				子育て支援課
概要	妊婦や未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験のあるボランティアがホームビジターとして訪問する「家庭訪問型子育て支援」です。 週に一度、2時間、定期的に4回程度訪問し、友人のように寄り添いながら「傾聴」(話をきく)や「協働」(一緒に育児や家事をしたり、出かけたりする)等の活動を行います。親子が地域へ踏み出し、人々をつながるきっかけづくりを応援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	まちづくり推進事業				市民活動支援課
概要	市民主体の個性豊かで活力あるまちづくりを実現するため、市民と協働した市民通報システム、NPO、ボランティアなどと協働したまちづくりワークショップ、市民活動の情報発信などを行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	地域づくり市民活動応援補助事業				市民活動支援課
概要	市民主体の個性豊かで活力あるまちづくりを実現するため、市民、NPO、ボランティアなどのコミュニティ組織が地域の問題や課題を解決、活性化を図る目的で自主的に実施する公共的で公益的な事業に対し助成金を交付します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	行政区運営事業				総務課
概要	地域コミュニティの基盤となる行政区の運営及び活動の活性化と機能向上のための支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	国際交流事業				企画課
概要	国際的に視野を広げる取組として、包括連携協定を締結している笛吹高等学校とバート・メルゲンハイム商業高校との交流活動を支援しています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
				○	

(2) 子育て世帯が住み続けたい環境の整備

子育て世帯に対する様々な支援や、子どもの安心・安全の確保を通じて、住み続けたい環境の整備に努めます。

①子育てしやすいまちづくり

事業名	救急医療事業				健康づくり課
概要	「#7119 救急安心センターやまなし」「#8000 小児救急電話相談」「初期救急医療センター」「小児初期救急医療センター」との連携や、病院群輪番制病院運営事業により、休日・夜間における救急医療体制を確保します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	子育て世帯住宅取得補助事業				企画課
概要	中学生以下の子どもがいる世帯の住宅取得を支援し、市内への移住・定住を促進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	国民健康保険税 18歳以下均等割減免事業				国民健康保険課
概要	国民健康保険法の改正により、令和4年4月から施行された未就学児の均等割保険税の5割軽減を、本市独自に軽減対象を18歳以下まで拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	働きやすい労働環境の周知促進				観光商工課
概要	<p>仕事と子育ての調和を図るために、広報や商工会会報にて労働時間短縮のPRを行っています。また、再雇用制度のメリットや必要性の周知も行っています。</p> <p>さらに、事業趣旨の説明や広報を通じて、企業経営者の理解を求め、労働時間の短縮、育児休業を取得しやすい職場や社会環境の実現に向け、関係機関と連携し意識向上を図ります。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	緑化推進事業				農林振興課
概要	市内緑化の啓発・高揚のため、各地区において植樹・花植え等を実施し、緑豊かなまちづくりを推進し、市内緑化を増進します。また、市内自然環境保全地区の適切な保護・管理を実施します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○	○	○

事業名	オープンデータ利活用事業				情報システム課
概要	市が所有する情報(避難所施設・福祉施設・公園施設等の位置情報など)を公開し、広く活用してもらう事で官民一体となり、よりよいまちづくりを進めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○	○	○

事業名	窓口業務 DX 推進事業				政策課・情報システム課
概要	来庁者の利便性向上を図るため、各種申請書や住民異動届などについて、来庁者が署名するだけで手続きが完了できる「書かない窓口」の導入を推進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

② 子どもの安全・安心の確保

事業名	避難訓練等の実施				関係課
概要	保育所においては毎月1回、小・中学校においても年3回から5回、災害時を想定した避難訓練を継続実施することで、自ら危険を予測し、回避する能力と防災意識を育みます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○		

事業名	地区防災計画及びわが家の災害時行動計画策定支援事業				防災危機管理課
概要	災害時には、自助や共助が大切な役割を果たすことから、行政区の事前準備や避難行動を計画する「地区防災計画」の策定を支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	消費生活行政事業				市民活動支援課
概要	消費者が相談及び救済を受けることができ、安全・安心が担保される消費生活相談の体制を整備するため、消費生活センターを設置し、消費生活相談員を配置します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	防犯体制の充実				防災危機管理課
概要	市街地及び観光地における防犯カメラの整備、消防団における防犯診断並びに市内巡回等により、市民が安心・快適に生活できるよう防犯体制の整備に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	防犯灯設置維持管理事業				市民活動支援課
概要	夜間における安全・安心を確保するため、防犯上の安全対策に取り組みます。 また、台風災害等に伴う行政区管理防犯灯の緊急修繕を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	交通安全対策事業				市民活動支援課
概要	幼児・児童・高齢者など交通事故防止のため、年齢に応じた各種交通安全教室の開催やその他啓発を行い、交通安全意識の高揚を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	交通安全施設整備事業				市民活動支援課
概要	安全な通行を確保するため、カーブミラーの整備、各区等の要望により危険箇所への交通安全看板、防犯灯の設置及び維持管理を計画的に行っていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	通学路緊急対策事業				土木課
概要	通学路合同点検において抽出された対策必要箇所について、路面標示や交差点改良などの整備を行い、児童生徒の安全確保を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	歩道等整備による通学路安全対策				土木課
概要	地域行政区等の要望や通学路整備プログラムにより、通学路危険箇所の安全対策を進めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○			

事業名	チャイルドシート助成事業				子育て支援課
概要	乳児の保護者に対し、乳児用チャイルドシートを貸与することにより交通事故による乳児の被害の軽減を図るとともに、チャイルドシート購入に伴う負担を軽減し、幼児の交通安全、チャイルドシート着用の促進を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	公共施設等のバリアフリー化の推進				福祉総務課
概要	新設の公共施設だけでなく、既存の公共施設についてもベビーチェア、ベッド等の整備を行っています。 さらに、山梨県障害者幸住条例に基づき、公共施設を中心にバリアフリー化に取り組めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策について

の計画

子どもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、就労などの問題が複合的に絡み合う場合が多く、関係機関が分野横断的に連携し、取組を進めることが重要です。

国は、引き続き子どもの貧困対策が喫緊の課題であるとの認識のもと、令和元年9月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正・施行し、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを前提に、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。

アンケート調査（ニーズ調査）では、児童扶養手当受給者の9割を「母親」が占め、そのうちの約1割の方が日常的に看護・介護も担っている状況です。また、保護者自身の健康状態もよくない割合が高く、日常生活をサポートする体制の充実が求められます。

また、保護者の仕事では、「パートタイマー、派遣」の割合が高く、平日以外や18時以降に働く割合も高いことから、経済的支援だけでなく、子どもの学習支援や安心して過ごせる居場所づくりなど、包括的な支援体制の充実が求められます。

現在の暮らしの状況では、「大変苦しい」との回答が2割強となっており、生活必需品のみならず、子どもたちが経験してしかるべき様々な体験機会から遠ざけられている状況がうかがえます。

さらには、保護者の中には、子育ての中で、負担感や辛さを感じる割合も高く、不安や悩みを相談できない状況もみられ、またヤングケアラーの存在も確認されていることから、孤立させないつながりづくりや、アウトリーチ型の相談支援体制づくりが求められます。

そうしたことから、様々な理由で生活に困難を抱える子育て家庭に対して、経済的支援をはじめ、学習支援、就労に向けた支援などを行います。

なお、「笛吹市こども計画」と一体的に策定する中で、本章を「笛吹市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と位置づけます。

■本章に関連する主なSDGs



1 教育支援

関係機関や大学等と連携し、子どもたちの学力定着に向けた教育支援と心身の健全育成に向けた各種相談の取組を充実します。

事業名	教育相談事業【再掲】				学校教育課
概要	子どもたちの健全育成と心のケアを図るために、児童、生徒、保護者を対象として、ふえふき教育相談室の相談員が各種相談に応じます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○		

事業名	小中学校学校教育事業【再掲】				学校教育課
概要	きめ細かな指導による学力の定着と、支援が必要な子どもたちをサポートするために、市費負担で講師及びサポーターを配置します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○	○		

2 生活の安定に資するための支援

関係機関等と連携し、家庭の状況に応じて、生活の安定に向けて、アウトリーチ型の支援も含めた様々な相談支援体制の充実を図ります。

事業名	ひとり親家庭相談【再掲】				子育て支援課
概要	自立支援員がひとり親家庭を対象に、就労、生活全般、養育についての相談支援を行います。また、就労支援が必要な方についてはハローワークと協力しながら支援を行っていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	こども家庭センター【再掲】				子育て支援課
概要	<p>市の家庭児童相談は、児童虐待相談の通報窓口機能を持ち、家庭相談員が虐待を受けている児童の支援を行っています。</p> <p>「こども家庭センター」を設置し、家庭相談員と社会福祉士、保健師とで、子どもの発達、育児の不安、家庭の養育環境等子育てに関する様々な相談に対し、より強力な支援体制を構築し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図ります。</p> <p>支援拠点は、「子ども家庭支援業務」「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援事業」「支援に係る関係機関との連絡調整」「その他の必要な支援」を主な業務とします。子ども支援の専門性を持った虐待対応専門員や子ども家庭支援員を配置し、増加傾向にある児童虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、養育困難な家庭等に対し、切れ目なく継続的に必要な支援またはサービスが図られるよう取り組みます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	ヤングケアラー支援【再掲】				子育て支援課
概要	ヤングケアラーについての相談に対して、各機関と連携しながら支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	養育支援訪問事業【再掲】				子育て支援課
概要	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を継続し、寄り添った支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

3 保護者の就労支援

保護者が安心して働ける環境づくりに向けて、子どもを安心して預けられるよう様々な子育て支援サービスの充実を図ります。また、仕事と子育ての調和に向けて、働きやすい労働環境づくりを促進します。

事業名	ひとり親家庭の就業促進【再掲】				子育て支援課
概要	ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、教育訓練講座受講費用の一部補助や、就労に有利な看護師等の資格取得に向けた修業期間中の生活費の一部支援を行い、就労促進に努めます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	教育・保育の提供【再掲】				保育課
概要	保護者の就労等による保育の必要性や幼児期の教育ニーズに対して、保育所、幼稚園、認定こども園等において教育・保育を提供するとともに、その質の向上を促進します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	延長保育事業【再掲】				保育課
概要	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。 ニーズに応じて現状の提供体制を確保していきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	一時預かり事業【再掲】				保育課
概要	家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点などにおいて、一時的に預かり必要な保護を行う事業です。 ニーズに応じて現状の提供体制を確保していきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	病児・病後児保育事業【再掲】				保育課
概要	病院等の専用スペースにおいて、病気により集団保育等が困難な児童を一時的に保育する事業に対し、その経費の一部を補助します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○			

事業名	子育て短期支援事業【再掲】				子育て支援課
概要	保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)があります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	ファミリーサポートセンター事業【再掲】				子育て支援課
概要	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。依頼会員はおおむね生後2か月から小学校6年生までの保護者とし、利用料の一部を助成します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○			

事業名	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)【再掲】				子育て支援課
概要	学校から帰宅しても、就労等により昼間保護者がいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
		○			

事業名	働きやすい労働環境の周知促進【再掲】				観光商工課
概要	仕事と子育ての調和を図るために、広報や商工会会報にて労働時間短縮のPRを行っています。また、再雇用制度のメリットや必要性の周知も行っていきます。 さらに、事業趣旨の説明や広報を通じて、企業経営者の理解を求め、労働時間の短縮、育児休業を取得しやすい職場や社会環境の実現に向け、関係機関と連携し意識向上を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

4 経済的支援

自立した生活基盤づくりに向けて、給付型の支援や各種補助・助成等を通じた経済的支援の充実を図ります。

事業名	生活困窮者自立支援事業【再掲】				生活援護課
概要	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立支援事業による生活支援、就労支援等を行います。また、生理用品を購入できない「生理の貧困」に対応するため、無償配布することで支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	○

事業名	児童扶養手当支給事業【再掲】				子育て支援課
概要	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の健全な育成を図るため、国の支給基準に準じた児童扶養手当を支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	小中学校要保護及び準要保護児童生徒援助事業【再掲】				学校教育課
概要	認定基準を満たした保護者を対象に、新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等を基準額により支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
		○	○		

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業【再掲】				保育課
概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、また、行事への参加に要する費用(日用品費等)及び私学助成幼稚園(新制度未移行幼稚園)に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用(副食費)を助成する事業です。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	子どもすこやか医療費助成事業【再掲】				子育て支援課
概要	満18歳までの間にある、児童の保険診療に係る一部負担金を助成し、子育て家庭の医療費負担を軽減するとともに、児童福祉の推進を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】				子育て支援課
概要	18歳年度末までの間にある児童を養育する、所得税非課税のひとり親家庭等の親と子を対象に、保険診療に係る一部負担金を女性し、ひとり親家庭等の児童の健康の向上と福祉の増進を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

第6章 成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健）

国は、令和5年3月に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）の中で、プレコンセプションケアの推進や母子保健情報のデジタル化等による健康管理の充実と事業の質の向上といった方向性を示しています。

アンケート調査（ニーズ調査）では、気軽に相談できる人や協力者がおらず、産後、様々な対応に苦慮した人も一定数確認されています。また、妊娠が分かったら、早期に母子手帳の交付を受け、相談支援を受けることが重要ですが、届出が遅れるケースも見られます。ヒアリングでも、本市における、ハイリスク妊産婦と養育力に課題がある保護者の多さが指摘されています。

また、アンケート調査（健康増進調査）では、健康や食、子育てに関する情報の入手先として「SNS」や「WEB メディア」が上位に挙がっており、年代が若いほど「SNS」の割合が高くなっていることから、一人ひとりが自分の健康を管理し、情報をタイムリーに入手するための、情報提供・共有の手段を検討することが重要です。

子どもの就寝時間では、年齢が上がるに伴い遅い時間となる割合が高いことから、全ライフステージにおいて十分な睡眠の確保に向けた生活習慣全般の見直しや、啓発の取組が求められます。

そして、電子母子手帳ができた場合のニーズも高いことから、実現に向けた取組の推進が求められます。

今後は、若い世代から、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、主体的な健康管理を促すための、プレコンセプションケアの推進を図ります。

また、母子の健康管理として実施される妊婦健康診査をはじめ、妊娠期から子育て期にわたり、個々人の成長特性に応じた、アウトリーチ型の相談支援も含めた、切れ目ない支援体制づくりを推進します。

妊娠・出産・育児が安全に安心してできるよう、また、幼少期から誰もが正しい生活習慣を身に付け、健全に成長できるよう、ライフステージに応じた様々な取組を推進します。

なお、「笛吹市こども計画」と一体的に策定する中で、本章を「成育医療等基本方針に基づく計画（母子保健）」と位置づけます。

■本章に関連する主なSDGs



1 妊娠～出産期の母子保健

妊娠が分かった段階から、安心して出産を迎えられるよう、母子健康手帳の交付時からの切れ目ない相談支援体制の充実を図ります。

事業名	不妊治療支援事業【再掲】				子育て支援課
概要	不妊治療を行っている夫婦に対し、治療費のうち自己負担した費用の2分の1(上限10万円)を1年度に2回まで、通算5年間助成します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	母子健康手帳の交付【再掲】				子育て支援課
概要	妊娠届出者に対して母子健康手帳を交付し、保健師が相談を受けながら妊娠、出産に関する制度や手続きについて説明します。また、管理栄養士より妊娠中の食生活について説明し、相談に応じています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	マタニティスクール事業【再掲】				子育て支援課
概要	全妊婦とそのパートナーを対象に、マタニティスクールを開催しています。健やかな出産・育児に向けて親となる知識や、赤ちゃんについて学び、協力して子育てに臨む大切さを知るとともに、地域の中で仲間づくりができる機会としています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	妊婦・乳幼児委託健康診査事業【再掲】				子育て支援課
概要	指定医療機関に委託し、次の事業を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中14回分の一般健康診査及び6回分の追加検査 ・多胎妊娠については5回分の一般健康診査の補助を実施 ・妊婦歯科検診 ・産後2回分の産婦健康診査 ・新生児聴覚検査 ・乳児一般健康診査2回 ・各種一般健康診査の結果による精密検査 				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19歳以上
	○				

事業名	養育医療費助成事業【再掲】				子育て支援課
概要	生まれたときの体重が2,000グラム以下であるか、2,000グラムを超えていても医師の判断により生活力が特に薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の自己負担分を助成します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	妊婦のための支援給付・妊娠等包括相談支援事業【再掲】				子育て支援課
概要	全ての妊婦やその配偶者等に対して、安心して出産・子育てができるよう、面接等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)をさらに充実させます。全ての妊婦に対して、妊婦であることの認定後に5万円、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に、妊娠している子どもの人数(1人につき5万円)を支給します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	子どもの予防接種事業【再掲】				子育て支援課
概要	子どもの感染症予防のため、法律で定められている定期予防接種及び市独自で費用を助成している任意予防接種を実施しています。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

2 出産～乳幼児期の母子保健

安心して出産を迎えるとともに、生まれた子どもの健康と円滑な育児への移行に向けて、各種健診や相談支援を行います。

事業名	小児救急医療支援事業【再掲】				子育て支援課
概要	小児医療の充実・確保、特に小児救急医療について、県や近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携強化に努めます。また、「こどもの救急ガイドブック」を配布し各家庭における「かかりつけ医」の普及を促進するとともに、適正な救急医療の利用について普及啓発を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○			

事業名	子どもすこやか医療費助成事業【再掲】				子育て支援課
概要	満18歳までの間にある、児童の保険診療に係る一部負担金を助成し、子育てで家庭の医療費負担を軽減するとともに、児童福祉の推進を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	児童手当支給事業【再掲】				子育て支援課
概要	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	こども家庭センター【再掲】				子育て支援課
概要	令和6年度から、児童福祉・母子保健の両機能が一体的に相談支援を行うための機関として「こども家庭センター」を設置しています。相談支援とともに子育て家庭への包括的な支援体制の強化、充実を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	乳幼児健康診査【再掲】				子育て支援課
概要	<p>母子保健法に基づき、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、集団での乳幼児健診を行います。健診では、医師、歯科医師による診察や、栄養・歯科などの育児相談や心理相談を行います。</p> <p>令和7年度より、2歳児歯科健診、5歳児健診を新型コロナ前の状態に戻して再開します。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	乳幼児健康診査未受診者対策【再掲】				子育て支援課
概要	乳幼児健診未受診者へ受診勧奨し、子どもの状況確認を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	二次相談事業【再掲】				子育て支援課
概要	<p>二次相談事業の対象者や相談内容をわかりやすく、利用しやすいように以下の3つの名称に変更し、更に充実します。</p> <p>(コアラ教室) 言語や発達の課題のある児への対応について個別相談を行います。</p> <p>(ラッコ教室) 発達や児への関わり方の対応方法、母子関係について個別相談を行います。</p> <p>(のびのび相談) 知的発達の状況を確認するため、発達検査を行います。</p> <p>また、保育所等を訪問し、乳幼児の集団生活の様子を観察する等情報交換する場も設けています。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	保育所等訪問【再掲】				子育て支援課
概要	市内にある28の保育所(園)、こども園、幼稚園に公認心理士、保育課保育士、子育て支援課保健師が訪問し、集団生活で心配のある子や市の健診等で継続的に支援している子の情報交換や支援方法の確認を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○				

事業名	助産師相談【再掲】				子育て支援課
概要	助産師による妊娠中の不安や、0～1 歳児の発育確認、授乳の仕方、育児不安に対して相談を行い、安心して子育てができるように支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19 歳以上
	○				

事業名	離乳食教室、1 歳ごはん教室【再掲】				子育て支援課
概要	管理栄養士による離乳食教室や1歳ごはん教室において、離乳食や幼児食の進め方の習得にとどまらず、保護者の食に関する悩みや思いに寄り添い、安心して子育てができるように支援します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19 歳以上
	○				

事業名	地域子育て支援センター事業【再掲】				子育て支援課
概要	市内7か所に子育て支援センターを設置し、未就学児童(主に3歳未満)とその保護者及び妊婦を対象に、子育て家庭の不安や悩みに対する相談指導、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を推進し、地域における子育て支援の充実を図ります。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19 歳以上
	○				

事業名	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】				子育て支援課
概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで養育環境を把握し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、支援を必要とする家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける等、継続した支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19 歳以上
	○				

事業名	養育支援訪問事業【再掲】				子育て支援課
概要	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を継続し、寄り添った支援を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(～18歳)	19 歳以上
	○	○	○	○	

事業名	子育てガイドブックの配布【再掲】				子育て支援課
概要	子どもや子育てに関わる制度や事業、施設などについての情報を紹介し、安心して子どもを生み育てることができるように、子育て情報をわかりやすく提供します。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

事業名	広報誌事務【再掲】				企画課
概要	子育て支援に関する情報を毎月2ページ以上掲載し、子育てに強いまち「笛吹」を進めていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

3 学童期・思春期・青年期以降の母子保健

規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、ライフステージに応じた健康・保健知識を習得するための取組を推進します。

事業名	成人健康教育事業				健康づくり課
概要	<p>笛吹市健康増進計画の重点課題である生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健康診査の結果から生活習慣病のリスクの高い対象者に健康教室を開催し「自分の健康は自分で守る」という意識を高めます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	健康診査事業				健康づくり課
概要	<p>健康増進法に基づき、各種健康診査を実施し、病気の早期発見早期治療を勧めます。また、生活習慣を改善するなど健康の保持増進を図り、増大する医療費や介護保険費用の抑制に努めます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	がん検診事業				健康づくり課
概要	<p>健康増進法に基づき、各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療することでがんによる死亡率の低下を目指します。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

事業名	思春期事業【再掲】				子育て支援課
概要	<p>命の大切さに気づき、自尊感情を育むことや健康の維持・向上に取り組むことを目的として、市内の中学校と共同で、思春期事業『いのちの授業』を開催しています。子どもと保護者が一緒に学び、親子の関係性や関わりを見つめ直すきっかけになることを目指します。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
			○		

事業名	プレコンセプションケア				子育て支援課
概要	若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことで、より豊かで幸せな人生につながるよう周知・相談の場を設けていきます。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
			○	○	○

事業名	成人相談・訪問事業				健康づくり課
概要	保健師・管理栄養士が健康に関する相談を行います。集団健診結果説明会で、健診結果に基づき、精密検査受診勧奨や保健指導を行います。				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
					○

4 ICTの活用等による施策の推進

ICT を活用し、子育てや健康管理に関する情報がタイムリーに届き、活用できる仕組みづくりを推進します。

事業名	ICTを活用した子育て情報の提供【再掲】				子育て支援課
概要	<p>市ホームページに子育て情報コーナーを開設し、子育て支援策や保育サービス・イベント情報を提供しています。また、各種子育て支援事業や保育サービス、イベントなどの情報は「子育て広場」アプリにて発信していることから、更なる情報の周知に努めます。</p> <p>さらには、電子母子手帳の活用を推進します。</p> <p>妊娠期から出産・育児まで、切れ目のない継続した子育て支援をより一層充実させるため、スマートフォンやパソコンを利用して、子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理ができるほか、出産や育児・子育てに関する情報を配信、プッシュ通信できる等、DX化を推進していきます。</p>				
ライフステージ別	誕生前～乳幼児	小学生	中学生	高校生(~18歳)	19歳以上
	○	○	○	○	

～健康づくりのために、みなさん一人ひとりができること～

【普段から】

- ・身近な相談相手の確保に努めましょう。
- ・育児や生活など困っていることがあれば、誰かに相談しましょう。
- ・予防接種を受けましょう。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医をもちましょう。
- ・正しい歯磨きを実施し、虫歯や歯肉炎を予防しましょう。
- ・ジェネリック医薬品を使用しましょう。
- ・禁煙、分煙に努めましょう。
- ・1日3食バランスの良い食事（主食、主菜、副菜）を心がけましょう。
- ・早寝・早起き、規則正しい生活リズムを身につけましょう。
- ・男女とも、若いころから性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、主体的な健康管理ができるようになりましょう。
- ・子育てについて家族でともに話し合い、協力できることに取り組みましょう。
- ・男性も家事・育児を積極的に学びましょう。
- ・挨拶などを通して近所、地域の人との交流をしましょう。
- ・防災用品や食品の備蓄など、災害時の備えを心がけましょう。

【妊娠に気付いたら】

- ・妊娠がわかったら早期に医療機関を受診し、母子健康手帳を受け取りましょう。
- ・妊婦健診、歯科検診等を受け、自分の健康管理に取り組みましょう。
- ・マタニティスクールや育児学級に参加しましょう。

【赤ちゃんが生まれたら】

- ・出産直後からしばらくは、気持ちが不安定になることを理解し、保健師や助産師等に相談しましょう。
- ・乳幼児健診を受けましょう。
- ・訪問支援を受け、子育ての不安や悩みを相談しましょう。
- ・母子健康手帳を子どもの健康管理に活用しましょう。
- ・発育・発達について、気がかりなことがあれば、相談しましょう。
- ・子育て仲間など、地域でつながりをもちましょう。

～健康づくりのために、地域・団体ができること～

【普段から】

- ・地域の中で、困りごとをかかえたり、孤立している人の把握に努めましょう。
- ・愛育班を中心に、地域で妊婦および乳幼児・学童の見守り、声かけをしましょう。
- ・予防接種の情報提供に協力しましょう。
- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及に協力しましょう。
- ・ジェネリック医薬品の普及に協力しましょう。
- ・地域で禁煙・受動喫煙対策をすすめましょう。
- ・1日3食バランスの良い食事（主食、主菜、副菜）の普及に協力しましょう。
- ・食生活改善推進員を中心に、食育の普及に努めましょう。
- ・早寝・早起き、規則正しい生活リズムの普及に協力しましょう。
- ・男女とも、若いころから性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、主体的な健康管理ができるよう、プレコンセプションケアの普及に協力しましょう。
- ・子育てについて地域でともに話し合い、協力できることに取り組みましょう。
- ・男性も家事・育児を積極的に学ぶ機会づくりに協力しましょう。
- ・育児や生活など困っている人がいれば、相談機関につなぎましょう。
- ・挨拶運動などを通して近所、地域の人との交流を促進しましょう。
- ・防災用品や食品の備蓄など、地域での災害時の備えに努めましょう。
- ・地域の防犯・防災・交通安全の取組を推進しましょう。
- ・登下校時や遊び場などでの見守りに協力しましょう。
- ・青少年の健全育成の活動に協力しましょう。
- ・地域でのレクリエーション活動、運動、学習会の実施に協力しましょう。
- ・スポーツ少年団や育成会等の地区活動を実施し、交流を深めましょう。
- ・働きながら子育てする職場環境づくりに協力しましょう。

【妊娠中の家庭に対して】

- ・妊婦健診、歯科検診等の普及に協力しましょう。
- ・マタニティスクールや育児学級の普及に協力しましょう。
- ・産休を積極的に利用できる職場環境づくりに努めましょう。

【出産後の家庭に対して】

- ・乳幼児健診の普及に協力しましょう。
- ・訪問支援の普及に協力しましょう。
- ・発育・発達について、不安をもつ人がいれば、相談機関につなぎましょう。
- ・乳幼児をもつ家庭への温かい見守りに努めましょう。
- ・子育て仲間など、地域でのつながりづくりを支援しましょう。
- ・男女ともに育休を積極的に利用できる職場環境づくりに努めましょう。

5 成育医療等基本方針に基づく評価指標

次の評価指標に基づき、本計画の進行管理を行います。

	項目	対象	本市 (計画時点) 令和5年度	本市 (目標値) 令和11年度	国 (参考値)
1	妊娠11週以下での妊娠届出率		94.3%	95.0%	94.8% (令和3年度)
2	妊婦の喫煙率		2.8%	1.8%	1.9% (令和3年度)
3	父親の育児参加		89.7%	増加	—
4	低出生体重児の出生割合	2,500g未満	9.3%	減少	9.4% (令和3年度)
5	乳幼児健診未受診率	4か月	2.3%	2.0%	—
		1歳6か月	2.2%	1.8%	
		3歳	2.1%	1.7%	
6	むし歯のない3歳児の割合		86.1%	90.0%	89.8% (令和3年度)
7	7時までに起床している子どもの割合	1歳6か月	84.0%	85.0%	—
		3歳	78.2%	83.0%	
8	21時までに就寝している子どもの割合	1歳6か月			—
		3歳	22.2%	増加	
		小3	9.1%		
9	朝食を毎日食べる子どもの割合	乳幼児	90.0%	調整中	—
		小5	87.5%		
		中2	79.7%		
		高校生	75.6%		

	項目	対象	本市 (計画時点) 令和5年度	本市 (目標値) 令和11年度	国 (参考値)
10	この地域で子育てしたい と思う親の割合	4か月 1歳6か月 3歳	94.4% 95.3% 95.7%	95.8%	95.3% (令和3年度)
11	予防接種接種率 (麻しん・風しん)	I期 II期	93.5% 88.4%	95.0%	—
12	産後1か月時点での産後 うつハイリスク者の割 合	1か月	10.9%	9.5%	9.7% (令和3年度)
13	育てにくさを感じたとき に対処できる親の割合	4か月 1歳6か月 3歳	84.6% 82.0% 75.6%	90.0%	95.0% 95.3% 95.6% (令和3年度)
14	ゆったりとした気分で子 どもと過ごせる時間があ る母親の割合	4か月 1歳6か月 3歳	96.0% 93.5% 87.1%	現状維持	89.3% 81.0% 75.7% (令和3年度)
15	産後ケア事業の利用率		11.7%	現状維持	6.1% (令和3年度)
16	妊娠中のパートナーの喫 煙率		31.5%	減少	—
17	児童・生徒における肥満 傾向児の割合	小5男子 小5女子	18.0% 14.9%	減少	12.58% 9.26% (令和3年度)
18	児童・生徒における痩身 傾向児の割合	中2男子 中2女子	2.8% 3.8%	減少	2.73% 3.22% (令和3年度)
19	かかりつけ医(小児科 医)をもっている子ども の割合	4か月 3歳	— 89.5%	85.0% 95.0%	79.9% 89.6% (令和3年度)
20	かかりつけ医(歯科医) をもっている子どもの割 合	3歳	47.1%	55%	52.7% (令和3年度)

第7章 子ども・子育て支援事業（第3期）

1 教育・保育の提供区域の設定

第3期子ども・子育て支援事業計画では、ニーズ調査結果を基に、国の指針に沿って5年の計画期間（令和7年度から令和11年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」である「量の見込み」の把握を行っています。

また、この「量の見込み」をベースに、本市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保方策」を定めます。

上記の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することになります。

本市においては、市内各地域に教育・保育施設が分散しているものの、市の中核施設である「こども家庭センター」へのアクセスが1時間圏内であることを踏まえ、全サービスについて市内を1区域として取り扱うものとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

■ 0～11歳人口の推移・推計（年齢別）

（資料：人）

年齢	令和5年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	418	410	406	406	400	392
1歳	428	418	414	410	410	403
2歳	428	420	416	412	408	408
3歳	431	424	418	414	410	406
4歳	408	422	420	414	411	407
5歳	432	425	420	418	412	409
6歳	480	402	421	416	414	408
7歳	429	428	403	422	417	415
8歳	438	478	425	401	420	415
9歳	483	429	480	427	403	422
10歳	467	440	429	480	427	403
11歳	494	483	440	429	480	427
計	5,336	5,179	5,092	5,049	5,012	4,915
3-5歳児	1,271	1,271	1,258	1,246	1,233	1,222
1,2歳児	856	838	830	822	818	811

※コーホート変化率法により推計

2 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制と確保方策

(1) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

推計児童数と利用意向率を考慮した量の見込みは、次のとおりです。

■推計児童数と利用意向率を考慮した量の見込み

		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
		(実績)	(見込み)				
1号	幼稚園等利用者(人)	82	119	118	116	115	114
	利用意向率(%)	6.5	9.4	9.4	9.3	9.3	9.3
2号	幼稚園利用者(人)	96	71	70	69	68	68
	利用意向率(%)	7.6	5.6	5.6	5.5	5.5	5.6
	保育所等利用者(人)	1,081	1,036	1,026	1,016	1,005	996
	利用意向率(%)	85.1	81.5	81.6	81.5	81.5	81.5
1・2 号計	3～5歳児数(人)	1,271	1,271	1,258	1,246	1,233	1,222
	3～5歳利用者数(人)	1,259	1,226	1,214	1,201	1,188	1,178
	利用意向率(%)	99.0	96.5	96.5	96.4	96.4	96.4
3号	0歳児数(人)	418	410	406	406	400	392
	0歳利用者数(人)	68	292	290	290	285	280
	利用意向率(%)	16.3	71.2	71.4	71.4	71.3	71.4
	1,2歳児数(人)	856	838	830	822	818	811
	1,2歳利用者数(人)	657	656	650	644	640	634
	利用意向率(%)	76.8	78.3	78.3	78.3	78.2	78.2

実績：令和5年4月1日現在

■推計の区分と支給認定区分の対応

推計の区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	支給認定区分
1号	3～5歳	主に教育	なし	1号認定
2号(幼稚園)				2号認定
2号(保育所)	0～2歳	主に保育	あり	2号認定
3号(0歳)				3号認定
3号(1,2歳)				3号認定

■提供体制、確保方策

各年度とも、見込量に対して充足されるよう、定員を確保します。

令和5年度実績		1号		2号		3号	
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳
入所数（実績 R5.3.31）		194		1,053		176	731
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	235		1,341		171	738
	地域型保育事業					5	14
令和7年度		1号		2号		3号	
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳
量の見込み（必要利用定員総数）		198		*66	1,032	176	732
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301		1,243		169	741
	地域型保育事業					10	28
令和8年度		1号		2号		3号	
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳
量の見込み（必要利用定員総数）		200		*64	1,001	178	740
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301		1,223		169	741
	地域型保育事業					10	28
令和9年度		1号		2号		3号	
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳
量の見込み（必要利用定員総数）		202		*62	971	179	748
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301		1,203		169	741
	地域型保育事業					10	28
令和10年度		1号		2号		3号	
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳
量の見込み（必要利用定員総数）		205		*60	941	179	756
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301		1,183		169	741
	地域型保育事業					10	28
令和11年度		1号		2号		3号	
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳
量の見込み（必要利用定員総数）		209		*59	914	179	764
確保の内容	保育園、認定こども園、幼稚園（教育・保育施設）	301		1,163		169	741
	地域型保育事業					10	28

*2号認定のうち、幼稚園の利用意向が強い人数

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制と確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

ニーズ調査及び実績等をふまえ、計画期間中の量の見込みは次のとおりとなります。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
	(実績)	(見込み)					
延長保育事業(人)	476	421	419	417	414	412	
放課後児童健全育成事業(人)	低学年	759	806	805	801	806	806
	高学年	227	327	326	325	327	327
子育て短期支援事業(人日)	49	49	52	53	54	55	
地域子育て支援拠点事業(人/月)	1,575	1,803	1,914	2,030	2,140	2,239	
一時預かり事業(人日/年)	10,710	10,650	10,580	10,550	10,480	10,420	
幼稚園型	10,326	10,278	10,215	10,196	10,184	10,085	
幼稚園型を除く	384	372	365	354	346	335	
病児・病後児保育事業(人)	市内施設	164	180	198	202	208	214
	広域利用	350	374	384	402	418	426
ファミリーサポート・センター事業(人日/年)	低学年	660	634	620	610	603	588
	高学年	271	260	254	251	247	241
利用者支援事業(か所)	1	1	1	1	1	1	
妊婦健康診査(人回)	7,931	5,740	5,684	5,684	5,600	5,488	
産後ケア事業	人	49	48	48	48	46	45
	泊	110	110	110	110	100	100
乳児家庭全戸訪問事業(人)	446	410	406	406	400	392	
養育支援訪問事業	延人	166	530	525	525	517	507
	実人	106	414	410	410	404	396
	世帯	93	237	235	235	231	227
実費徴収に係る補足給付事業(人)	0	10	10	10	10	10	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

① 延長保育事業

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外において認定こども園や保育所(園)等で保育を実施する事業です。

■提供体制、確保方策

延長保育事業の利用については、今後減少していくことが見込まれることから、今後の見込に対し、現状の体制を維持することで確保していきます。(実施施設 12か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(人)	421	419	417	414	412
確保の内容(人)	480	480	480	480	480

② 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

学校から帰宅しても、就労等により昼間保護者がいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■提供体制、確保方策

優先度の高い低学年及びひとり親家庭の子ども、障がい児の受入体制を確保します。児童数は減少傾向にありますが、保護者の就労形態の変化等により、利用希望は横ばいを見込みます。

なお、高学年については、計画期間中利用者増加が見込まれますが、低学年の利用数は減少傾向にあることより、利用希望総数は、現状同数を見込みます。（実施施設11か所、学童保育教室31教室）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人）	1年生	288	288	287	288	288
	2年生	264	263	262	264	264
	3年生	254	254	252	254	254
	4年生	178	178	177	178	178
	5年生	92	92	92	92	92
	6年生	57	56	56	57	57
	低学年	806	805	801	806	806
	高学年	327	326	325	327	327
	小計	1,133	1,131	1,126	1,133	1,133
確保の内容（人）	1年生	295	295	295	295	295
	2年生	270	270	270	270	270
	3年生	260	260	260	260	260
	4年生	183	183	183	183	183
	5年生	94	94	94	94	94
	6年生	58	58	58	58	58
	低学年	810	810	810	810	810
	高学年	350	350	350	350	350
	小計	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

■提供体制、確保方策

一定の利用実績があり、潜在ニーズも高いことから、実施施設や里親活用の検討を進め、洗剤ニーズに対応ができるよう、事業を実施していきます。（実施施設 4か所）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人日）	49	52	53	54	55
確保の内容（人日）	55	55	55	55	55

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が交流できる場所を開設することで、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助等を行う事業です。

■提供体制、確保方策

平成 27 年度に子育て支援センターを1か所増設するなど、高いニーズに対応してきました。今後も各施設がそれぞれの特色を生かし、利用者の確保に努めます。

また、子育てに不安やストレスを感じている家庭を積極的に支援するために、ホームスタート事業を実施することで地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

（実施施設 7 か所）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人／月）	1,803	1,914	2,030	2,140	2,239
確保の内容（人／月）	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

⑤ 一時預かり事業

家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）などにおいて、一時的に預かることで必要な保護を行う事業です。

■提供体制、確保方策

現在、延べ 13 か所の認可施設で事業を実施しています。今後の量の見込に対し、現状の提供体制を維持することで確保を図ります。

(人日/年)		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	幼稚園型	10,278	10,215	10,196	10,134	10,085
	幼稚園型を除く	372	365	354	346	335
	合計	10,650	10,580	10,550	10,480	10,420
確保の内容	幼稚園型	10,300	10,230	10,240	10,150	10,160
	幼稚園型を除く	400	370	360	350	340
	合計	10,700 (13か所)	10,600 (13か所)	10,600 (13か所)	10,500 (13か所)	10,500 (13か所)

⑥ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院、保育所（園）などに付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」の3種類があります。平成30年4月より広域利用が始まり、県内にある全ての病児・病後児保育施設を自由に利用できるようになっています。

■提供体制、確保方策

利用実績は増加傾向にあり、量の見込みに対応できる規模の予算の確保を図ります。また、令和3年度には市内で初の病児・病後児保育施設が開設されています。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人）	市内施設	180	198	202	208	214
	広域利用	374	384	402	418	426
確保の内容（人）	市内施設	300	300	300	300	300
	広域利用	448	460	480	501	511

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

小学生までの子どもを持つ保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

・事業を利用するには、依頼会員、協力会員共に事前にファミリー・サポート・センターへの会員登録が必要です。

・実施施設：1 か所 ファミリー・サポート・センター「ファミリーベル」

・対象：生後 2 か月程度から小学校 6 年生

■提供体制、確保方策

現在、1 か所で事業を実施しています。協力会員を確保し、依頼会員となる対象者への事業周知を図り、より利用しやすい援助を目指します。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日／年）	低学年	634	620	610	603	588
	高学年	260	254	251	247	241
	合計	894	874	861	850	829
確保の内容（人日／年）	低学年	650	650	650	650	650
	高学年	300	300	300	300	300
	合計	950	950	950	950	950

⑧ 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

当事者の目標に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域連携）の2つの柱で構成された『基本型』、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う『特定型』、妊娠から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して保健師等が専門的な相談支援を提供する『母子保健型』の3類型があり、本市では『母子保健型』として事業を実施してきました。

その後、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能の一体的に相談支援を行う機関として『こども家庭センター型』が追加され、本市は『こども家庭センター型』に移行しましたが、今後は『基本型』の拡充を図ります。

■提供体制、確保方策

子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行い、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行うものです。

令和2年度から、利用者支援専門員を兼任する保健師を2人に増員し、令和6年度からこども家庭センター設置に伴い、サポートプラン作成に係る保健師を1人増員し、個別相談支援や情報提供の充実を図っています。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
こども家庭 センター型	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保の内容（か所）	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関	量の見込み（か所）	5	5	6	7	8
	確保の内容（か所）	5	5	6	7	8
基本型	量の見込み（か所）	0	0	0	0	1
	確保の内容（か所）	0	0	0	0	1

⑨ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測～保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時、医学的検査を実施する事業です。

■提供体制、確保方策

国の定める基準に基づき実施します。

- ・実施場所： 山梨県内の指定医療機関（県外で受診した場合は償還払い）
- ・検査項目： 国が定める基本的な妊婦健康診査項目
- ・実施時期： 妊娠初期より妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回
妊娠 24 週より妊娠 35 週まで：2 週間に 1 回
妊娠 36 週以降分娩まで：1 週間に 1 回

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児推計児童数（人）	410	406	406	400	392
1 人あたりの検診回数（回）	14	14	14	14	14
量の見込み（検診回数）（人回）	5,740	5,684	5,684	5,600	5,488
確保の内容（人回）	5,740	5,684	5,684	5,600	5,488

⑩ 産後ケア事業

産後4か月までの母子が宿泊しながら、育児の疲れを癒しつつ助産師らに育児に関する相談、沐浴、授乳などの指導を受けることができる事業です。これまで、母子保健施策の中で実施されてきましたが、新たに子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

■提供体制、確保方策

令和5年度利用実績は、利用者 49人、宿泊110泊です。

令和7年度以降も、利用者数に応じた適切な支援体制を確保します。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児推計児童数（人）		410	406	406	400	392
量の見込み	利用者数（人）	48	48	48	46	45
	泊数（泊）	110	110	110	100	100
確保の内容	利用者数（人）	48	48	48	46	45
	泊数（泊）	110	110	110	100	100

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することで養育環境を把握し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、支援を必要とする家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

■提供体制、確保方策

生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に専門的相談支援を行います。主に市の保健師または非常勤職員の保健師、助産師が実施します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児推計児童数（人）	410	406	406	400	392
量の見込み（訪問数）（人）	410	406	406	400	392
確保の内容（人）	410	406	406	400	392

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

■提供体制、確保方策

妊産婦及び乳幼児のいる家庭を対象に、専門的相談支援を行います。必要に応じ乳児家庭全戸訪問事業を兼ねて行います。主に当該地区を担当する市の保健師が対応します。

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	（延人数）	530	525	525	517	507
	（実人数）	414	410	410	404	396
	（世帯）	237	235	235	231	227
確保の内容	（延人数）	530	525	525	517	507
	（実人数）	414	410	410	404	396
	（世帯）	237	235	235	231	227

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、また、行事への参加に要する費用（日用品費等）及び私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が払うべき副食の提供に要する費用（副食費）を助成する事業です。

■提供体制、確保方策

助成が必要と判断する全ての世帯に対し、給付することを前提に事業を行います。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（人）	10	10	10	10	10
確保の内容（人）	10	10	10	10	10

※直近数年の実績から、最大値を採用

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■提供体制、確保方策

現時点では実施していませんが、必要に応じて検討します。

⑮ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

満3歳未満の、子どものための教育・保育給付を受けていない子どもを対象に、月あたり一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園を可能とする事業です。

■提供体制、確保方策

令和8年度の実施に向けて準備を進めます。

4 「放課後児童対策パッケージ」に関する事項

共働き家庭において、子どもが保育所（園）から小学校に上がる際、預けられる時間が短くなることによって直面する課題を「小1の壁」と言います。

国では、上記課題への対応として、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、対策を進めてきましたが、令和6年度末に終了となることから、引き続き放課後児童対策の一層の強化を図ることを目的に、「放課後児童対策パッケージ」を策定しています。

本市では、令和6年度時点で、待機児童は生じていませんが、施設によっては定員を超過しているケースもあり、引き続き適正な子どもの居場所づくりを進めていくことが重要です。

そのため、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室を計画的に整備していくため、本市では次のとおり整備方針を定めます。

■令和11年度に達成されるべき目標事業量

	実績（令和6年度）	目標（令和11年度）
放課後児童クラブの設置数 （学童保育教室）	10か所 （31教室）	11か所 （32教室）
校内交流型の放課後児童クラブ及び 放課後子ども教室	2か所	2か所

※「一体型」は「校内交流型」に名称が変更されています。

■放課後児童クラブ（学童保育）の必要量の見込み

（資料：人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	402	421	416	414	408
2年生	428	403	422	417	415
3年生	478	425	401	420	415
4年生	429	480	427	403	422
5年生	440	429	480	427	403
6年生	483	440	429	480	427
低学年利用者	897	857	850	858	849
低学年児童数	1,308	1,249	1,239	1,251	1,238
利用割合（％）	68.6	68.6	68.6	68.6	68.6
高学年利用者	571	570	564	554	529
高学年児童数	1,352	1,349	1,336	1,310	1,252
利用割合（％）	42.2	42.3	42.2	42.3	42.3
合計必要量	1,468	1,427	1,414	1,412	1,378
確保の内容 （利用定員）	1,349	1,349	1,349	1,349	1,349

5 学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 教育・保育の一体的な提供に向けて

本市においては、公立・私立の各保育園において、より良い生活習慣の確立や心と体のバランスのとれた活動など、教育面にも配慮した運営が行われています。今後も、教育・保育の調和のとれた運営の推進に向けた支援を行います。また、それぞれの園のビジョンを作成し、民間園が担う保育と、公立保育所が担う保育を区分し、それぞれの役割を果たしていきます。

なお、市内での保育園・幼稚園のサービス提供を新規に検討する民間事業所に対しては、引き続き子ども・子育て支援に関する制度改正等に関する情報共有に努めます。

(2) 教育・保育の推進に向けて

本市の次代を担う子どもの教育・保育並びに保護者に対する総合的な子育て支援は、少子化の進行等を見据えつつ、本市のまちづくり・地域づくりの視点に立って推進します。

教育・保育の推進に当たっては、市民、行政、子育て関連事業所など、地域コミュニティの様々な主体が協働・連携し、地域ぐるみで取り組みます。

また、質の高い幼児期の教育・保育の確保に向けて、関係職員の資質向上のための講習等を実施するとともに、地域の子育て関連事業者やボランティアなどが活躍できる環境づくりに努めます。

(3) 幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等と小学校等との連携推進に向けて

義務教育9年間の前後を繋ぐ長期的な視点から、連続性・一貫性のある教育体制の構築が求められています。就学前からの切れ目のない支援やスムーズな接続を目指し、異校種間の垣根を取り払った幅広い連携や交流を推進します。

また、未就学児の保護者は、小学校入学に当たり、様々な心配ごとを抱えています。こうした心配ごとの解消のためにも幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等と小学校等との情報交換を活発にし、連携強化を図ります。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し、適切な方法により給付を行っていきます。

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進するに当たっては、家庭、保育所（園）、学校、地域、行政、関係機関・団体等、地域の様々な主体が協働・連携して取り組みます。

2 進捗状況の管理

本計画に記載された事項の実現には、計画の進捗状況について適宜点検・評価を行い、必要な修正・改善を図ることが重要です。

実効性のある取組の推進を図っていくため、計画（PLAN）・実行（DO）・点検（評価）（CHECK）・見直し（ACT）のPDCAサイクルを活用することとし、本計画の策定の中心的な役割を担った「笛吹市子ども・子育て会議」において進捗状況についての点検・評価を行い、その結果を公表します。

3 情報提供・周知

広報やホームページをはじめとする各種広報媒体を積極的に活用し、市民全体に対して適切な情報提供を行い、子ども・子育て支援施策に関する周知を図ります。

4 関係機関・県等との連携

本計画の支援や対応などについては、必要に応じて県や近隣市町村、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援の実施を図ります。

資料編

1 笛吹市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 12 月 27 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、子育て当事者等の意見を反映し、子ども・子育て支援施策を推進するために、笛吹市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(審議等事項)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
 - (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - (5) その他、市長が子ども・子育て会議での処理が必要と認める事項に関すること。
- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事項を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、子供すこやか部において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和 2 年 12 月 23 日条例第 55 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 27 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 笛吹市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年4月1日現在)

区分	氏名	備考
子どもの保護者	根津 美玲	保育園保護者代表
	山寺 悠太	小中 PTA 連合会代表
	浅川 加代子	公募委員
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	佐川 成義	保育園代表(保育協議会長) (英保育園)
	古屋 幸子	保育士代表 (御坂東保育所)
	上田 啓子	幼稚園代表 (石和誠心幼稚園)
	藤盛 ちか子	認定こども園代表 (石和あら川こども園)
	角田 恵	子育て支援センター連絡協議会笛吹代表 (NPO 法人みんなの楽校あつぷる)
	壽 まや	笛吹市児童館連絡協議会代表 (NPO 法人 HappySpace ゆうゆうゆう)
	早川 公仁	放課後子どもプラン事業者代表 (NPO 法人学びの広場ふえふき)
	渡邊 由美	障害福祉課関係事業者代表 (社会福祉法人ぶどうの里笛吹センター)
子ども子育て支援に関し 学識経験者のある者	弦間 優紀子	弦間医院院長
	池田 充裕	山梨県立大学人間福祉学部教授
	田邊 裕子	山梨学院短期大学保育科准教授
	杉山 順哉	教育協議会事務局次長
	橘田 昌樹	学校教育指導主事
	桑原 薫	養護教員研究会代表
その他市長が必要と認める者	長谷部 信浩	笛吹市社会福祉協議会事務局 地域福祉課兼後見センターふえふき課長
	小林 宏一	男女共同参画推進委員会委員長
	河野 道子	笛吹市民生委員児童委員協議会代表
	前澤 美代子	笛吹市愛育連合会代表

(敬称略)

3 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和6年 2月5日	令和5年度 第2回笛吹市子ども・ 子育て会議	(1) 第3期笛吹市子ども・子育て支援事業計画に係るニ ーズ調査について (2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について
令和6年 3月4日～ 3月22日	笛吹市子ども・子育て 支援事業計画策定に 係るニーズ調査	市内在住の就学前児童がいる保護者 2,000 名 市内在住の小学生生徒がいる保護者 1,500 人 市内在住の児童扶養手当受給世帯の保護者 600 人
令和6年 7月1日	令和6年度 第1回笛吹市子ども・ 子育て会議	(1) 笛吹市子ども・子育て支援事業計画における令和5 年度地域子ども・子育て支援事業の達成状況について (2) 第3期笛吹市子ども・子育て支援事業計画に係るニ ーズ調査の報告について (3) 笛吹市こども計画について
令和6年 7月16日～ 8月2日	こども・若者調査	市内在住の18歳から40歳未満の市民 2,000 名 市内にある中学校・高等学校に在籍する生徒 2,300 名
令和6年 7月25日	笛吹市こども計画策定 に向けた関係機関・団 体ヒアリング	・子ども・子育てに関係する機関・団体から、現状・課題・ご 意見をお聞きし、計画策定に反映することを目的にヒア リング調査を実施
令和6年 10月15日	令和6年度 第2回笛吹市子ども・ 子育て会議	(1) こども・若者調査の結果報告について (2) 笛吹市こども計画の基本理念、計画の体系について (3) 笛吹市こども計画、量の見込みと確保等について (4) 保育施設の新設に伴う利用定員の設定について
令和6年 12月13日	令和6年度 第3回笛吹市子ども・ 子育て会議	(1) 笛吹市こども計画素案について